

# 岐阜県における豚熱対応記録

～平成30年9月から始まった豚熱への対応～

岐阜県

## はじめに

平成30年9月に、日本国内では26年ぶり、岐阜県内では36年ぶりに発生した豚熱は、令和元年9月までのわずか1年あまりの間に、20の農場を含む24もの県内施設で防疫措置を行い、県内飼養頭数のうち約7万頭、発生前の約6割の豚を失うこととなりました。

その後、殺処分等を実施した22農場のうち、16農場で飼養を再開し、県全体の飼養頭数も10万5千頭、実に発生前の91%まで回復しました。残念ながら高齢化や後継者の問題などから経営再開を断念する農場もありましたが、県内養豚業の再生の歩みは着実に進んでおります。

農場等で豚熱がひとたび確認されれば、家畜伝染病予防法に基づき発生農場等での全頭殺処分が実施されます。これはまさに時間との闘いでありました。24時間昼夜を問わず建設業協会、県獣医師会、県畜産関係団体、医療関係者をはじめ、国の機関、全国都道府県から派遣していただいた獣医師、自衛隊など、さらには県職員を含めると延べ3万人の方々に防疫作業に従事いただきました。全ての皆さまに、改めて厚く御礼申し上げます。

また、発生が一向に収まらない状況が続く中で、円滑な防疫作業のための体制構築、自衛隊との連携、暑熱・寒冷対策など、業務の改善も重ねてまいりました。

同時に、国に対しては、飼養豚へのワクチン接種を認めていただくよう、粘り強く要望を行ってまいりました。その結果、令和元年9月には、予防的ワクチン接種に向けた防疫指針の見直しが発表されました。

さらには、野生いのししへの豚熱対策として、生息地への経口ワクチン散布を日本で初めて実施するなど、農場を守る対策と野生いのしし対策の両輪で取り組んでまいりました。

全国的にはまだまだ豚熱が拡大している状況にあり、気を緩めることなく、豚熱対策に取り組んでいるところですが、最終発生から3年が経過したことを契機に、本県におけるこれまでの取組みをまとめました。広く関係者の皆様の参考になれば誠に幸いです。

令和4年10月1日 岐阜県知事 古田 肇

# 目次

## はじめに

第1章 豚熱（CSF、豚コレラ）の発生概要.....	- 1 -
1 豚熱の対応の経過.....	- 2 -
2 豚熱発生確認までの経過.....	- 5 -
3 初期対応に関する検証作業.....	- 8 -
4 豚熱の発生・防疫措置概要.....	- 9 -
第2章 対策本部等の体制.....	- 13 -
1 岐阜県家畜伝染病対策本部.....	- 14 -
2 情報集約体制.....	- 17 -
3 国現地対策本部（リエゾン）.....	- 21 -
4 岐阜県CSF有識者会議.....	- 22 -
第3章 防疫措置.....	- 31 -
1 異常豚の届出から移動・搬出制限解除までの流れ.....	- 32 -
2 異常豚発見の届出の受理から病性鑑定.....	- 35 -
3 防疫措置開始に向けた準備.....	- 40 -
4 移動自粛～消毒ポイントの設置、埋却地確保.....	- 42 -
5 資材の手配.....	- 44 -
6 殺処分、埋却、家畜排せつ物処理等.....	- 48 -
7 撤収、事後対応、制限解除.....	- 53 -
8 報道発表等.....	- 55 -
9 動員、応援、協定による支援.....	- 56 -
10 作業従事者の安全確保対策.....	- 61 -
第4章 農場を守る対策（まん延防止と緊急対策）.....	- 65 -
1 発生初期の緊急対策.....	- 66 -
2 早期出荷への取組み.....	- 71 -
3 強い畜産構造改革支援事業（県単独補助事業）.....	- 73 -
第5章 国に対する要望・提案.....	- 75 -
1 発生後から関係8県緊急要望（令和元年9月実施）まで.....	- 76 -
2 豚コレラ対策に関する緊急要望（関係8県）.....	- 78 -
3 全国知事会CSF対策プロジェクトチーム.....	- 80 -

4	関係法令の改正 .....	- 82 -
<b>第6章</b>	<b>ワクチン接種 .....</b>	<b>- 85 -</b>
1	豚熱発生（平成30年9月）からワクチン接種までの経過.....	- 86 -
2	初回一斉接種とモニタリング .....	- 87 -
3	継続的な豚へのワクチン接種とモニタリング .....	- 89 -
4	ワクチン接種に関する手数料 .....	- 92 -
5	知事認定獣医師制度 .....	- 93 -
<b>第7章</b>	<b>野生いのしし対策 .....</b>	<b>- 97 -</b>
1	野生いのししの豚熱感染経過 .....	- 98 -
2	野生いのししの検査体制の強化.....	- 101 -
3	野生いのしし豚熱感染拡大防止柵の整備等 .....	- 105 -
4	狩猟の制限.....	- 106 -
5	野生いのししの生息頭数（生息密度）の把握.....	- 107 -
6	捕獲の強化.....	- 109 -
7	経口ワクチン散布.....	- 111 -
8	登山者等への注意喚起 .....	- 119 -
9	野生いのししの検査結果の推移.....	- 120 -
<b>第8章</b>	<b>農場を守る対策（再開支援と産地再生） .....</b>	<b>- 123 -</b>
1	殺処分に伴う補償及び利子補給.....	- 124 -
2	豚熱発生農家の経営再開ルール.....	- 126 -
3	養豚業再生支援策（令和元年11月） .....	- 127 -
4	県産豚肉のPR .....	- 129 -
5	ブランド豚「ポーノブラウン」の再造成.....	- 132 -
6	養豚業再生支援センターの設置と支援.....	- 134 -
<b>第9章</b>	<b>家畜防疫体制の強化 .....</b>	<b>- 141 -</b>
1	飛騨家畜保健衛生所の移転整備.....	- 142 -
2	獣医師の人材育成.....	- 145 -
	<b>参考URL.....</b>	<b>- 147 -</b>

コラム1 「異動は突然に」～ある次長級職員の手記より～.....	- 10 -
コラム2 「ビリニュースの街に降り立って」～ある次長級職員の手記より ～ .....	- 27 -
コラム3 「深夜の車列に手を振って」～ある次長級職員の手記より～ .....	- 63 -
コラム4 「今日は晴れがましい日！」～ある次長級職員の手記より ～ .....	- 94 -

## 資料編

※本文中における所属名は、特段の記載がある場合を除いて、令和4年4月1日時点の所属名で記載しています。

※本文中にある「防疫指針」は、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」を指しています。

## 第1章 豚熱（CSF、豚コレラ）の発生概要

# 1 豚熱の対応の経過

平成30年9月からこれまでの約4年にわたる当県の「豚熱」対応は、大きく、次の3期に分けることができる。

## 第1期【初発対応期】

(平成30年8月下旬～9月中旬)

岐阜市東部の養豚農場において、国内で26年ぶり、岐阜県内では36年ぶりとなる「豚コレラ」（当時の呼称。後に「CSF」、「豚熱」と変遷）が発生、国の検査を経た患畜の確定は平成30年9月9日であった。

約56時間に及ぶ作業の結果、9月11日、当該農場の防疫措置は完了した。しかしながら、11月に報告された県の「検証報告」では、当該農場における豚の死亡は、すでに8月下旬から始まっており、県の初動対応や農場の衛生管理、県の殺処分対応（獣医師の確保等）など多くの課題が、後に、指摘されることとなった。

9月13日に岐阜市内で死亡した野生いのししが発見され、翌14日、中央家畜保健衛生所の検査において豚熱ウイルスが確認され、次なるフェーズに移行することとなった。

## 第2期【感染拡大・続発期】

(平成30年9月中旬～令和元年10月)

岐阜市北西部の側溝で死亡して発見された野生いのししが、平成30年9月14日、PCR検査で豚熱陽性であると判明したことを皮切りに、野生いのししによる感染拡大期へと移行した。

この後、野生いのししでの拡散に呼応するように農場でも豚熱が続発し、令和元年9月末までに初発を含め22事例24施設で約7万頭の豚が殺処分されることとなる。その間、約1年にわたり、農家が切望してきた飼養豚へのワクチン接種が、令和元年10月下旬に実施されることとなるが、本県の施策的な節目を区切りとして、さらに4フェーズに分けられる。

### ◆ 第2期－第1フェーズ【野生いのししの感染拡大・農場での続発】

(平成30年9月中旬～平成31年3月)

野生いのししにおける豚熱感染は、岐阜市の北西部を中心に広がった後、岐阜市内の南東部や各務原市、関市、坂祝町など県南東部へと広がっていった。

豚熱に感染したいのししが確認されると、確認地点を中心とした半径3km圏内の農場の清浄性確認を行うとともに、野生いのしし対策として、捕獲と検査の強化による浸潤状況の確認、さらには、総延長144kmに及ぶ拡散防止柵を設置する等手を尽くしたが、豚熱ウイルスの拡散は止められず、同年12月には木曾川を越えて愛知県にも広がった。

この間、平成31年3月までに、岐阜圏域、中濃圏域、東濃圏域の農場で10事例が続発した。（このほか、疫学関連農場として2農場の防疫措置も実施）

#### ◆ 第2期－第2フェーズ【経口ワクチンの散布開始】 （平成31年3月下旬～平成31年4月）

国は平成31年2月にドイツから輸入した野生いのしし向けのベイトワクチン（経口ワクチン）を国内感染地域（当時は岐阜県と愛知県）に散布する方針を決定し、同年3月から岐阜県、愛知県の両県で散布が開始された。

これは、折しも野生いのししへの感染が愛知県にも広がり、愛知県内の農場でも豚熱が発生する中、養豚農家からは飼養豚へのワクチン接種待望論が高まってきており、国はその矛先をかわすようなタイミングでの経口ワクチン散布開始とも考えられた。

なお、この経口ワクチン散布にかかる費用、人手は膨大であり、豚熱対策の一大事業となっていく。

経口ワクチン散布開始直後の平成31年4月には、野生いのししの豚熱陽性率はピークを迎えた。（189頭中147頭が感染：陽性率77.8%）

#### ◆ 第2期－第3フェーズ【飼養豚のワクチン接種攻防】 （令和元年5月頃～同年9月）

野生いのししへのワクチン散布が進められる中、養豚農家の希望はあくまで飼養豚へのワクチン接種であったが、度重なる要望にもかかわらず、国は国際獣疫事務局（OIE）「清浄国ステータス」が失われることを理由にワクチン接種を認めなかった。そればかりか、令和元年4月にはその代替措置として、野生いのししを介して豚熱が拡がりつつあった岐阜県、愛知県の農場対策として、一定の補償のもと一時的に豚舎を空舎（クリアリング）にする早期出荷事業の提案がなされ、実際に岐阜県内でも3農場（うち1農場は実施中に豚熱発生）で実施されることになった。

実施に向けても農家、県及び国の間で激論が交わされた。しかし、こうしている間にも県内農場では次々に豚熱が発生し、結果として、9月末までに発生総数24施設、殺処分総数約7万頭に及んだ。



## ◆ 第2期－第4フェーズ【初回ワクチン接種】

(令和元年10月)

令和元年9月までに、豚熱は三重県、福井県、長野県、さらには埼玉県、群馬県でも発生する等、関東圏にも広がり、もはやこの問題は中部圏のみの問題ではなくなっていた。

飼養豚へのワクチン接種の方向へと舵が切られたのは、令和元年9月に農林水産大臣が交代したことも契機の一つとなった。そして9月20日には、本県知事など5県知事が出席して豚熱関係8県合同要望を行い、その要望を受け、農林水産大臣がワクチン接種開始の方針を決定したのであった。

ついに、本県では10月25日から接種が始まった。同時期に計8県（岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県、長野県、群馬県）で一斉にワクチン接種が始まった。

## 第3期【小康状態・監視継続・産地再生期】

(令和元年11月～現在)

令和元年10月に飼養豚へのワクチン接種を開始して以降、県内の農場で、豚熱は発生しておらず小康状態となっている。こうした状況の間に、防疫措置等が行われた農場は経営再開に向けた施設改修などを実施し、飼養衛生管理の強化、向上に取り組んでいる。

一方、野生いのししについては、免疫獲得率が令和2年3月に70%を超え、同年7月頃までに豚熱陽性率は5%未満までに低下、一旦、沈静化したかのように見えた。しかしながら、季節変動はあるものの、令和2年以降、免疫獲得率は漸減し、感受性個体が増加しており、令和2年11月からは岐阜地域で、令和4年2月からは東濃地域で継続して感染を確認している。このため、現在でも、再拡大を懸念し、監視を継続している。

## 2 豚熱発生確認までの経過

平成30年9月9日、岐阜市内の農場において、国内26年ぶり、県内では36年ぶりとなる豚熱が発生した。

豚熱の確認に至るまで、複数回にわたる検査等が行われるなど、26年ぶりであったことも含め、現場は混乱した。

### <1事例目（岐阜市）の経過>

月 日	概 要
9月 3日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜市獣医師が農場において薬物治療を実施</li> <li>・1頭の死亡が確認され、検体として岐阜市獣医師が中央家畜保健衛生所に搬入</li> <li>・岐阜市から病性鑑定依頼があり、中央家畜保健衛生所にて死亡豚を解剖、豚熱蛍光抗体検査を実施</li> <li>・20：00頃 検査結果が判明、陰性により豚熱を否定</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">岐阜市から岐阜農林事務所に、「暑熱による畜産関係被害状況調査」報告 8月16日から31日までに暑熱により20頭死亡</p>
9月 4日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前、中央家畜保健衛生所にて、PCR検査を実施</li> </ul>
9月 5日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央家畜保健衛生所から岐阜市獣医師に電話にて状況確認</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">この日は豚の死亡はなし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16：00頃 PCR検査結果が陰性により豚熱を否定</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">岐阜農林事務所から畜産課（当時）に、「暑熱による畜産関係被害状況調査」にかかる報告あり</p>
9月 7日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この日の午後に、死亡豚が急増</li> <li>・中央家畜保健衛生所は、2回目のPCR検査を9月3日の検体で再度実施</li> <li>・16：00頃 PCR検査結果が陽性となり、豚熱を疑う</li> <li>・ELISA抗体検査を実施</li> </ul> <p>19：07</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央家畜保健衛生所から畜産課（当時）に第1報</li> </ul> <p>20：30</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産課（当時）から農林水産省に速報（第1報）</li> </ul> <p>21：00</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ELISA抗体検査の結果が陽性</li> </ul>

22:15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省から次の事項を指示 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 農場への立入検査</li> <li>➤ 入手した材料及び3日に採取した検査材料を用いた再検査</li> <li>➤ 国の検査機関への検査材料送付</li> </ul> </li> </ul>
22:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産課（当時）から中央家畜保健衛生所へ当該農場への立入検査を指示</li> </ul>
23:40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央家畜保健衛生所が現地到着</li> </ul>
9月 8日（土） 未明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央家畜保健衛生所が現地立入</li> <li>・豚の大量死を把握</li> <li>・検体採取（採血10頭、生体2頭、死体1頭）</li> <li>・解剖検査、蛍光抗体検査、PCR検査、ELISA抗体検査を開始</li> </ul>
9:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生体約600頭を確認</li> <li>・すべての豚の移動自粛を要請</li> </ul>
13:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光抗体検査結果 陰性</li> </ul>
14:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国に検体を提出</li> </ul>
17:20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査結果陽性</li> </ul>
	※8日中に、出荷先である関市内のと畜場の稼働自粛を要請
9月 9日（日） 6:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国による各種遺伝子解析により、陽性確定</li> <li>・殺処分開始</li> </ul>
6:15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回岐阜県家畜伝染病対策本部員会議を開催</li> </ul>
9月10日（月） 5:17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・殺処分完了（546頭）</li> </ul>
8:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回岐阜県家畜伝染病対策本部員会議を開催</li> </ul>
9月11日（火） 0:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋却完了</li> </ul>
2:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農場内畜舎の消毒完了</li> </ul>
14:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫措置完了</li> </ul>

<参考：平成30年9月2日までの経過>

(岐阜県豚コレラ検証作業チーム調査より)

**平成30年8月20日(月)**

- ・岐阜市内の農場において、豚の異変、死亡が発生
- ・岐阜市獣医師が診療(症状：衰弱、食欲不振)

**平成30年8月23日(木)**

- ・岐阜市獣医師が予防接種
- ・20日からこの日までに、豚1頭が死亡(聞き取りによる)

**平成30年8月24日(金)**

- ・朝、岐阜市から県へ病性鑑定依頼
- ・10:15 依頼を受け、中央家畜保健衛生所及び岐阜市獣医師が農場に立ち入りし、臨床検査を実施  
立入時に、死亡している豚は無し

○以下の所見から熱射病と判断し対策を助言

豚に下痢、咳等は見られなかった

前週に漏電トラブルで夜間に送風ダクトが止まっていた

豚舎北側巻き上げカーテンを閉めていた

制限給水を行っていた

- ・13:30 血液生化学検査を実施(検体：6頭分)
- ・18:05 結果(速報値)を岐阜市へ通知

**平成30年8月27日(月)**

- ・12:24 中央家畜保健衛生所では、血液生化学検査結果(最終)を踏まえ、「何らかの感染が起きている可能性がある。」と回答
- ・中央家畜保健衛生所が、岐阜市獣医師に経過を電話で確認  
→少し回復して、エサを食べ始めた豚もいるとの回答
- ・中央家畜保健衛生所から畜産研究所養豚・養鶏研究部に検査結果を共有し、意見を求めた  
→熱射病が疑われるが感染症も捨てきれない  
まず熱射病対策をする旨助言あり

**平成30年8月28日(火)**

- ・12:58 中央家畜保健衛生所から血液生化学検査結果について岐阜市へ通知

**平成30年8月30日(木)**

- ・岐阜市獣医師が農場において薬物治療及び聞き取り調査実施  
→農場主から20頭死亡との申告

**平成30年8月31日(金)**

- ・中央家畜保健衛生所が岐阜市獣医師に対し、休日等に関わらず農場に異常があれば連絡するよう依頼

### 3 初期対応に関する検証作業

#### (1) 検証作業

平成30年9月9日に確定した豚熱の発生では、患畜確定までに時間を要したこと、防疫措置における体制が十分でなかったことなどが指摘された。このため、県は、速やかに検証作業チームを設置し、課題を洗い出し、対応を検討するため、聞き取り調査や資料の精査に入った。

平成30年9月に開催した第5回家畜伝染病本部員会議で中間報告が行われた後、これをさらに詳細に検討し、対応もまとめた「平成30年岐阜県豚コレラ対策検証報告」が、同年11月5日開催の第9回家畜伝染病本部員会議で報告された。

#### (2) 検証報告で指摘された課題と対応

検証報告では、対応の推移を時系列で確認するとともに、課題が指摘された。

##### ○県の対応の検証

課題	対応方針
関係者の豚コレラに対する危機管理意識が欠如	全農場、関係獣医師に対して家畜伝染病予防法及び防疫指針の徹底
国の防疫指針の改正が防疫対策要領に未反映	県の防疫対策要領の全面改訂と詳細化
市獣医師と県との情報共有のみ実施	豚の異状の情報共有に関する研修実施

##### ○県の体制の検証

課題	対応方針
防疫指針に定める検査の未実施、検査人員の不足	防疫指針の徹底と検査人員の増員、病性鑑定体制の強化
防疫措置における役割分担や体制の不備	県の防疫対策要領の全面改訂と詳細化
現地機関から県庁への報告体制、情報収集体制の不備	県の防疫対策要領の全面改訂と詳細化 情報集約センターの設置

##### ○農場の適正な管理

課題	対応方針
チェック表のみの飼養衛生管理指導	全農場に対する飼養衛生管理基準の徹底指導

この検証報告書を基に、県の防疫措置要領の改訂、防疫措置体制の整備、検査体制の強化などが行われ、この後の防疫措置の基本となっている。

## 4 豚熱の発生・防疫措置概要

平成30年9月の発生だけでは止まらず、野生いのししの感染拡大とともに、令和元年9月まで、農場における豚熱発生は相次ぎ、疫学関連農場も含め、22事例24施設で、約7万頭の殺処分を行い、延べ3万人以上が防疫作業に従事する事態となった。

### <防疫措置施設数の内訳>

項目	施設数	備考
防疫措置実施施設数	24	
うち民間農場	20	発生農場18、疫学関連農場2
公的施設	3	岐阜市畜産センター公園、 県畜産研究所、県農業大学校
いのしし農場	1	

### <22事例24施設の発生概要>

	発生場所	発生日	殺処分頭数※	防疫措置完了
1	岐阜市	平成30年 9月 9日	546	平成30年 9月11日 14:00
2	岐阜市畜産センター公園	11月16日	21	11月16日 15:00
3	県畜産研究所	12月 5日	503	12月 7日 15:32
4	いのしし農場	12月10日	21	12月11日 15:56
5	県農業大学校	12月15日	10	12月16日 15:35
6	関市	12月25日	8,083	12月28日 8:10
7	各務原市	平成31年 1月29日	1,609	平成31年 1月31日 7:00
8	本巣市 (No.7の疫学関連)		778	2月 1日 6:50
9	恵那市 (豊田市発生事例の疫学関連)		4,333	2月 8日 17:10
10	瑞浪市	2月19日	5,765	2月23日 7:10
11	山県市	3月 7日	1,503	3月 9日 7:30
12	山県市	3月23日	3,637	3月26日 7:00
13	美濃加茂市	3月30日	666	3月31日 15:30
14	恵那市	4月 9日	3,521	4月11日 17:00
15	恵那市	4月17日	9,830	4月22日 8:00
16	山県市	令和元年 5月25日	2,040	令和元年 5月28日 8:00
17	山県市	6月 5日	7,415	6月10日 8:20
18	関市	6月23日	1,172	6月25日 12:50
19	恵那市	7月 3日	4,794	7月 7日 15:15
20	七宗町	7月10日	401	7月11日 14:30
21	恵那市	7月27日	1,007	7月30日 10:30
22	揖斐川町	8月17日	3,610	8月23日 9:00
23	中津川市	9月 5日	316	9月 6日 10:30
24	恵那市	9月22日	8,027	9月28日 9:00

※殺処分頭数は、殺処分完了時に県が発表した数値

## コラム1 「異動は突然に」～ある次長級職員の手記より～

(深夜に鳴った一本の電話)

その電話を受け取ったのは、忘れもしない平成30年9月14日(金)の夜11時頃のことだった。明日からの三連休に久しぶりの一泊の家族旅行を控えていた私は、その準備も首尾よく終え、床に就こうとしていた。

公用携帯を鳴らす未登録の番号を不審に感じながら布団の上で電話を取った。

折しも、ここ一週間くらい新聞紙上を騒がせている岐阜県政を巡る話題は、国内で26年ぶり、岐阜県内では実に36年ぶりとなる豚コレラ(当時の呼称、その後CSF、豚熱)が、なぜか内陸である当岐阜県、しかも県都である岐阜市の農場で発生し、とりわけその際の県の初動対応を巡り大変なニュースとなっていたが、この日の夜7時のNHKニュースは全国トップニュースで「岐阜市内で死亡していた野生のいのししから豚コレラウイルス発見」との報道がなされていた。

それを見た私の率直な感想は「岐阜県やばいな」と思ったわけだが、それからわずか数時間後のこの電話なのである。当時健康福祉部局に所属していた私は、全く予期せず電話に出ると、

「人事課長ですが、副局長さん、ニュース見られたと思いますが、今農政部が大変なことになっています。助けてもらえませんか？」と切羽詰まった声。

「え？ニュースは見たけど私に何をやれと？」と問うと、

「農政部の指揮者が足りていません。豚コレラの陣頭指揮に当たってほしい。できれば明日からお願いできないでしょうか？」

とのことであつた。

運命はなんと皮肉なのだろうか。これまで危機管理関係の仕事が長く、健康福祉部の副局長になり、ようやく少し時間ができたので明日から久しぶりの家族サービスに出かけようとした矢先のこの電話である。奈落の底に突き落とされるような気分だった。私は一考したうえでこう答えた。

「わかりました。ただし、一日だけ猶予をください。明日から家族旅行なんです。明後日(日曜日)には必ず着任します。」

(家族旅行から「戦場」へ)

人事課長からの依頼であり、いわば職務命令である。しかも頼りにされている。何とか力になりたい。ただ家族旅行に穴はあけたくない。葛藤の末出した答えは、家族とともに一泊したうえで、その翌日早朝から先に旅行先を離脱し「参戦」する方法だった。

人事課長は、

「それで結構です。では明後日日曜日からお願いします。何時ころから入れそうですか。」

「昼過ぎにはなんとか。」

私は妻に報告し了承を得た。「異動だよ」と私。妻は慣れているせいか意外と冷静で「やれやれだね。」とむしろすぐ行かなくていいのかといった雰囲気。県職員の妻は鍛えられるもんだと思った。

旅行の2日目、朝一番に家族旅行を「離脱」し、一人車で宿を出発した。「戦場」へ向けてである。道路沿いの美しい景色もまるで目に入らない。何時に県庁に着けるか、まずどこの部署へ行こうかなど頭を巡っていた。4時間程の行程なのだが、あつという間だった。途中両副知事から電話が入った。両副知事から電話をもらって職務に就く県職員がかつてあっただろうか。ある意味これから就く仕事の過酷さを物語っていた。ある副知事は「現次長の補佐役だから気負わずにやってもらえばいいから」とのこと。緊張感が少しほぐれた。

(着任早々)

岐阜に戻った私は、一度家族不在の自宅に帰り、荷物を置いてから、食料などを買い込み（というのは、しばらく泊まり込みではないかとも思ったため）、県庁「農政部」へ赴いた。結局午後2時を回ったころだったと記憶している。専用のデスクはまだ用意されてなく、次長室の応接テーブルが当面の私の執務スペースとなった。日曜日なのに農政部幹部職員や畜産課（豚対策）、農村振興課（いのしし対策）など関係課の職員が多く出勤していた。

そしてありがちなことだが、「まもなく副知事レクがあるので」と猫の手も借りたいようなバタバタな状況の中、私は状況がわからないのでなにも手伝うこともできず、次長に「とりあえずそのA票、B票に目を通しておいて」と言われ読むことしばし。これは、農政部内で情報共有ができていないとの反省からとにかく電話対応などの細かな情報をペーパーにして副知事まで共有しているものだった。

そのうち副知事協議が始まる。副知事の様々な問いかけや問題提起に対し、農政部の対応は決して十分とは言えず、課題の大きさを痛感した。程なく知事レクにも参加することとなり、必然的に即戦力となっていった。

逆にいうと、次から次へと事態が展開し、新たな課題への対応が迫られるので、だれが入っても即戦力となる状況にあったのかもしれない。

(おにぎり2個の昼食を携え)

そんな感じでスタートした豚熱対応。次長が豚対策、私（着任当初は「農政部参事」という補職を拝命した）がいのしし対策というのを基本に日々対応に当たった。毎日陽性いのししの公表を行いながら、今後の対策を検討、いのししの捕獲強化や拡散防止柵の設置、養豚農家への電柵の配布などを実行していった。そうした状況の中で、時折異常豚が発見され、PCR検査に入ると時限爆弾のスイッチが押されたように有事に備えて本部員会議や殺処分の準備を進めなければならなかった。しばらくの間はいわゆる「空振り」が続いたが、これが一番堪えた。

当時はいつ昼食が食べられるかわからないので、カプセルに入ってラップにまかれたおにぎりを2つ家から持参し次長室応接で時間のあるときに食べていた。

当然、連休が終わり平日になっても同じ状況が続き、本来の所属（健康福祉部）を覗いて挨拶することすら叶わなかった。



(次第に体制を整え)

次第に馴染んでくると、執務体制などを整え始めた。まず、情報共有のため、発生の恐れがある場合の重要事項は部長室にホワイトボードを設置し、そこを情報集約室とした。さらにその後大規模な農場での発生が予想されるようになり、別フロアに情報集約センターを設置。私は常時そこに勤務することになった。さらにステージが進むにつれ、対応人員が必要となり、家畜防疫対策課への大幅増員、さらには家畜伝染病対策課の新設というように体制が整備されていくこととなる。

しかしながら、草創期の常として、着任時はこのような惨状であり、このような環境下で先の見えない消耗戦が続いていくのであった。

やがてステージは初発対応期から野生いのしし伝播、感染拡大・続発期へと展開していくこととなる。

(コラム1完)

## 第2章 対策本部等の体制

# 1 岐阜県家畜伝染病対策本部

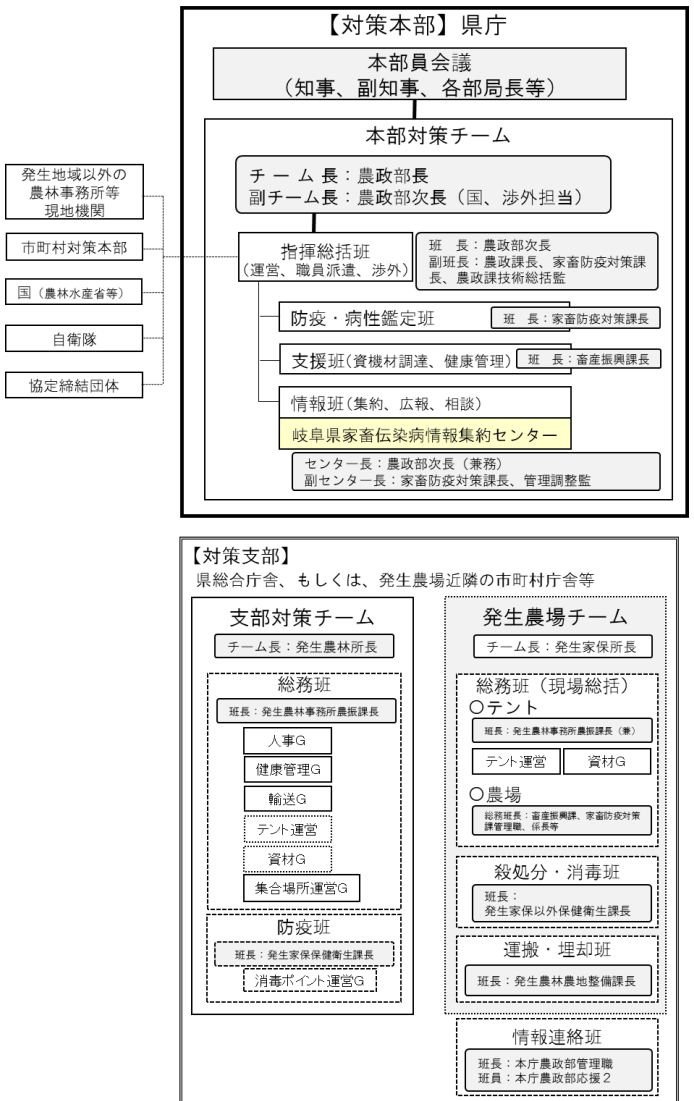
## (1) 概要

岐阜県家畜伝染病対策本部は、岐阜県の組織を挙げて、全庁的な対策を実施する目的で設置する。

知事を本部長とし、副知事、各部長で構成した。

協議事項は、県内で発生した家畜伝染病への対応等とし、本部の下に、農政部長を長とする本部対策チームを置いた。

発生農場等の現場を統括する対策支部を、当該発生農場等を所管する農林事務所に設置し、支部対策チームと発生農場チームを置いた。



<家畜伝染病対策本部等組織図>

## (2) 本部員会議

豚熱発生時には、防疫措置方針の決定等、家畜伝染病発生時の意思決定機関として、本部員会議を開催する。

豚熱では、平成30年9月9日に第1回を開催し、令和元年9月22日までに計38回、開催した。



<家畜伝染病対策本部員会議>

### (3) 本部対策チーム

県庁に、農政部長を長として、「本部対策チーム」を設置し、本部員会議の開催の他、防疫措置全体の総括、関係機関との調整などを実施した。

「本部対策チーム」に各班を設置し、それぞれの事務を所掌した。

#### <本部対策チーム各班の役割>

名 称	主な所掌事務
指揮総括班	<ul style="list-style-type: none"><li>・本部対策チームの総括</li><li>・本部員会議等の開催</li><li>・支部対策チーム、各部局、市町村、畜産関係団体との連絡調整</li><li>・国との連絡調整</li><li>・議会対応</li><li>・防疫措置計画の策定</li><li>・動員調整（獣医師、フォークリフトオペ、自衛隊、一般職員、医療関係者等）</li><li>・予算確保</li></ul>
防疫・病性鑑定班	<ul style="list-style-type: none"><li>・国（農林水産省動物衛生課、動物衛生研究部門）、隣接県等との防疫対応に関する連絡調整</li><li>・疫学関連農場等の調査</li><li>・病性鑑定の実施</li><li>・埋却作業等に関する調整</li></ul>
支援班	<ul style="list-style-type: none"><li>・資機材の調達、輸送に関する調整</li><li>・人員の輸送に関する調整</li><li>・職員の健康管理</li></ul>
情報班 (情報集約センター含む)	<ul style="list-style-type: none"><li>・発生情報、現場情報等の各種情報の収集</li><li>・防疫作業に係る情報の収集、集約、調整</li><li>・報道対応</li><li>・本部員会議等、各種資料の作成</li></ul>

### (4) 対策支部

発生農場等を所管する農林事務所に「対策支部」を設置した。当初、農場に近い場所で設置したこともあったが、メール等の通信ネットワークが構築できないことから、かえって連絡や情報集約の遅延、漏れが生じる可能性があったため、途中から県の庁舎に本部機能を置き、農場等には職員を配置、スマートフォン・タブレットを配備することとした。

対策支部には、農林事務所長を長とし、発生農場等と対策本部との連携・情報共有に従事する「支部対策チーム」と家畜保健衛生所長を長とし、発生農場における防疫措置に従事する「発生農場チーム」を置いた。

防疫措置に従事する者の集合場所、農場にも県庁からの情報連絡員等を配置して、県庁に設置した対策本部（情報集約センター）と円滑に情報共有が行えるよう体制を敷いた。

なお、家畜伝染病予防法等、関係法規に基づく判断は、県庁の対策本部が担い、県内全域で判断に差異が生じないようにした。

#### <支部対策チーム各班の役割>

名 称	主な所掌事務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>支部対策チームの総括</li> <li>本部対策チーム、発生農場チームとの連絡調整</li> <li>周辺地域住民に対する説明会の開催</li> <li>施設及び道路使用に係る各種調整及び手続き</li> </ul>
防疫班	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生農場及び周辺農場の防疫措置の総括</li> <li>手当金交付のための評価</li> <li>発生農場等の疫学調査</li> <li>消毒ポイントの運営</li> </ul>

#### <発生農場チーム各班の役割>

名 称	主な所掌事務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生農場チームの総括</li> <li>対策本部、対策支部との調整、現地自衛隊との調整</li> <li>発生農場における安全対策</li> <li>仮設テント設置場所の運営</li> <li>農場、仮設テントで使用する資機材の管理</li> <li>農場出入口での人及び車両の消毒</li> <li>発生農場周辺の交通規制、誘導</li> </ul>
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場情報（作業進捗、事故など）の情報収集</li> <li>発生農場における報道関係者への対応</li> <li>熱中症指数の報告（夏季）</li> </ul>
殺処分・消毒班	<ul style="list-style-type: none"> <li>殺処分、消毒作業（進捗管理・記録含む）</li> </ul>
運搬・埋却班	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋却作業（進捗管理・記録含む）</li> <li>作業に必要な重機等の調達</li> <li>建設業協会との事前調整</li> </ul>
焼却班	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却作業（進捗管理・記録含む）</li> </ul>
化製処理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>化製処理作業（進捗管理・記録含む）</li> </ul>
発酵消毒班	<ul style="list-style-type: none"> <li>発酵消毒作業（進捗管理・記録含む）</li> </ul>

## 2 情報集約体制

### (1) 概要

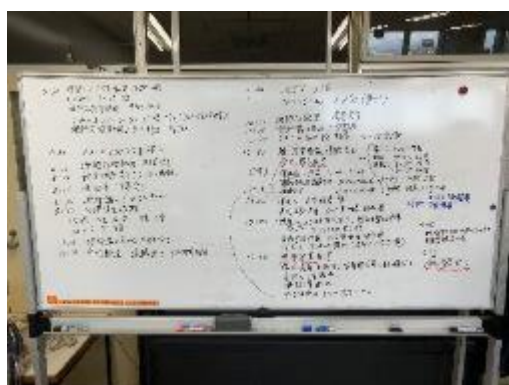
豚熱発生及び防疫作業に関する情報を集約するため、対策本部の本部対策チームに「情報集約センター」（情報班内）を、対策支部の発生農場チームに「情報連絡班」を置いた。

「情報集約センター」と「情報連絡班」が連携して、農場における作業進捗に関する情報を集約した。

### (2) 情報集約センター

豚熱の感染が疑われる段階で、県庁内に情報集約センターを設置した。

発生に関するすべての情報集約を行い、防疫措置中は現地から1時間ごとに送られてくる状況報告の整理、メディアへの情報提供の他、庁内関係先への情報共有、連絡調整を担った。



<情報集約センター（情報整理・共有）>

#### 【防疫作業中に情報集約センターに収集される情報】

- ① 防疫作業の進捗状況
  - ・ 殺処分、汚染物品（飼料・堆肥）の処分、清掃、消毒の開始、完了時刻（畜舎等ごと）
  - ・ 畜舎ごとの殺処分頭数
  - ・ 汚染物品処分、清掃、消毒の進捗状況
  - ・ 埋却の袋数
- ② 動員実人員数
- ③ 事故等の発生状況
  - ・ 事故の発生経緯、その後の処置
  - ・ 負傷状況等
  - ・ 傷病人数等

### (3) 情報連絡班（発生農場チーム）

発生農場における防疫作業の進捗などの情報を収集するため、対策支部の発生農場チームに情報連絡班を設置した。

#### <情報連絡班の概要>

項目	概要
体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・班長 1名 （農政部管理職）</li> <li>・清浄エリア 1名 （総務部）</li> <li>・汚染エリア（衛生管理区域） 1～2名 （農政部各課）</li> </ul>
服装 持ち物	<p>○服装</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護服を着用 ※防護服の中は、その時の気候にあわせ、作業がしやすいものを選び、暑い時期は薄手のシャツ、ジャージ等も可。</li> <li>・着替えを持参。</li> <li>・情報連絡班員であることを識別するため、ビブスを着用。 （目印としてビニールテープを巻くといった対応もあった。）</li> </ul> <p>○連絡ツール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用の携帯電話を現地で受け取って使用。</li> <li>・情報集約センターへの定時報告、写真データの送付等に使用。</li> <li>・汚染エリア内での携帯は、携帯電話をビニール袋等で密封。空気に露出させないことを徹底。</li> </ul> <p>○記録ツール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1クールが県庁からノート等一式を持参。</li> <li>・順次、次の情報連絡班へ引き継いで、防疫措置終了まで使用。</li> <li>・殺処分状況の分析等のため、電卓を常備。 ※夜間作業もあるため、太陽電池ではなく電池式が有効。</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業工程表、現場図面、その他必要な資料。</li> <li>・AED、救命セット（血压計等が入っている）。</li> <li>・必須物として、飲料水、携帯できる食料を持参。 （作業時間の変更等に対応するため）</li> </ul>
業務 班長の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡班の総括。</li> <li>・作業従事者の健康状態把握。</li> <li>・「WBGT（暑さ指数）」の確認。</li> </ul>
業務 清浄エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染エリア班員から、農場内の作業進捗情報を受信。</li> <li>・埋却班から埋却作業の進捗情報を受信。</li> <li>・記録用紙に各情報を集約。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報集約センターに電話報告及び集計用紙の写真をデータ送信。</li> <li>・「W B G T」値を電話時に報告。</li> <li>・作業の休止、事故、傷病者等の情報を随時報告。</li> <li>・情報集約センターからの指示事項等を伝達。</li> </ul>
業 務 汚染エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各豚舎等の作業場所を巡回し、豚舎記録員（殺処分頭数のカウント及び記録。殺処分班員が担当）から、毎正時の殺処分頭数を聞き取り。（このほか、フレコン運搬袋数、清掃等の進捗状況、健康状態もあわせて聞き取り）</li> <li>・清浄エリア班員に殺処分頭数等を電話にて報告。</li> </ul>
埋却地担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋却作業の状況を確認し、情報連絡班長へ報告。</li> <li>&lt;初動～防疫措置完了まで&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋却穴の掘削状況【定時報告】</li> <li>・フレコンバッグの数（埋却数）【定時報告】</li> </ul> </li> <li>&lt;撤収時&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・撤収状況の確認。撤収（防疫作業の完了）を報告。</li> </ul> </li> <li>&lt;随時報告事項&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラブル発生等の状況【発生後すぐ】</li> <li>・現地の情報（混乱の有無、湧水状況、食料、天候 等）【随時】</li> </ul> </li> </ul>
業務の流れ 及び詳細	<p>①指定集合場所への集合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集合場所に到着後、他の情報連絡班員と連絡を取り合流。</li> <li>・防護服等の資材を受け取って、揃って現場入。</li> <li>※全体スケジュールの関係で、第3クールは保健所総務課長等からの連絡を受けて、救護班が乗った車を現場へ先導する場が多かった。</li> <li>・情報連絡班員の健康診断は不要。</li> </ul> <p>②現場到着</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報集約センターへ現地入りした旨を連絡。（前任者の氏名もあわせ報告）</li> <li>・現地対策本部連絡員（仮設テント常駐）、埋却地の運搬・埋却班長の確認（携帯電話の番号）、現地のレイアウトの確認。</li> </ul> <p>③定例情報収集（原則1時間ごとでタイミングは要調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染エリア情報連絡班が、定期的に現場の記録員等から情報を収集。清浄エリアの情報連絡班（農政部管理職）へ報告。 報告内容：殺処分の進捗状況、フレコンバッグ数、埋却穴の掘削状況、埋却状況 等</li> <li>・清浄エリア情報連絡班が、情報集約センターへ報告。</li> </ul>



	<p>④従事者の体調把握等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概ね1.5時間に1回、豚舎内の作業に従事している職員の健康状態（体調の優れない者がいないか等）を確認。</li> </ul> <p>⑤情報集約センターからの指示等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報集約センターからの指示を、運搬・埋却班長、対策支部等へ伝達し、内容をメモとして記録（時間と内容）。</li> <li>トラブル等が発生した場合は、直ちに情報集約センターへ電話報告。指示を仰ぐとともに、報告内容を記録。 例：埋却穴から湧水した、けが人が出た 等</li> </ul> <p>⑥交代・引継</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次クールの情報連絡班員に発生農場の現地にて引継ぎを実施。</li> <li>引継内容は、これまでの経緯、報告・指示内容。</li> <li>引継用ノートの記載をもとに、口頭説明し確実に伝達。</li> <li>引継終了後、現地対策支部へ引き揚げを申告。</li> <li>引き揚げの際は足元の消毒を現場の人に依頼した。 ※自宅から長靴を持参した場合は消毒を徹底（足裏凸凹等に土、有機物が残らないように）。</li> <li>現地の長靴を着用した場合は現地の指示に従って処分。 防護服についても現地の指示に従い処分。</li> <li>最終クールに従事した情報連絡班員は、現地仮設テントで使用した記録ツール一式、連絡ツール一式を農政課へ持参。</li> </ul>
<p>その他 留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交差汚染防止のため、汚染エリアや埋却地の記録員等とは接触しない。</li> <li>汚染エリア及び埋却地へ立ち入った記録員等が清浄エリアへの立入禁止。</li> </ul>

種別		殺処分頭数		報告日	
種別	殺処分	報告	報告日	殺処分	報告
情報連絡班	0				
対策支部	17	17			
小計	17	17			
合計	17	17			

<集計用紙（殺処分頭数（情報連絡班））>

### 3 国現地対策本部（リエゾン）

#### （1）本部体制

平成30年9月の1例目の発生により、農林水産省消費・安全局動物衛生課、畜水産安全管理課、東海農政局、同局岐阜拠点などから複数名のリエゾンが派遣され、県庁内に常駐した。

なお、愛知県と本県（疫学関連農場）で同時に防疫措置が必要となった際には、本県での防疫措置が滞りなく実施される体制が構築されたことから、リエゾンが愛知県に派遣され、本県の防疫措置の対応拠点は、農林水産省東海農政局岐阜拠点に、連絡事務所が設置された。

#### （2）国疫学調査チーム

豚熱の発生が疑われた段階で、農林水産省消費・安全局動物衛生課職員等で構成される疫学調査チームが農場に派遣され、飼養衛生管理状況、感染状況を分析するためのサンプリング、飼養者への聞き取り調査等が実施された。

調査は、防疫措置（殺処分）が開始される前に実施された。



<疫学調査>

## 4 岐阜県CSF有識者会議

### (1) 設置経緯

平成30年9月9日、岐阜市内の農場で豚熱が発生して以降、断続的に県内農場での発生が続いたことを受け、さらなる拡大を防止するため、平成30年12月21日、国の「拡大豚コレラ疫学調査チーム（当時）」等と連携し、以下の事項を検討するための有識者会議を設置した。

### (2) 検討内容

- ① 発生経緯等の分析
  - ・ 県内で発生した豚熱事案の概要
  - ・ 発生農場における防疫対策の実施状況及び感染経路
- ② 今後の防疫対策の検討
  - ・ これまでの対策と効果の評価（国及び県の指導内容、農場独自の対策事例等）
  - ・ 想像される感染原因（人、物、重機、飼料、堆肥、野生生物（いのしし、小動物、鳥類）等）ごとの発生予防に向けた具体的対策
  - ・ 本事案における臨床症状の特徴を踏まえた感染確認のあり方等の早期発見に向けた具体的対策
- ③ いのしし対応マニュアルの策定
  - ・ 野生いのししにおける豚熱の浸潤状況
  - ・ これまでの対策と効果の評価
  - ・ 野生いのししの生態を踏まえた感染いのししの拡散防止に向けた具体的対策
  - ・ 関係機関（国、県、市町村の各部局、猟友会等の関係団体等）との連携

### (3) 有識者会議委員

有識者会議委員は、県内外の産業動物の感染症の専門家及び野生いのししの専門家に依頼した。



<有識者会議（県庁内会議室）>

<岐阜県CSF有識者会議 委員名簿（50音順、敬称略、役職は設置当時）>

氏名	所属・職名
青木 博史	日本獣医生命科学大学 獣医学部 准教授（微生物学、感染症学）
浅井 鉄夫	岐阜大学大学院 連合獣医学研究科 教授（動物感染症制御学）
石黒 利治	（公社）岐阜県獣医師会 会長
伊藤 貢	（有）あかばね動物クリニック 獣医師 （一社）日本養豚開業獣医師協会 理事
江口 祐輔	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 西日本農業研究センター畜産・獣害研究領域鳥獣害対策技術グループ長
小寺 祐二	宇都宮大学 農学部 雑草と里山の科学教育研究センター 准教授 国拡大豚コレラ疫学調査チーム臨時委員
只野 亮	岐阜大学 応用生物科学部 生産環境科学課程 応用動物科学コース 動物ゲノム多様性学分野 准教授
平田 滋樹	長崎県 農林技術開発センター 研究企画部門 研究企画室 主任研究員 兼 農山村対策室 鳥獣対策班
山本 健久	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究 部門 ウイルス疫学研究領域疫学ユニット長 国拡大豚コレラ疫学調査チーム委員

【ワーキンググループアドバイザー】

迫田 義博	北海道大学大学院 獣医学研究院微生物学教室 教授
-------	--------------------------

【いのししまネジメントワーキンググループ委員】

鈴木 正嗣	岐阜大学応用生物科学部 教授 野生動物管理学研究センター長
-------	-------------------------------

（４）開催実績

発生・対応状況に応じて協議事項を設定し、これまでに計12回開催した。

第1回 岐阜県豚コレラ有識者会議

開催日時	平成30年12月21日（金）11:00～12:30
内 容	国の疫学調査結果について 豚コレラ対策の拡充・強化について （農場の防疫対策、野生いのしし対策）

第2回 岐阜県豚コレラ有識者会議

開催日時	平成31年 2月 4日（月）14:00～15:30
内 容	豚コレラの課題と対策について

第3回 岐阜県豚コレラ有識者会議

開催日時	平成31年 4月16日(火) 15:30~16:30
内 容	野生いのししへの経口ワクチン投与の状況について 豚へのワクチン投与について

第4回 岐阜県豚コレラ有識者会議

開催日時	令和 元年 5月22日(水) 13:30~15:00
内 容	野生いのししへの経口ワクチン投与の状況について 野生いのしし対策の強化について 国の「豚コレラ対策(案)」について

第5回 岐阜県豚コレラ有識者会議

開催日時	令和 元年 9月 1日(日) 13:30~15:00
内 容	ドイツ・リトアニア豚コレラ対策調査の結果について 今後の豚コレラ対策について

第6回 岐阜県CSF有識者会議

開催日時	令和 2年 1月31日(金) 15:30~17:00
内 容	豚等へのCSFワクチン接種状況 野生いのしし対策の状況 (経口ワクチンの野外散布、野生いのししのCSF浸潤状況調査(中間報告)) 全国知事会CSF対策PTの活動状況 CSF・ASF対策の課題と今後の対策

第7回 岐阜県CSF有識者会議

開催日時	令和 2年 7月27日(月) 10:00~11:30
内 容	農場を守る対策 (豚ワクチン接種の抗体付与状況、ASF(アフリカ豚熱)への備え、県独自の施設整備の推奨基準) 野生いのしし対策 (現状と課題、今後の対策の進め方) 報告事項 (CSF発生農家の再開状況、飼養衛生管理指導等計画の策定)

第8回 岐阜県CSF有識者会議

開催日時	令和 2年 8月24日(月) 15:00~16:00
内 容	農場ごとの衛生管理レベル向上を図る取組み 狩猟期における捕獲対策について 経口ワクチンの夏期散布について 歯列による齢査定の導入について

### 第9回 岐阜県CSF有識者会議

開催日時	令和 3年 2月 8日 (月) 11:00～12:00
内 容	農場を守る対策 (豚ワクチン接種の免疫付与状況、県独自推奨基準への対応) 野生いのしし対策 (豚熱ウイルスの浸潤状況、野生いのしし対策の実施方針案) 豚熱・アフリカ豚熱対策の課題と今後の対策について

### 第10回 岐阜県CSF有識者会議

開催日時	令和 3年 8月 5日 (木) 15:00～16:10
内 容	豚熱の現状 飼養衛生管理基準等の改正を受けた取組方針 令和3年度の狩猟方針 野生いのししのジビエ利用に向けた取組み その他 (アフリカ豚熱の発生状況について)

### 第11回 岐阜県CSF有識者会議

開催日時	令和 4年 2月 3日 (木) 10:30～11:30
内 容	令和4年度 農場を守る対策について 令和4年度 野生いのしし対策について 豚熱感染確認区域における野生いのしのジビエ利用 その他 (「岐阜県野生動物管理推進センター」の設置について)

### 第12回 岐阜県CSF有識者会議

開催日時	令和 4年 8月 1日 (月) 10:00～11:30
内 容	全国知事会CSF対策PT提言について 農場を守る対策 (豚ワクチン接種の免疫付与状況、飼養衛生管理の強化・向上の取組み) 野生いのしし対策 (感染状況、令和4年度の狩猟について、野生いのししのジビエ利用再開について) その他 (岐阜県における豚熱対策の情報発信)

## (5) 欧州 (ドイツ・リトアニア) 現地調査

農場のバイオセキュリティの確保、経口ワクチン散布、捕獲等による野生いのしし対策等の先進地である欧州の状況を調査し、本県の豚熱施策に活用することを目的に実施した。



<現地での面談>

<欧州（ドイツ・リトアニア）現地調査行程等>

欧州（ドイツ・リトアニア）現地調査		
期間	令和元年8月18日（日）～8月24日（土）	
メンバー	<p>（有識者：3名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浅井鉄夫 岐阜大学大学院連合獣医学研究科長教授</li> <li>・迫田義博 北海道大学大学院獣医学研究院微生物学教室教授</li> <li>・平田滋樹 農業・食品産業技術総合研究機構上級研究員</li> </ul> <p>（県関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県職員4名</li> <li>・三重県職員1名 ※三重県でも農場での豚熱発生に加え、野生いのししでも豚熱感染が拡大していることから調査に参加</li> </ul>	
行程等	18日（日）	中部国際空港等からフランクフルト経由でリトアニアへ
	19日（月）	<p>国立食品獣医サービス所等との意見交換</p> <p>会場：国立食品・獣医リスクアセスメント研究所（ビリニュス）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立食品獣医サービス所（リトアニア） ダリユス・レメイカ所長 ヴィドマンタス・パウラウスカス副所長 パウリユス・ブサウスカス緊急対応部アドバイザー</li> <li>・ASFコンピテンスセンター ※リトアニアで唯一の獣医大学が中心となって運営 アルヴィーダス・マラカウスカス館長</li> <li>・国立食品・獣医リスクアセスメント研究所 ユーラテ・ブイトクヴィエネ血清課長 イングリダ・ヤツェヴィチエネ ウイルス学部長</li> <li>・ハンティング協会 ヨーナス・タルマンタス猟師・漁師会長</li> <li>・国立食品獣医サービス所（ラトビア） マーティン上席専門官</li> </ul>
	20日（火）	リトアニア（ビリニュス）からドイツ（ベルリン）へ移動
	21日（水）	<p>農業省、ブランデンブルグ州政府等との意見交換</p> <p>会場：農業省（ベルリン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業省（日本の農林水産省に相当する機関） ストックマン博士</li> </ul>
	22日（木）	<p>ブランデンブルグ州政府、ドイツ動物衛生研究所等との意見交換</p> <p>会場：農業省（ベルリン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツ動物衛生研究所（FLI、国の公設研究機関） ブルム博士、スタウバッハ博士</li> <li>・ブランデンブルグ州政府 動物・健康福祉部 クラス博士、ソイケ博士、カーン博士</li> <li>・ブランデンブルグ州政府 狩猟コンピテンスセンター ハンティング協会代表 グライヒ博士</li> <li>・IDT-Biologika（ワクチンメーカー） フォス博士</li> </ul>
	23日（金）	ドイツ・ベルリンからフランクフルト等経由で日本へ
	24日（土）	帰国（中部国際空港等）

## コラム2 「ビリニュースの街に降り立って」～ある次長級職員の手記より～

### (リトアニアと豚熱)

それは不思議なご縁だった。第二次世界大戦時に「命のビザ」を発給したことで有名な外交官「杉原千畝」が岐阜県八百津町の出身ということで、かねてから岐阜県とリトアニアは交流があったが、豚熱が蔓延している最中のある日、リトアニア駐日大使が岐阜県を訪れ、知事と面談することとなった。

そして先方から「農業担当者（アタッシュェ）も同行するので是非豚熱についても話題としたい」とのご進言があったため、農政部も同席、知事から本県の豚熱発生状況を説明した。

すると先方は意外なことに、「リトアニアも豚熱とアフリカ豚熱を経験した。ノウハウもあり、コンピテンスセンターも設置しているから困っているなら力になれるかもしれない。是非視察してほしい」とのことであった。「すでに世界の複数国から視察を受け入れており、アジアでは韓国も来ている」とのこと。その夜の懇親会でも豚熱について話が盛り上がった。

### (ドイツと豚熱)

ほかにもキーマンとなった方々がいる。ドイツ I D T（製薬メーカー）の A d. フォスさんと同じくドイツ F L I（政府系の動物衛生研究所）のクリストフ・スタウバッハさんだ。

フォスさんは、平成31年の春から散布を開始した野生いのししへの経口ワクチンの製造会社の技術者で、散布前にレクチャーとフィールドでのデモンストレーションをしていただいた。久々に英語でのやり取りをして心地よさを感じたものである。

スタウバッハさんは、岐阜の豚熱の現場を是非視察したいと遥々ドイツからお越しになり、英語の堪能な係長が現場を案内したことがあった。視察を終えた後、県庁で打ち合わせを行い、夜の懇親会には副知事も出席した。もちろん私も同席した。このようにお付き合いのあった方々が、欧州視察の視察先となっていった。

### (欧州視察計画)

半信半疑だった欧州視察が徐々に計画されていった。

豚熱の知見は日本にはまだない。そのため国も有効な方策を示せないでいる。であれば、いっそのこと岐阜県から欧州に視察に行ってしまうおう。という発想だった。といえば聞こえはいいが、「藁をもすがる心境であった」というのがむしろ正直なところかもしれない。

県幹部に相談すると、とんとん拍子で企画が現実のものとなっていった。そして、なるべく多くの人をお誘いしようということで、岐阜県豚コレラ有識者会議の有識者会議メンバーはもちろん、国や隣県（この時点で東海三県をはじめ福井県、長野県で豚熱が発生していた）、県議会議員にも声をかけ、参加者を募った。



結果、国には出席いただけなかったが、有識者として岐阜大学の浅井先生、北海道大学の迫田先生、農研機構の平田先生の3名、三重県職員1名が参加いただけることとなり、岐阜県職員、私を含め5名（うち1名は通訳の国際交流員）を加え、合計9名の（大？）視察団が出来上がった。

余談であるが、有識者の顔ぶれを見れば、国の視察団といっても遜色ない陣容である。

（セントレアからフランクフルト経由でビリニュスへ）

豚熱との戦いで休日も休みのない中の海外視察である。ろくに準備する時間もなかったが、それでも約1週間の欧州行きであり、それなりの準備は必要である。なんとか必要最小限の準備をし、当日を迎えた。

ドイツフランクフルトで合流予定の北海道と関東から出発する2名以外の7名は、セントレアから出発の途に就いた。いつ豚熱が発生するかわからない。もちろん土日もない。そんな豚熱漬けの日常から一転しての海外視察。しかも一週間も県庁を不在にすることになる。空港までの電車の中では、「豚熱が発生したら私なしで大丈夫だろうか？」「どうせ不在の自分には何もできないのだから視察に専念しよう。」「いっそのこと出張を楽しんでしまおう。」など色々なことが頭を巡った。まあ「間違いなく気分転換にはなるな。」これが結論だった。

フランクフルトで全員が合流し、令和元年8月18日現地時間の夜、リトアニアの首都ビリニュスへ降り立った。

私がヨーロッパで最初に踏んだ地、それがリトアニアの首都ビリニュスになろうとは予想だにできなかった。

（リトアニアでの体験）

リトアニアを含むバルト三国は旧ソビエト連邦であり、首都ビリニュスは市内をトロリーバスが走り、石畳の道路やレンガ造りにオレンジ色の屋根の歴史ある建造物、さらには緑も多くとても美しい町である。

ホテル、食事、移動の車などあらゆる環境が快適であった。

そして、いよいよ1日目はリトアニア国立食品獣医サービス所等との面談である。

視察団長は岐阜大学の浅井先生、行政としての責任者は私になるため緊張したが、先方の説明はとても親切で分かりやすく非常に参考になった。

ひとつ印象に残ったことがある。リトアニアの計らいで隣国ラトビアの政府関係者の講義が午前の終わりにあり、野生いのしし対策のゾーニングがとても分かりやすかったため、講義終了後お礼を言いに行ったら、「Oh, CSF is easy. Good luck!」と言われてしまったことである。つまり、アフリカ豚熱にくらべれば、豚熱は簡単だから頑張るってね。ということなのである。この件を昼食時に迫田先生に報告したら目を丸くして驚いてみえた。

午後からの講義も、猟友会との意見交換、コンピテンスセンターの講義、リスクアセスメントセンターラボの視察と大変濃密であった。

その夜、ビリニュス中心街の店でリトアニア料理を囲み、先生方と反省会。会には岐阜県から在リトアニア日本国大使館に派遣されている書記官も参加し、楽しい時間となった。県から派遣の若い女性書記官の登場に「岐阜県の底力すごいですね」と先生方。

心地よい疲れに、少し酔いも回り、「県庁の豚熱の夜」とは真逆の、束の間の「夢のような夜」を過ごした。

#### (ドイツでの体験)

移動日を挟み、3日目、4日目はいよいよドイツのベルリンである。

ベルリンでは、農業省の建物で、ドイツ農業省、FLI（動物衛生研究所）、ブランデンブルグ州政府、IDT（製薬メーカー）などとの、講義、意見交換等が行われた。

我々視察団も、慣れてきたこともあり、多くの質問をし、積極的な意見交換が行われた。岐阜県の野生いのししの抗体保有がワクチン由来か野外株由来かということについて結論が出なかったのは残念であったが、休み時間にベランダのテラスでスタウバッハさんと迫田先生が「若いいのしし」を調べるのが重要である理由を再確認しており、私もその場に参加した。少し深く理解できた感じがした。

いずれにしても、非常に有意義な2日間であった。

#### (ベルリンの壁で決意を新たに)

ベルリンの最後の夜は、有識者の先生方と最後の反省会。料理は中華料理だったが、最後の夜ということで、食後「ベルリンの壁」に向かった。ベルリンの壁は、現在一部アート作品のように残されており、貴重な歴史遺産として観光スポットになっている。我々は、「これがベルリンの壁か。」と感動しきり。先生方は異口同音に「今回の視察は岐阜県に感謝ですね。」という感じであった。

岐阜に帰ればまた「ベルリンの壁」ならぬ「豚熱の壁」に立ち向かうことになる。私はベルリンの壁に触れながら、有識者の先生方をはじめ、かけがえのない今回の視察メンバーとともに、今ここにある束の間のかけがえのない時間をかみしめた。

#### (帰国して)

1週間の日時はあっという間に過ぎ、後ろ髪を引かれるように帰国した。岐阜が近づくにつれ徐々に現実に引き戻されるような残念さと、無事ホームタウンに帰ってきた安心感が混在する不思議な心持ちである。

海外から帰ると少し誇らしく感じるのは何故だろう。家に帰るとやはりそのような感覚になった。しかも、今回は出張なのである。家族に自慢したかったが、土曜日の昼間であいにく不在だった。しかたなく、仏壇に手を合わせた。特に母親は6月に他界してまだ2か月と間もない。欧州視察旅行から無事帰国した息子を母親は誇らしげに迎えてくれたのだろうか。

そして私は荷物を整理しながら、明日からまた始まる闘いに思いを致した。

(コラム2完)



## 第3章 防疫措施

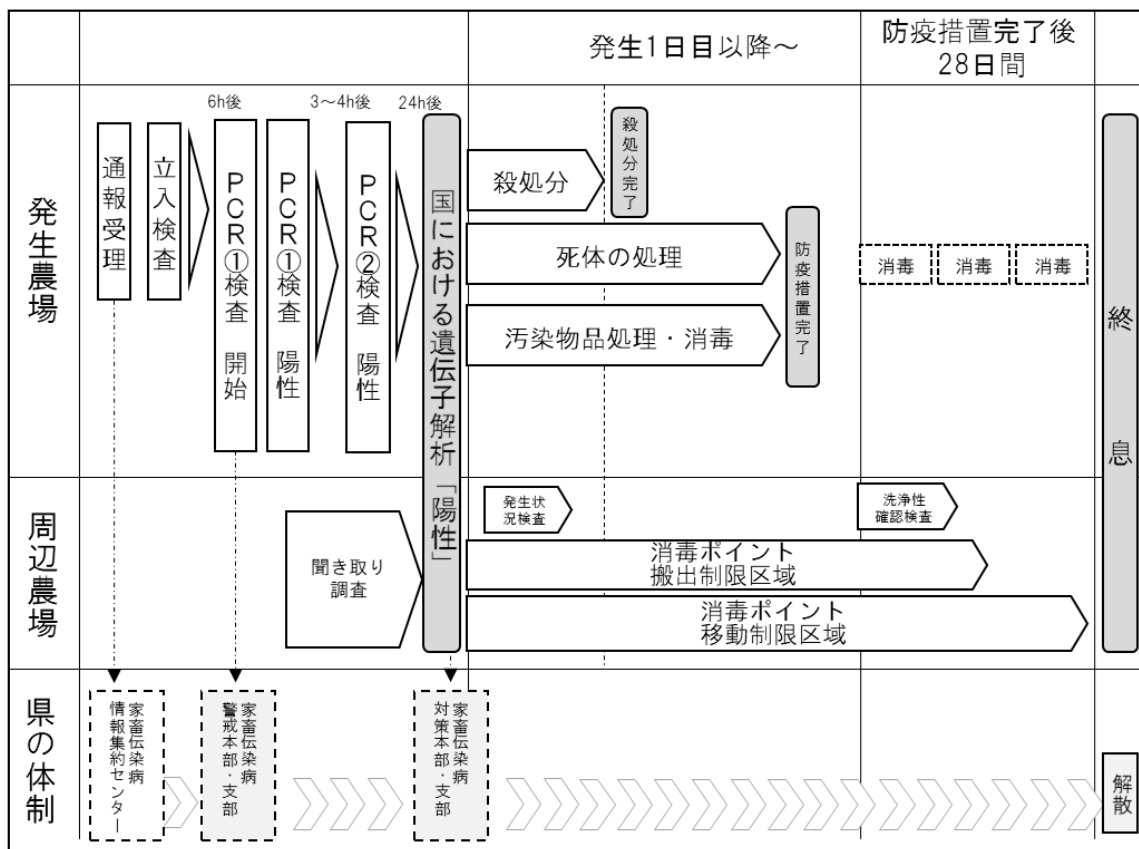
# 1 異常豚の届出から移動・搬出制限解除までの流れ

各農場での防疫措置は、農家からの異常豚の発見の届出から始まった。その後、家畜保健衛生所の立入検査、病性鑑定等を経て、豚熱発生が確定した場合、移動制限、防疫措置等が実施される。

なお、防疫措置は予め策定されている防疫措置計画に基づき実施されるが、農場所在地や規模、現場の状況等により、所要時間が前後した。

## <防疫措置完了までの目安時間>

飼養規模 (未満)	1,000頭～ 2,000頭	2,000頭～ 4,000頭	4,000頭～ 8,000頭	8,000頭～ 16,000頭	16,000頭～ 20,000頭
殺処分 (以内)	24h (1日)	48h (2日)	96h (4日)	192h (8日)	240h (10日)
防疫指針目安	24h	—	—	—	—
死体の処理 (以内)	72h (3日)	144h (6日)	288h (12日)	576h (24日)	720h (30日)
防疫指針目安	72h	—	—	—	—



<防疫措置の経過イメージ図>

<防疫措置の例>

時間軸	内容
1日目 0時間	<p><b>&lt;異常豚の発見の届出&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養豚農家から管轄の家畜保健衛生所に異常豚の発見の届出 →家畜防疫対策課に即時共有</li> <li>・農政部関係課に情報共有</li> <li>・情報集約センター立ち上げ準備</li> </ul>
1日目 0～2時間	<p><b>&lt;立入検査・防疫措置の計画準備&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜保健衛生所が農場に対する立入検査の準備</li> <li>・畜産関係課において、防疫措置計画に基づき、防疫作業の動員計画、必要資材数の確認、消毒ポイントの設定等の準備を開始</li> </ul>
1日目 2～4時間	<p><b>&lt;立入検査&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜保健衛生所が農場に立入検査を実施</li> <li>・随時、家畜防疫対策課に情報共有</li> </ul>
1日目 4時間～	<p><b>&lt;病性鑑定の開始&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査で採取したサンプルを中央家畜保健衛生所に持ち込み、詳細な病性鑑定を開始</li> </ul>
1日目 6時間～	<p><b>&lt;病性鑑定&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査状況が随時、共有され、比較的早い段階で結果が得られる体温及び白血球数を参考に準備を進行</li> <li>・豚熱の感染が疑われる場合、農政部各課関係職員を参集し、防疫措置について部内会議を開催</li> </ul> <p><b>&lt;情報集約センター設置&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染が疑われる場合、情報集約センターを設置し、県家畜伝染病対策本部員会議資料の作成開始</li> </ul>
1日目 10時間～	<p><b>&lt;病性鑑定の続き&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抗体検査、PCR検査を実施 →陰性の場合、準備体制は解除 陽性の場合、担当職員で構成する準備班が農場に入り作業</li> </ul> <p><b>&lt;情報集約センター業務継続&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報集約センターでは、本部員会議資料、広報資料、防疫措置計画等を整理</li> </ul>

2 日 目	<p><b>&lt;患畜又は疑似患畜の判定&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査結果に基づき国との協議を経て、疑似患畜と判定</li> <li>・速やかに県家畜伝染病対策本部員会議を開催</li> </ul>
	<p><b>&lt;防疫措置&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫措置を開始</li> <li>・情報集約センターでは、毎時、現地の進捗状況を整理する 他、防疫措置が完了するまで、毎日定時の報道発表やマスコミからの問合せ等に対応</li> </ul>
5 日 目	<p><b>&lt;防疫措置の完了&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・殺処分の完了</li> <li>・埋却の完了</li> <li>・農場の消毒完了</li> <li>・すべての作業が終了し、国の確認を経て防疫措置を完了</li> <li>・防疫措置完了の報道発表後、情報集約センターは解散</li> </ul>
2 3 日 目	<p><b>&lt;搬出制限の解除&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出制限区域（発生農場から半径10km）の解除 →防疫措置完了後、17日が経過した翌日0時</li> </ul>
3 4 日 目	<p><b>&lt;移動制限の解除&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動制限区域の解除（発生農場から半径3km） →防疫措置完了後、28日が経過した翌日0時</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>一連の対応が完了</b></p>

防疫措置は、1班8時間×3クール/日を基本ローテーションとし、24時間体制で実施した。（令和元年5月以降、熱中症対策として1クール6時間へ変更）

## 2 異常豚発見の届出の受理から病性鑑定

### (1) 異常豚発見の届出の受理

初動対応の契機は、農場から各家畜保健衛生所への異常豚発見の届出である。

農場において、豚に異状が認められた際は、速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出ることを徹底したが、平成30年9月の1例目の発生を受けて、家畜伝染病予防法第52条に基づき、各農場から毎日、9時と16時時点の状況を管轄する家畜保健衛生所に報告することとした。

その後、各家畜保健衛生所は各農場からの報告をとりまとめ、家畜防疫対策課に報告する報告徴求体制をとった。

#### <報告徴求の項目>

- ・飼養頭数
- ・死亡頭数
- ・出産頭数
- ・導入頭数
- ・出荷頭数
- ・飼養家畜の状態

各家畜保健衛生所は、届出を受理すると、その状況を詳細に聞き取り、関係各所属に情報共有を行うとともに、直ちに立入検査の準備を開始した。

なお、平成30年9月から令和2年3月末までの届出の受理回数は、86回に上った。

#### <異常豚の届出数>

期間	受理回数	検査回数	陽性判定	陰性判定
平成30年9月～平成31年3月末	59	56	10	46
平成31年4月～令和2年3月末	27	27	11	16
合計	86	83	21	62

※届出の受理と検査に3回の差があるが、これは通報を受け検査対応の当日中または翌日も届出があり、集計上、届出の受理を重複カウントしたため。

中央家畜保健衛生所では、病性鑑定材料の受取時間の調整、病性鑑定の準備を開始した。

### (2) 立入検査

届出を受理した家畜保健衛生所は、立入者2名以上を選定し、届出の受理から2時間以内に現地に到着することを目処に当該農場に向かい、家畜伝染病予防法第51条に基づく立入検査を実施した。立入検査では、臨床検査、病性鑑定用材料の採取、聞き取り調査等を行い、随時、情報共有ができるよう通信機器を用意し、可能な限り写真等を送付した。



### <立入検査の主な手順>

- ① 現地到着時の確認
  - ・農場における移動自粛等の実行状況確認
  - ・異状を呈している豚舎以外の状況の確認
- ② 異常豚豚舎の確認
  - ・異常豚及び同居豚の、臨床検査、聞取調査及び異常豚を含む豚等の群の状況の写真撮影
  - ・臨床検査等の結果に基づき、症状、同居豚の状況等を踏まえ、異状を呈した原因を推定・判断し、その推定根拠を家畜保健衛生所に連絡
  - ・異常豚等を撮影した写真を家畜保健衛生所に送付
- ③ 採材
  - ・豚等の所有者に対し、病性鑑定を行うことを説明
  - ・防疫指針に基づき、病性鑑定材料を採取
  - ・病性鑑定用材料を容器に入れ、農場外で待機する搬送担当者（家畜保健衛生所職員、農林事務所職員、市町村職員等）に引き渡し
- ④ 聞き取り調査及び対応指導
  - ・関係者以外の農場への立入禁止、農場の応急的な消毒等を指導
  - ・過去28日間の入出荷、立入者等疫学関連情報を聴取
  - ・頭数の確認
  - ・防疫措置計画に基づく殺処分場所、埋却地等を豚等の所有者と協議

### (3) 病性鑑定

届出を受理した家畜保健衛生所が立入検査を実施し、当該農場内で状況を確認した。豚熱を疑われる場合には、次の所見が認められた。

- 死亡
- 食欲不振、元気消失
- 体温上昇（40℃以上）、パイルアップ
- チアノーゼ

その後、異常豚が確認されている豚房を中心に体温測定及び採血を行い、血液は死亡豚と共に中央家畜保健衛生所に持ち込み、検査に供した。

中央家畜保健衛生所では、病性鑑定材料を受け取り、直ちに豚熱の病性鑑定を実施した。

### <豚熱に関する検査項目>

検査方法	検査項目	豚熱感染疑いの所見
臨床検査	外貌	・活力や食欲の低下、チアノーゼ
	体温	・40℃以上
血液検査	白血球数測定	・白血球数が10,000個/μl未満 ・好中球の核の左方移動
解剖検査		・臓器の出血性変化
抗原検査	遺伝子検出 (PCR検査①)	・ペスチウイルス属の検出 (血液、扁桃、腎臓、脾臓)
	遺伝子検出 (PCR検査②)	・豚熱ウイルスの検出 ※制限酵素 ( <i>Bgl</i> I、 <i>Pst</i> I、 <i>Bst</i> Y I) による鑑別
	FA (蛍光抗体法)	・豚熱ウイルスの検出
血清抗体検査	ELISA法	・豚熱ウイルス抗体の検出

検査結果は、随時、情報集約センターに集約され、関係所属に共有された。

#### (4) 患畜又は疑似患畜の判定

詳細な検査（状況に応じて国でも検査を実施）の結果、国の牛豚等疾病小委員会委員等に意見徴収を行った後、豚熱感染の患畜又は疑似患畜と判定された。この段階で、県は家畜伝染病対策本部員会議を開催し、それまでの経過報告及び防疫措置に関する本部長指示等が行われた。

また、国においても豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部が開催された。

<確認された症状>



<横臥・元気消失>



<チアノーゼ>



<パイルアップ>



<チアノーゼ>



<脾臓の出血性梗塞>



<鼻出血>



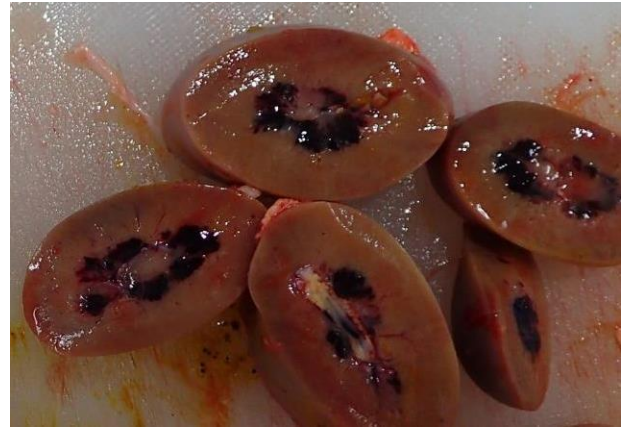
<結膜炎>



<腎臓の点状出血>



<扁桃の暗赤色化>



<腎臓髄質の出血>



<肺の点状出血>



<胃の点状出血>

### 3 防疫措置開始に向けた準備

#### (1) 各対策チームの準備対応

異常豚の発見の届出を受理した時点で防疫措置の開始を想定し、各チームの各班が準備を進めた。

#### <防疫措置の例>

時期	本部対策チーム等	支部対策チーム等
届出の受理 立入検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国への報告</li> <li>・関係所属、関係機関、関係団体への連絡、調整</li> <li>・情報集約センター設置</li> <li>・必要資機材の数量算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部対策チームとの調整</li> <li>・情報収集</li> <li>・資機材の在庫確認</li> </ul>
病性鑑定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国への報告と協議</li> <li>・関係所属、関係機関、関係団体への連絡、調整</li> <li>・防疫措置計画の確認</li> <li>・警戒本部立ち上げ</li> <li>・対策本部の立ち上げ準備</li> <li>・本部員会議開催準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合場所設置の調整</li> <li>・仮設テント設置の調整</li> <li>・住民説明会開催の調整</li> <li>・埋却候補地の確認</li> <li>・警戒支部立ち上げ</li> </ul>
PCR検査①結果 判明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動員調整</li> <li>・バス・トラック等手配</li> <li>・本部員会議資料作成</li> <li>・各種告示等準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策支部立ち上げ準備</li> <li>・集合場所設営</li> <li>・仮設テント設営準備</li> <li>・消毒ポイント設営</li> <li>・住民説明会会場設営</li> </ul>
豚熱発生確定 (患畜等と判定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部立ち上げ</li> <li>・本部員会議開催</li> <li>・資機材発注</li> <li>・家畜防疫員派遣要請</li> <li>・関係機関、団体等への情報共有</li> <li>・医療従事者派遣要請</li> <li>・報道発表</li> <li>・疫学調査チーム派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策支部立ち上げ</li> <li>・仮設テント設営</li> <li>・資機材発注・輸送</li> <li>・住民説明会の開催</li> </ul>



<住民説明会の様子>

対策支部や集合場所、発生農場の指揮所兼休憩所となる仮設テントの設営等、豚熱発生確定前から必要な作業及び第1クールは、主に発生地域の現地機関の職員が対応し、以後のクールでは、県庁と発生地域以外の現地機関の職員を含めたローテーションでの対応を基本とした。

配置人員数については、農場の規模や地域の状況等を勘案し、必要に応じて変更したほか、他県からの獣医師派遣要請、自衛隊への派遣要請等も検討した。

### ＜動員表に出ることはない「0（ゼロ）クール」＞

多くの事例では、国との協議などを経て疑似患畜と決定され、家畜伝染病対策本部員会議を開催するのは午前9時頃となった。そこから、大規模動員による殺処分等の防疫措置が始まる。この防疫措置をスムーズに開始できるよう設置されたのが「0（ゼロ）クール」であった。

血液検査の結果で豚熱が疑われた場合、20名程度で構成された職員が現地に入り、仮設テントの設置、汚染エリアと清浄エリアの区分の準備作業、必要な検体採取等、夜を徹して行った。

PCR検査の結果が出る頃には、埋却溝を掘り始め、作業者が現場に到着する時間（10時頃）には、すべての準備を終え、即時、防疫作業に取り掛かれるようにしていた。



＜農場仮設テント＞



＜明け方の仮設テント＞

## （2）疫学調査と評価資料の収集

発生農場では、殺処分が開始される前（「0クール」）に、国の疫学調査チームとともに調査が行われ、採血や環境採材が実施された。

### ＜疫学調査における採材＞

防疫指針では、1豚舎10頭以上を目安として採材することになっている。

実際は、20頭を目安に、各豚舎の飼養頭数に応じて採血した。

また、環境材料も50検体を目安に農場規模に応じて採材した。

また、家畜伝染病予防法第58条の規定に基づく手当金の算定のため、疑似患畜とされた家畜は、家畜防疫員、市町の畜産担当者、岐阜県畜産協会職員、JAの畜産関係者等により、1頭ずつ確認、評価を行った。

算定に必要となる豚の頭数、用途（肥育豚、種豚、母豚等）、産歴等のほか、飼料等処分物品についての数量等の情報は、防疫措置（殺処分）が開始されるまでに調査が必要であった。

農場主のヒアリングは、防疫措置の円滑化の観点から、国の疫学調査チームと同時に行い、発生施設の飼養衛生管理の状況や周囲の状況についても確認した。

## 4 移動自粛～消毒ポイントの設置、埋却地確保

### (1) 移動等の自粛の要請

農場に現着後、豚の症状等を確認し、必要と考えられる場合に直ちに、当該農場の他、当該農場を中心とした半径3 km以内の「移動制限区域」及び半径10 km以内の移動制限区域に外接する「搬出制限区域」の農場等に豚等の移動または搬出の自粛を要請した。

当該農場の豚の出荷先となったと畜場に対しても、必要に応じて受入れ停止の要請を行った。

### (2) 移動等制限の措置

豚熱の発生が確認された場合には、移動制限区域及び搬出制限区域の農場等に家畜伝染病予防法第32条及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則に基づく告示により、移動等の制限を行った。

<岐阜県家畜伝染病まん延防止規則>

第三条 指定家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品を知事が指定する県内の区域（以下「指定区域」という。）内で移動し、指定区域外へ移出し、若しくは指定区域外から指定区域内へ移入し、又は知事が指定する県外の区域から県内へ移入してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 車両に積載したまま指定区域を通過させる場合
- 二 試験研究、殺処分、病性鑑定その他特別の理由により家畜保健衛生所長又は家畜防疫員の許可を受けて移動させる場合
- 三 その他家畜保健衛生所長又は家畜防疫員が必要と認める指示に従って移動させる場合

この移動制限区域内にある農場では、発生から24時間以内に、家畜保健衛生所の職員以外の獣医師や県外の家畜防疫員の応援を得て、発生状況確認検査が行われた。

なお、制限の対象外として、搬出制限区域内の豚等の搬出制限区域外のと畜場への出荷については、防疫指針の規定に基づき、農林水産省消費・安全局動物衛生課と協議の上、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異常がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する等の条件のもと可能とした。

### (3) と畜場の制限

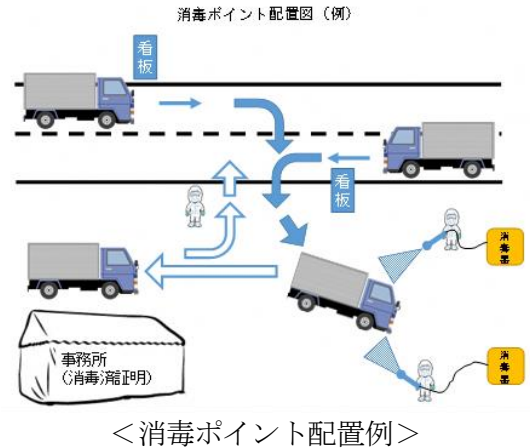
豚熱の発生が確認された場合には、発生農場に関連すると畜場でのと殺を停止した。

#### (4) 消毒ポイントの設置

畜産関係車両の出入りによる豚熱ウイルスの拡散を防止するため、発生農場付近及び移動制限区域境界や搬出制限区域境界付近の幹線道沿いに、農場ごとの防疫措置計画に基づき消毒ポイントを設置した。なお、この消毒ポイントの設置場所は、予め各農林事務所、市町村等も交えて協議し、主に公共施設の駐車場等が充てられていた。

消毒ポイントの運用は3人1班を基本とし、記録兼総括、車両誘導、車両消毒を行った。また、防疫措置の開始から3日間は県職員等による消毒作業を実施し、4日目から制限措置解除までの期間については、民間事業者による業務委託した。

冬期で低温となる夜間等は、消毒液が凍結することもあったため、動力噴霧器をアイドリング運転する等の対応を行った。



##### <消毒ポイントで使用した資機材>

- ・動力噴霧器 燃料タンク、燃料、消毒薬、水 等
- ・防護服資材一式
- ・待機用のテント、コンテナハウス、仮設トイレ 等
- ・三角コーン、看板、誘導灯 等
- ・暖房器具や扇風機 等

#### (5) 埋却地の調整

埋却地は基本的に当該農場が所有する敷地内を確保し、農場ごとの防疫措置計画に規定している。しかし、確保した場所が岩盤であったり、湧水があったり等、急遽、別の場所を確保する必要があり、農場から離れた場所となることもあった。

また、特に、農場から離れた場所への埋却は防疫措置開始前に近隣住民に説明を行うものの、理解が得られにくく、埋却が困難となることもあった。

##### <埋却地の状況>

- ・自己所有地に埋却：19事例
- ※県施設、市施設の発生を含む
- ・市有地に埋却：5事例



<埋却地の表示>



<掘削作業>



## 5 資材の手配

防疫措置を行うためには、必要箇所に必要な数量の防疫資機材を、迅速に配備することが重要である。また、不足が生じないように在庫状況等を把握することも必要である。

県では、県下最大級の農場を想定して、初動に必要な資機材の備蓄、資機材の管理・供給体制の構築、資機材の供給にかかる協定等の企業・団体との締結等、防疫措置に備えている。

### (1) 資機材手配の分担と調達手法

農場の規模に応じ算出した防疫資機材を各手配担当者が分担して準備し、速やかに当該箇所に運搬した。

必要数量の算出は、平素から随時確認している最新の在庫数量をもとに、異常豚の発見の届出を受理した時点で、表計算ソフトの規定フォーマットを利用して行った。

#### <機材手配担当>

本部対策チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>農場内作業で必要となる機材 例：重機（フォークリフト含む）、バルーンライト、電殺機、発電機、冷暖房機器、冷蔵庫、仮設トイレ等</li> <li>消毒ポイントで必要となるレンタル機材 例：コンテナハウス、仮設トイレ、バルーンライト、発電機等</li> </ul>
支部対策チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設テント及び集合場所の設営に必要な資機材 例：テント、机、イス、追加で必要な冷暖房機器</li> <li>埋却地で必要となる機材</li> <li>消毒ポイントで必要となる機材（消毒機器等）</li> </ul>

#### <資材手配担当>

本部対策チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業用防護具 例：防護服、長靴等</li> <li>農場内作業で必要となる資材 例：炭酸ガス、清掃道具等</li> </ul>
支部対策チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>農場内作業で必要となる資材 例：薬殺道具、消毒薬剤等</li> <li>集合場所、仮設テント内で使用する消耗品（必要に応じ、農場用の消耗品を調達）</li> <li>埋却地で必要となる資材</li> </ul>

#### <主に購入により調達した資材>

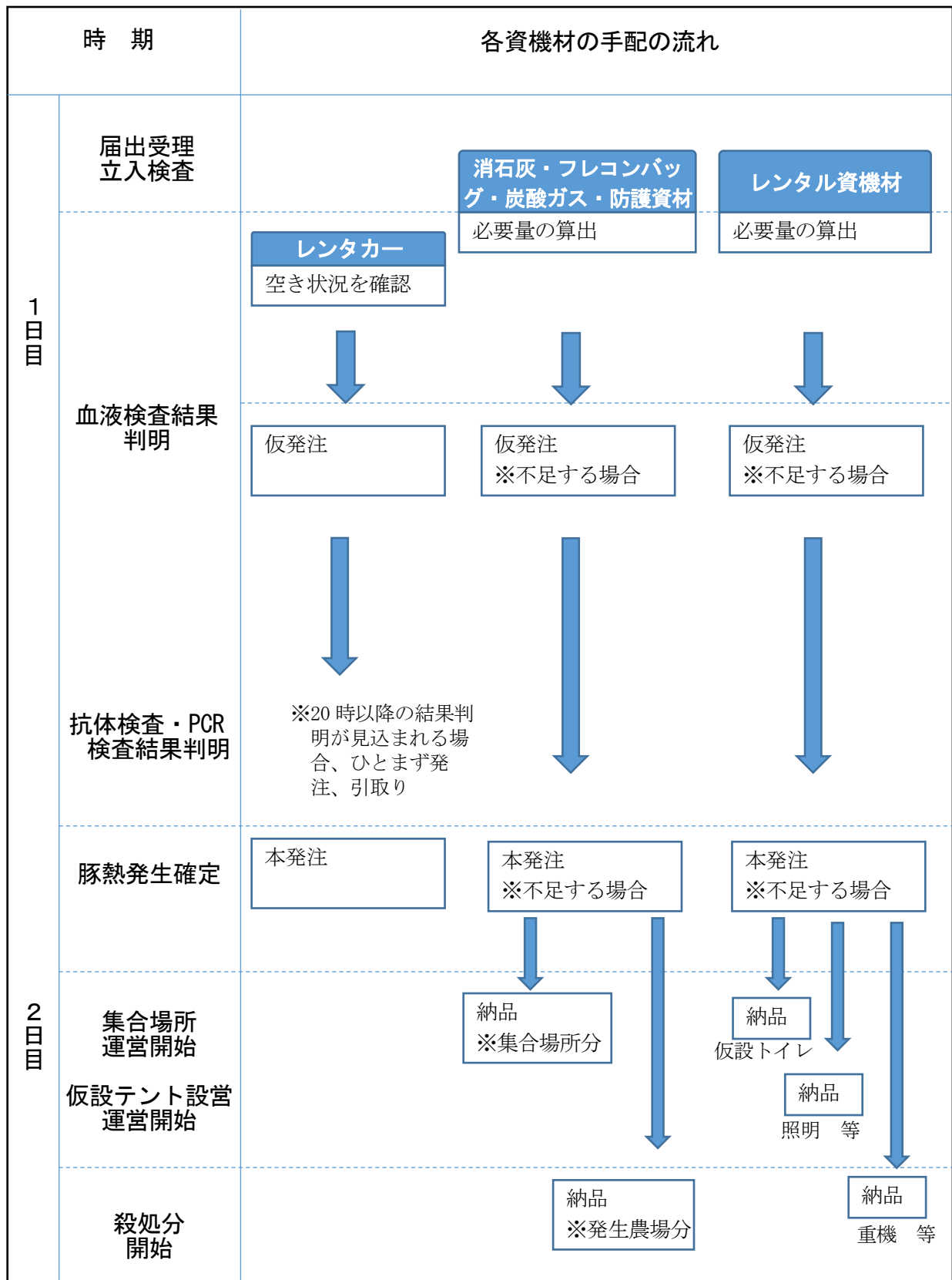
- |       |          |          |       |
|-------|----------|----------|-------|
| ・消石灰  | ・フレコンバッグ | ・ブルーシート  | ・炭酸ガス |
| ・清掃道具 | ・事務用品    | ・防護服資材一式 | 等     |

#### <レンタルにより調達した機材>

- |         |               |               |
|---------|---------------|---------------|
| ・重機（2台） | ・バルーンライト（10台） | ・発電機（各出力。複数台） |
| ・仮設トイレ  | ・コンテナハウス      | ・投光器 等        |

また、防疫資機材の手配は、概ね以下のスケジュールで、可能な限り速やかに防疫措置を開始し、停滞させないように実施した。

<各資機材手配の流れ>



### ① レンタカー

資材運搬用の車両については、レンタカーを活用した。手配開始は、国において患畜と判定された段階というのが原則である。しかし、判定時刻がレンタル会社の営業時間外となる場合等は、血液検査の段階等で仮手配を行うこともあった。

### ② 消石灰、フレコンバッグ、ブルーシート、炭酸ガス、防護資材等消耗品

畜産農家から異常豚の発見の届出を受理後、直ちに必要な資材量の算定を行った。その結果、県備蓄資材では賄うことが出来ず、新たに購入する必要があるものについては、資材業者に想定される必要量を伝え、仮発注を行っていた。その後、国において患畜と判定された段階で正式に発注を行った。

県備蓄資材の搬入期限及び購入分の納品期限は、原則、集合場所で使用する物は集合場所開場前、農場で使用する物は殺処分開始前までとした。

### ③ レンタル資機材

消耗品と同様の手順で発注していた。その際の優先順位としては、テント設営前にあると利便性が高いトイレ、現場が明るいうちの設置及び燃料確認が必要なバルーンライトや発電機等、殺処分開始前までであれば良い重機の順に設定していた。

なお①、②及び③のいずれも案件ごとで状況が大きく異なるため、それに応じた臨機応変な対応が求められていた。

## (2) 輸送車両（トラック）の確保

中央家畜保健衛生所病性鑑定分室から輸送する資機材については、対策本部支援班がトラック（県保有供用車又はレンタカー）を手配した。この際、アルミコンテナ付き及びパワーゲート付き車両を確保するよう努めた。

集合場所や農場等へ資機材を運搬するトラックは、対策支部で手配した。

なお、輸送車両が確保困難な場合には対策本部支援班が搬入を行った。

## (3) 感染防護関係資材の管理等

### ① 数量等の管理

集合場所及び農場内の仮設テントにおいて、感染防護関係資材の消費及び在庫数量を管理し、情報を集約するため、資材管理担当を配置した。

集合場所では、ホワイトボードを活用し、定時における集合場所と農場内仮設テントの在庫数量を把握するとともに、仮設



<集合場所の資材置き場>

テントでの不足が想定される場合には、作業従事者輸送車両等を利用して、物資の搬入を手配した。

なお、24施設の防疫措置においては、危機管理部（出水期にあつては総務部も対応）の職員が担当し、他の職員と区別できるよう、集合場所では防災服を、仮設テントでは黄色又は青色のビブスを着用していた。

集合場所や仮設テントでの資材在庫については、県庁資材担当が状況を把握し、補充等対応した。



<集合場所の資材搬入>

## ② 防護資材の運用

ゴーグルは、軽く拭き取りした程度ではウイルスは不活化しないこと、また、ゴーグルに付着した石灰が顔面に接触して炎症を起こす可能性があることを考慮し、再利用を禁止した。

一方、長靴については、農場内用と集合場所と仮設テント間の移動用に区分し、それぞれで再利用を行った。

### <長靴再利用イメージ>

- ①第1及び第2クールは新品長靴で集合場所から農場へ移動
- ②第1クールの中に第1及び第2クール分の移動用長靴を手配（区別マーキング実施）、農場からの帰りに利用（1クール途中で仮設テントに搬入）
- ③第3クール以降は、作業用長靴・移動用長靴を繰り返し利用  
→長靴は、1クール人数×4＋予備の数量を準備

## （４）食料・飲料

24施設の防疫措置においては、災害時の手配体制を整えている危機管理部が臨時的に対応した。

### <手配したもの>

おにぎり、水、茶、スポーツドリンク、ゼリー飲料、塩飴等

※飲料は、500mlでは飲み切ることができず廃棄する量が増えることから、気温等を考慮しながら、250ml～350mlのペットボトルに切り替えを行った。

## （５）資機材等の改善

現場から様々な意見を受け、必要な資材を追加、変更、設置方法の変更等して作業環境を改善していった。

また、仮設トイレでは、そのまま設置するだけだったものを、男女別にし、さらにドアの開閉が見えないよう目隠し用のブルーシートを設置する等の改善を行った。

## 6 殺処分、埋却、家畜排せつ物処理等

### (1) 殺処分

家畜伝染病のまん延防止のため、発生農場内のすべての家畜を速やかにかつ安全に、動物福祉の観点に配慮しながら、殺処分を行った。

殺処分リーダーをトップとして班を編成し、誘導から殺処分、フレコンバッグへの投入までを担った。

殺処分の方法は、処分する豚の大きさにより、2種類を適用した。

#### <殺処分班の構成と役割>

- ① 捕獲・誘導担当・・・各豚房から殺処分する場所まで運搬又は追い込み
- ② 殺処分担当・・・家畜防疫員による電殺及び薬液注入を補助  
保定担当、移動担当、電殺器のスイッチ担当から構成
- ③ 投入担当・・・処分した豚をフレコンバッグに投入
- ④ 記録担当・・・殺処分した頭数を記録

#### <殺処分の方法>

- ① 電殺及び薬殺法（哺乳・育成、肥育前期）
  - ・専用の電殺装置を用い、頸部を10～20秒間通電し、気絶
  - ・薬剤を投与
  - ※一部農場では鎮静剤の投与後に殺処分を実施
  - ※電殺器のスイッチが破損するトラブルがあった。
- ② ガス殺法（肥育中期以降、親豚）
  - ・容器や密閉した車両の荷台等にて、炭酸ガスを充満させ処分
  - ※気化熱による温度低下によりボンベの噴出口が凍結するトラブルがあった。



<殺処分・薬剤注射>



<殺処分・電殺器への誘導>



<殺処分・炭酸ガス>



<夜を徹した殺処分作業>

## (2) 運搬・埋却処分

### ① 実施体制

農林事務所の農地整備課職員、建設業協会で「運搬・埋却班」を構成し、埋却溝の掘削から殺処分後の家畜の運搬・投入、埋め戻しまでを行った。

1クール8時間の3交替制で、1クールあたり県職員3名、建設業協会会員5名を基本とし、埋却地が複数の場合や畜舎と埋却地が離れている場合は、班員を増員して対応した。

### ② 埋却の準備

事案発生に備え、必要資材や作業方法等について、あらかじめ建設業協会と打ち合わせ、体制を整えた。

#### <埋却作業に必要な資材等(例)>

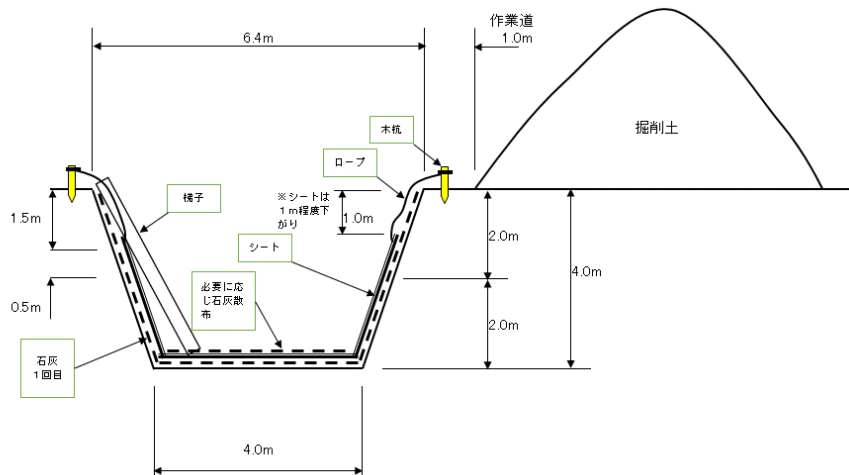
埋却溝100mあたり

資材名	数量	使用内容等
遮水シート(10m×10m)	15枚	埋却溝の下敷き
木杭(60cm×4.2cm×4.2cm)	30本	埋却時のシート固定
ロープ	300m	埋却時のシート固定
カッター	2個以上	ロープ切断用
木槌等	2本以上	木杭打ち込み用
埋却深確認用の棒	1本	土被り2m確認用
消石灰(20kg)	200袋	埋却時の消毒
おが粉	200m <sup>3</sup> (4tダンプ100台)	体液噴出・臭気事前対策
防疫フェンス(目隠しシート)	必要量	発生農場及び埋却地の目隠し
重機(ホイールローダー)	1台	家畜、汚染物品の運搬等
重機(バックホウ0.7m <sup>3</sup> 以上)	2台	埋却溝の掘削等
水替え用ポンプ(発電機含む)	2台	埋却溝内の水替え用
重機のオペレーター	15人/日	5人×3交替(8時間ずつ)
鉄板(軟弱地盤時)	必要量	重機が入るための処理
投光器セット(発電機含む)	4台	夜間照明用
梯子	2台以上	埋却溝への出入り

### ③ 埋却溝の掘削

まず、埋却地で試掘を行い、土質、地下水の状況等を確認し、埋却作業計画どおりの実施が可能であることを確認した。

次に、フレコンバッグの土被りを2m以上確保するため、深さ4mの埋却溝を掘削した。埋却溝の上幅は重機のアームの長さ程度（約6.4m）に設定した。掘削面に消石灰を散布したうえでブルーシートを敷設し、ずれ止めのため木杭及びロープで固定した。



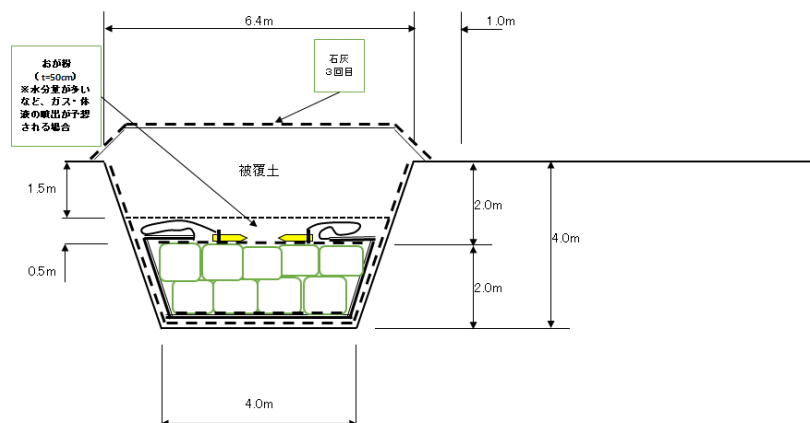
<埋却溝の掘削断面（掘削勾配1：0.3の場合の例）>

### ④ 家畜搬入・埋却

フレコンバッグにナンバーを記入し搬入数を記録しながら運搬・埋却作業を行った。農場と埋却地が離れている場合は、ダンプトラックの発車情報等が把握できるよう、農場に連絡員を配置した。

### ⑤ 埋却溝の埋め戻し

溝内にフレコンバッグ（家畜）を投入し、消石灰を散布した。その後、ブルーシート固定用の木杭及びロープを溝内に投入し、土被り2m以上を確保して埋め戻しを行った。水分量が多い等、ガス・体液の噴出が予想される場合は、土砂による埋め戻しの前に、0.5mの厚さでおが粉を敷いた。



<埋め戻し後の掘削断面>

⑥ 埋却地全体の消毒（消石灰等）

埋め戻しの天端に消石灰を散布した。

⑦ 埋却処分の完了

家畜防疫員により、掘削禁止の表示看板を設置し、埋却処分を完了した。

埋却地と農場が離れている場合等、あらかじめ最適な運搬経路を検討しておくことや、建設業協会に属する複数の協会員が同時に作業を行うという、通常の建設工事現場とは異なる作業環境であり、より作業の安全確保に配慮が必要であること等、現場で明らかとなった課題への対応が必要となった。



<目隠しシート設置>



<埋却溝掘削>



<フレコン投入・埋め戻し>



<消石灰散布>



<埋却処分完了>



### (3) 家畜排せつ物処理等

殺処分終了の見込みが立った時点で、従事職員の一部を清掃班に振り分け、殺処分が完了した豚舎から飼料、排せつ物等の除去、豚舎の清掃を行った。

また、飼料タンクの清掃、浄化槽や堆肥の封じ込め等も実施し、汚染物品については、フレコンバッグに詰めて、埋却班に引き渡した。



<堆肥の封じ込め作業>

### (4) 農場の消毒作業

清掃作業後、豚舎内の消毒及び農場敷地内外の消毒を行った。

豚舎内には消毒液を噴霧し、農場敷地内外には消石灰の散布で対応した。



<敷地内の消毒>



<豚房内の消毒>

### (5) 防疫措置の完了

全ての作業が終了後、発生農場チーム長が農場内の消毒状況や封じ込め状況を確認し、本部対策チームから写真等を添付して農林水産省に報告を行った。

農林水産省で確認の上、防疫措置の完了を宣言した。

## 7 撤収、事後対応、制限解除

### (1) 資機材等の撤収

防疫措置完了後、支部対策チームが中心となり撤収作業（搬出・消毒・収納）を実施した。

集合場所は、借用している体育館等の速やかな原状復帰を行うため、最終クルの従事者が農場に出発した後に、撤収を開始した。

一方、仮設テント及び農場内の資材については、防疫措置完了後に搬出した。

#### <資機材別の保管場所など>

- ① 集合場所の資材・・・農場を所管する家畜保健衛生所で保管
- ② 仮設テントの機材・・・消毒後、中央家畜保健衛生所病性鑑定分室で保管
- ③ 農場内で使用した機材・・・消毒後、中央家畜保健衛生所病性鑑定分室駐車場でさらに消毒。屋外車庫に保管



<撤収作業>

### (2) 評価額の算定

防疫措置の終了後、家畜の評価の算定を詳細に実施した。算定の基本的な考え方は防疫指針に基づくが、農場ごとに算定根拠となる基本情報が異なるため、膨大な事務量と確認作業が発生した。また算定額に同意できない農場が、独自の算定を行うこともあり、発生から支払いが完了するまでの期間は、最短でも3カ月を要した。

なお、最終発生事例は令和元年9月であったが、すべての発生事例について支払いが完了したのは、令和2年3月27日であった。

### <手当金の対象>

防疫措置を行った24施設中、公的施設を除く21農場  
ただし、岐阜市畜産センター公園は、焼却埋却交付金のみ交付

### (3) 清浄性確認検査

発生農場を中心とした半径3km以内の農場については、発生後17日後に清浄性確認検査を実施した。

検査は各豚舎5頭以上、各農場30頭以上について検温、採血を行い、血液は白血球数の測定、PCR検査、ELISA抗体検査を実施した。

### (4) 制限の解除

防疫措置完了後、防疫指針に掲げる要件に該当した場合、国と協議の上、制限の解除を行った。

#### ➤ 移動制限区域

清浄性確認検査により、すべての農場で陰性が確認され、移動制限区域内のすべての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

#### ➤ 搬出制限区域

清浄性確認検査により、すべての農場で陰性が確認されていること。

## 8 報道発表等

### (1) 防疫措置に関する報道発表

#### ① 豚熱発生確定時

病性鑑定の結果を受けて、岐阜県家畜伝染病対策本部員会議の開催について、県政記者クラブに情報提供するとともに、県ホームページ、農林水産省ホームページでも公表した。ただし、農場名は民間施設については、非公開とし、所在市町村名までを公表した。

なお、農場周辺での取材の自粛を依頼した。

#### ② 定時報告

防疫措置期間中は、毎日、作業の進捗状況として、殺処分数、埋却数、延べ従事者数等を公表した。

#### ③ 殺処分完了

現場からの殺処分完了の報告を受けて、殺処分頭数等を確認し、県政記者クラブに情報提供するとともに、県ホームページでも公表した。

#### ④ 防疫措置完了

防疫措置を完了した旨を県政記者クラブに情報提供するとともに、県ホームページ、農林水産省ホームページでも公表した。

### (2) 防疫措置完了後に実施する広報

#### ① 搬出制限の解除

防疫措置完了後、17日を経過した時点で、搬出制限区域を解除する旨を県政記者クラブに情報提供するとともに、県ホームページ、農林水産省ホームページでも公表した。

#### ② 移動制限の解除

防疫措置完了後、28日を経過した時点で、移動制限区域を解除する旨を県政記者クラブに情報提供するとともに、県ホームページ、農林水産省ホームページでも公表した。

### (3) その他の広報

防疫措置に関連して必ず行われる報道発表とは別に、必要に応じて行われる報道発表もあった。

- 自衛隊の支援完了に伴う、離任式の開催
- 消毒ポイントの設置
- 遺伝子鑑定結果

## 9 動員、応援、協定による支援

### (1) 職員の動員

#### ① 動員者リストの作成

平常時に、あらかじめ体調確認書類にて確認を行ったうえで、全庁的に動員者リストを整理しており、発生情報が共有された際には、動員者リストに基づいて、職員の動員を行った。

#### ② 動員の判断タイミング等

農場に立入検査を実施した情報が全庁的に共有され、動員予定者の準備に入り、検査データで豚熱の発生が見込まれた段階で、集合場所、時間、規模等を各部に連絡し、動員職員は実働に入った。

その他、検査結果が陽性・陰性を問わず、連絡されるのは夜間になることも多く、初期動員される予定の職員は待機時間が長くなることが、負担となった。

一方、終了時には、防疫措置の進捗状況を踏まえ、規模の縮小や終了を判断した。特に、遠方の農場においては、移動時間も要するため、終了時間の見込み判断及び連絡が重要となった。

#### ③ 農政部以外の職員等

動員人数は、農場規模から想定される防疫措置時間に基づき、畜産振興課が各部局に割り振り、農政課が各部へ連絡した。

殺処分等の防疫措置の他、消毒ポイント支援等にも従事した。

#### ④ 農政部職員

豚熱発生の疑いが濃くなった時点で、主に係長職以上で以下の体制を構築した。

- 総務班長
- 殺処分及び消毒班長
- 情報連絡班長（熱中症対策責任者）※清浄エリア担当
- 情報連絡班 ※汚染エリア担当
- 運搬及び埋却班長

#### ⑤ 従事職員数

24施設の防疫作業で、一般職員は延べ18,588名が、獣医師は延べ1,503名が従事した。

## (2) 他都道府県からの応援

豚熱等家畜伝染病が発生した場合、発生県から国（農林水産省消費・安全局動物衛生課）に対し、獣医師の派遣を要請（規模に応じ人数を伝達）し、国から他都道府県に派遣要請が行われた。

当初は、本県から遠方にある都道府県からの派遣が原則となっていた。

24施設の防疫措置では、他都道府県から計449名の獣医師を派遣いただき、発生農場における防疫作業に338名、周辺農場への立入検査や病性鑑定に111名が従事していただいた。

防疫作業については、最初の殺処分に係る作業に最も多くの人手を要することから、他都道府県からまとまった規模の作業員の受け入れ調整を行う時間等がなく、対応が困難だったため、防疫作業従事者としての派遣要請は行わなかった。

### <派遣獣医師数（県内22例目24施設まで）>

※（ ）内は発生農場における防疫作業に従事（内数）

ブロック		延べ派遣人数
北海道・東北ブロック	7道県	81 (72)
関東・甲信越ブロック	10都県	106 (85)
中部ブロック（岐阜県除く）	6県	35 (12)
近畿ブロック	6府県	45 (28)
中国・四国ブロック	9県	76 (40)
九州・沖縄ブロック	8県	106 (101)
合計	46都道府県	449 (338)

### (3) 自衛隊の支援

#### ① 概要

大規模農場で豚熱が発生した際、自衛隊法に基づき、知事は自衛隊の災害派遣を要請した。本県では計8農場の防疫措置に、延べ3,668名を派遣いただき、防疫措置の支援を受けた。

#### <派遣隊員数（県内22例目24施設まで）>

防疫措置農場等		発生時期	殺処分数 (頭)	総従事者 (名)	自衛隊員 (名)
6例目	関市内農場	平成30年12月	8,083	3,426	858
7例目	各務原市内農場	平成31年1月	1,609	711	231
	岐阜市内と畜場		150		
他県疫学関連	恵那市内農場	平成31年2月	4,333	1,133	199
8例目	瑞浪市内農場	平成31年2月	5,765	1,661	218
13例目	恵那市内農場	平成31年4月	9,830	2,724	305
	岐阜市内と畜場		67		
15例目	山県市内農場	令和元年6月	7,415	3,413	714
17例目	恵那市内農場	令和元年7月	4,794	2,591	443
22例目	恵那市内農場	令和元年9月	8,027	3,810	700
合 計			50,073	19,469	3,668

#### ② 派遣までの流れ

農場からの異常豚の発見の届出を受理し、立入検査を実施する段階で、危機管理部から陸上自衛隊第10師団に連絡した。

自衛隊において、派遣が可能と判断された時点で、速やかにリエゾンを県庁に派遣いただき、当該農場の飼養規模、豚舎等のレイアウト等を確認。派遣規模を検討いただき、速やかに必要規模の部隊を発生農場近くの集合場所へ派遣いただいた。

並行して、家畜伝染病対策本部員会議に同席いただき、知事より正式な災害派遣要請を発出した。

#### ③ 農場での作業

派遣期間を、概ね48時間とし、主に殺処分に従事していただいた。

派遣期間中、入浴等の衛生対応が困難であったため、高温多湿の期間における防疫措置では、インナー、冷感スプレー等の資材を手配した。

#### ④ 撤収

防疫作業への派遣期間が終了したところで、撤収式を開催し、知事等が報告を受けるとともに、お礼の言葉を述べ、車列を見送った。



<自衛隊撤収式>

#### ⑤ 感謝状贈呈

令和元年9月の発生以降、農場での豚熱発生は小康状態となっていることを踏まえ、防疫措置に多大な支援をいただいた自衛隊に対し、令和3年3月13日、愛知県名古屋市の守山駐屯地において、第10師団長並びに第35普通科連隊長に知事から感謝状を贈呈した。



<守山駐屯地での感謝状贈呈（写真提供：陸上自衛隊第10師団）>



#### (4) 協定による支援

企業や団体と防疫措置等に係る協定に基づき、多大なご協力をいただいた。

##### ① 防疫業務の実施

「家畜伝染病発生時における防疫業務に関する基本協定」

(一社)岐阜県建設業協会 令和 3年 2月10日締結

※各農林事務所と建設業協会各支部が運用協定を締結

※これまでの「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生時における殺処分家畜等の埋却業務に関する基本協定(平成29年6月6日)」は、上記基本協定締結を以て終了。

##### ② 二酸化炭素ガスの供給

「家畜伝染病発生時における二酸化炭素ガスの供給に関する協定」

岐阜県高圧ガス協同組合 平成29年10月31日締結

##### ③ 作業用品等の供給

「家畜伝染病発生時における防疫用資機材の供給に関する協定」

(株)バローホールディングス 平成29年10月31日締結

「家畜伝染病発生時における防疫用資機材の供給に関する協定」

DCMカーマ(株)(現DCM(株)) 平成29年10月31日締結

「家畜伝染病発生時における防疫用資機材の供給に関する協定」

NPO法人コメリ災害対策センター 平成29年10月31日締結

##### ④ 防疫作業従事者の輸送

「家畜伝染病発生時における防疫作業従事者の輸送に関する協定」

(公社)岐阜県バス協会 平成30年 1月31日締結

##### ⑤ 消毒作業の実施

「家畜伝染病発生時における消毒業務に関する協定」

(一社)岐阜県ペストコントロール協会 平成30年 1月31日締結

##### ⑥ 資機材の運搬

「家畜伝染病発生時における防疫資材等の輸送に関する協定」

(一社)岐阜県トラック協会 平成30年 2月 1日締結

##### ⑦ 防疫措置時の救護

「豚コレラ等家畜伝染病の防疫措置時の救護に関する協定」

岐阜県厚生農業協同組合連合会 平成31年 1月29日締結

##### ⑧ 殺処分家畜等の運搬

「家畜伝染病発生時における殺処分家畜等の運搬業務に関する基本協定」

岐阜県農業協同組合中央会 令和2年 6月18日締結

全国農業協同組合連合会岐阜県本部

※県と岐阜県JAビジネスサポート(株)、各農林事務所と各農業協同組合が運用協定を締結

## 10 作業従事者の安全確保対策

### (1) 作業従事者の健康確認

各所属において、年2回、事前の健康調査を実施し、農場における作業従事の可否を確認していたが、加えて、集合場所において、血圧測定や問診により、作業に従事する直前の健康状態を確認した。

なお、農場内作業ができないと判断された従事予定者は、他の作業従事者の支援や集合場所の運営等に当たった。

### (2) 作業時間の短縮と作業の中止

令和元年5月の防疫措置から、熱中症対策として、それまで1クール8時間従事だったものを、1クール6時間従事に変更した。また、作業現場に熱中症指数計の暑さ指数(WBGT)が25℃(警戒)以上、又は気温が30℃(真夏日)以上となる場合は、作業を中断することとした(測定機器を購入。総務班長が現場で指数値を確認)。

また、大雨警報や土砂災害警戒情報等荒天の場合には作業を中止し、集合場所等へ退避した。

#### <暑熱対策>

防疫作業に従事する際、季節を問わず防護服を2枚重ね着し、マスク、ゴーグル、長靴も着用し、さらに袖口などはガムテープでふさぐため、特に暑さ対策が求められた。

そこで、汚染エリアでも水分補給できるよう、飲み切りサイズの飲料を配置したり汗拭きタオルや瞬間冷却保冷剤を準備したりしたほか、スポットクーラー、ミストファンを設置する等、工夫を重ねた。

一方で、作業時間を短くしたため、職員が防疫作業に従事する動員回数の増加や、日中のみならず日没後も、熱中症指数が高く作業時間が限られ、現場まで動員したものの作業を十分にできないまま交代となる事例もあった。



<テント内の暑さ対策資材等>

### (3) 作業従事職員の負担軽減

作業に従事する職員の負担を軽減するため、スライド勤務制度の拡充や、県庁から集合場所までの移動用バスの運行等を行った。

### (4) 負傷した際の対応

防疫作業の従事者の、打撲、切り傷といった怪我や熱中症等を想定し、医療スタッフ（JA厚生連に派遣依頼）を予め配置していた。

疾病等が発生した場合には、状態を診てもらい、応急手当を行った後、必要に応じて、速やかに医療機関を受診させるといった体制をとった。

#### <防疫作業中の傷病者数>

県職員									計	県職員以外
体調不良	熱中症	角膜炎症	腰痛等	外傷打撲	注射針刺	骨折	その他	計		
42	2	14	2	24	3	3	2	92	6	

### (5) 精神面でのケア

防疫作業に従事した県職員の中には、殺処分時の豚の状況、強い臭い、大量の衛生害虫等で、不眠や不安感等を訴える者もいたため、相談窓口を設置した。

### コラム3 「深夜の車列に手を振って」～ある次長級職員の手記より～

(凍てつく冬空の下で)

その光景は、平成30年も暮に近い12月27日、深夜(24時近くだったと記憶している)に目の当たりにすることになる。知事、地元県議会議員、地元首長が並んで手を振る中、自衛隊車両は隊列をなして整然と撤収のため会場を後にしていった。その台数は数十台にもなろうか。いつ途絶えるとも知れぬ多くの車両の撤収が続く中、寒空の下、手を振り続けた。私は知事らの少し後ろからこの光景を見て、同様に手を振っていた。マジ寒い。しかし、こんなことが未だかつて県政史上にあったであろうかと思っていた。

すると、ふいに最終車両が知事の前に停車する。そこから降りてきたのは第35普通科連隊長。知事に向かって敬礼した後「岐阜県を管轄する連隊として、今後も何かあれば馳せ参じます。これで失礼します。」と言い残して颯爽と車両に乗り込み撤収していった。

私は自衛隊マニアでも国防マニアでもない。しかし、この日ばかりは心底「自衛隊さんありがとう」と思った。何せ私たちに正月休みをプレゼントしてくれたのである。詳細は続きをお読みいただきたいが、これが当県と自衛隊の「信頼関係」の始まりだった。

(殺処分8,000頭の衝撃)

舞台となったのは県中央部の関市の養豚場である。豚熱は県内6例目として、12月25日に発生した。飼養頭数は約8,000頭。これまでで最大規模である。しかも桁違いだ。発生と同時に自衛隊に災害派遣を要請(当時確か2,000頭以上で要請することを目安としていた)。それを考慮しても、すべての防疫措置が終わるのは、計算上、年明けの1月3日の予定だった。本県では本部員会議で防疫措置方針等を合意してから、速やかに殺処分にかかることとしていた。この会議が開催されたのが12月25日。1月3日までの防疫措置方針を引きずって、関係者の表情は一様に陰鬱であった。

(自衛隊の増派決定)

しかし、ほどなくして同様に本部員会議に出席していた自衛隊関係者からある提案がなされることとなる。なるべく早く終わるように自衛隊員の人数を増員するというのである。

通常、自衛隊の災害派遣要請には、「公共性」「緊急性」「非代替性」の3要件がある。しかも、派遣要員の数は、県などが目一杯職員を派遣している前提で、なおかつ必要最小限の規模で行われる。本県においての1回あたりの自衛隊派遣要員数はおよそ30人というのが通例であった。

しかし、このときは、結果として100人規模の要員の派遣をしていただくことになるのであるが、予期せぬありがたい申し出に「本当にいいんですか?」と聞くと。「誰も正月まで殺生したくないでしょ。自衛隊だって同じです。みんな正月は故郷に帰りたいですからね。」との返事。涙が出る思いだった。

#### (初めての撤収セレモニー)

自衛隊が増派されてからというもの、作業は見違えるほど早く進んだ。事務仕事を中心の県職員とは違い、そこはやはり普段から体を鍛えている自衛隊員。作業能力が非常に高い。主に、県職員が扱えないような大きな種豚を中心に対応いただいた。

そして、計画より7日も早い年末も押し迫った12月27日、防疫措置が概ね終了し、冒頭に述べた自衛隊の撤収セレモニーを迎えた。

撤収セレモニーでお礼を述べるのは、原則として知事。夜遅く県庁を出発し、日付変更線を超えるあたりで式を執り行い、帰庁すると翌日未明の1時から2時頃という時間帯である。

我々は少し早く出て会場を設営。式を運営するのである。都合により副知事が出席する場合もあったが、それでも漏れなく式を設定し、県幹部から丁重なお礼を述べた。

そして、冒頭の撤収シーンである。豚熱対応で心身ともに疲れ切っていたが、防疫措置がほぼ終わり、自衛隊も無事撤収し、知事の随行の仕事も終わったということで、寒い中でも心地よい充実感があつた。翌日の朝刊はお見送りシーンとともに撤収式を一斉に報じていた。

#### (自衛隊との信頼関係の構築へ)

こうした当県の自衛隊への気配りや、現場での対応などが、後々自衛隊に高く評価されることとなる。豚熱は、後々、東海三県、次いで中部地区、さらには関東以北まで波及することになるが、他の県と比較しても当県の自衛隊に対する対応は非常に良い、とのことであつた。当県は場数を踏んでおり、徐々にいろいろなことがシステマティックに整ってきたのだろう。

そして、豚熱も概ね落ち着いた令和3年3月13日、これを象徴する出来事があつた。各県が自衛隊に感謝状を渡す中、当県は知事自らが名古屋市守山区にある第35連隊の駐屯地に赴き、満座の自衛隊員が整列する中、連隊長に知事感謝状を贈呈したのである。この時の自衛隊員をバックに2ショットで写った記念写真がある。2名ともとても晴れやかな顔をしている。

豚熱という非常事態が生んだものではあるが、これも紛れのない人と人との信頼関係である。

(コラム3完)

## 第4章 農場を守る対策（まん延防止と緊急対策）

# 1 発生初期の緊急対策

平成30年9月に、本県で豚熱が発生した後、速やかに県の検査体制を強化するとともに、各農場の飼養衛生管理の強化等を進めた。

## (1) 検査体制の強化

### ① 報告徴求

家畜伝染病予防法第52条に基づき、毎日9時と16時時点での、飼養状況を各農場から管轄の家畜保健衛生所に報告することをルール化した。死亡豚の頭数をはじめ、食欲や活力の有無、出荷頭数や導入頭数等、ウイルスの感染の兆候がわかる様々な項目を報告対象とし、リアルタイムに状況を把握・分析した。

この1日2回の報告に加えて、これまでどおり異常を確認したらすぐに家畜保健衛生所に報告する体制も維持した。

令和元年10月の豚熱ワクチン接種開始に伴い、報告を1日1回とした。

(3) 平成31年2月26日 岐阜県公報 号外(出)

別記様式  
家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

家畜保健衛生所長 宛て

報告者住所  
氏名  
連絡先 電話  
FAX  
電子メール  
農場所在地

( 年 月 日 時時点) 飼養頭数 頭

項目	内容	備考
死亡頭数	頭	死亡個体の日齢： 死亡個体の豚舎内所在場所：
(うち死産頭数)	頭	流産： あり ・ なし
出産頭数	頭	
導入頭数	頭	導入元： 健康状態：
出荷頭数	頭	出荷先： 健康状態：
項目	内容	
飼養家畜の状態		

※飼養家畜の状態の内容欄には、健康状態を記載すること。

<報告様式 H31.2 版>

### ② 出荷豚のPCR検査、飼養豚のモニタリング検査

1例目発生後から6例目発生までは、感染拡大や食肉処理施設の汚染等を回避するため、出荷豚全頭のPCR検査を実施し、陰性が確認されたもののみを出荷する体制をとった。

PCR検査にあたり、と畜場へ出荷する2～3日前に、概ね2名の農場専属の獣医師が出荷豚の採血を行う必要があったため、県職員の獣医師（農政部及び健康福祉部）や、県職員OB獣医師、県獣医師会等、多数の応援により検査を実施した。

また、発生農場との交差汚染を防ぐため、県農業技術センターの検査室を活用し、農政課職員等の応援を加え、連日2名の検査員が本検査専属として対応した。

平成31年1月には、採血のための農場内への立ち入りが、ウイルスを持ち込むリスクを高めるとの指摘もあったことから、飼養者による検温及び報告に見直し、飼養豚のワクチン接種が行われる令和元年10月まで継続実施した。

また、と畜場出荷豚の全頭検査とは別に、飼養豚の感染の有無を確認するモニタリング検査については、発生ごとに農林水産省消費・安全局動物衛生課と検査方法を協議の上、実施した。

### ③ 農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の強化

養豚場で感染した原因が明確にならない中、衛生管理区域の設定や、従業員等がウイルスを持ち込まないように着替えをルール化する等、遵守事項をヒアリングし、改善指導した。

すぐに取り組めるもの、資金が必要となるもの等、農場ごとにレベルが異なるため、農場ごとのきめ細かな対応が求められた。

## (2) 監視対象農場衛生監視プログラムの策定

他の農場における異常の早期発見と豚熱のまん延防止のため、「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」を平成30年9月に策定し、豚熱が発生した農場と交差の可能性がある農場の監視を強化した。

＜「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」による安全確認体制＞

- ①農場ごとに専属の家畜防疫員を配置
- ②週1回以上立入り検査（臨床検査、検温）を実施
- ③毎日2回の報告徴求
- ④豚熱が疑われる死亡豚の剖検を実施
- ⑤出荷予定の豚全頭について、臨床検査及び遺伝子検査を実施

なお、平成30年11月には、県内2例目の発生や野生いのししの感染拡大に伴い、強化されている。

## (3) と畜場のバイオセキュリティ要件の策定

と畜場は複数の農家が入り交じる場所であり、発生農家の出荷先であったと畜場においては、業務及び出荷の停止を要請していた。

と畜場の業務再開にあたり、食肉の衛生監視の強化と交差汚染防止のため、「と畜再開バイオセキュリティ要件」を平成30年9月に策定した。

また、と畜場法に基づく生体検査を2名体制に増員した。

＜「と畜再開バイオセキュリティ要件」による安全確認体制＞

- ①と畜場への搬入は、1農場ごと、入替え制で実施
- ②入替えごとに場内の消毒を実施
- ③運転手の長靴消毒を実施 等



## (4) 消毒の強化

### ① 道路消毒の実施

岐阜県、愛知県内の養豚場で豚熱が連続して発生していたことや、野生いのししでの感染増加に歯止めがかかっていないことから、豚熱ウイルスの拡大を防止するため、県道等で消毒を実施した。



<散水車による消毒液散布>

#### <道路消毒の概要>

方法：散水車で県道等幹線道路の消毒を実施

場所：本巢市から関市にかけて実施

国道418号～県道196号～国道256号～県道81号～県道80号  
～県道58号～県道64号

※野生いのししの拡散防護柵を設置した道路

期間：平成31年2月16日（土）から3月末まで  
概ね3日に1回実施。

### ② 自主消毒ポイントの設置

豚熱発生時に設置する消毒ポイントのほかに、平成31年3月25日から、豚熱のまん延防止及び家畜伝染病発生予防のため、自主消毒ポイントを設置した。

畜産関係車両の通行に際して、積極的に自主消毒ポイントを利用するよう啓発した。



<消毒ポイント>

#### <自主消毒ポイント設置箇所>

場所	対象・方法	対応時間
山県市役所	畜産関係車両・噴霧	8:30～17:15
郡上総合庁舎	畜産関係車両・噴霧	8:30～17:15
可茂総合庁舎	畜産関係車両・噴霧	8:30～17:15
東濃西部総合庁舎	畜産関係車両・噴霧	8:30～17:15
下呂総合庁舎	畜産関係車両・噴霧	24時間

## (5) 飼養衛生管理強化に資する資材配付等の支援

### ① 電気柵の貸与、ワイヤーマッシュ柵設置経費の補助等

平成30年9月14日、野生いのししへの豚熱感染が判明したことを受け、その被害拡大を防止するため、県内の養豚場及びイノシシ飼養農場等において、緊急対策として侵入防止柵を整備することとした。

一定の工事が必要になるものについては、設置費を補助することとし、各養豚場の立地や規模等に合わせた対応を進めた。

#### <事業概要>

対 象：県内全ての養豚場及びイノシシ飼養農場等

内 容：畜舎の周囲に設置する「電気柵」を県から貸与

※県から岐阜県養豚協会を通じて各農場等に貸与

設 置：平成30年9月21日～

電気柵の設置等は、各農林事務所が中心となり支援。

県事業費：7,000千円



<電気柵の設置>



<電気柵・ワイヤーマッシュの設置>

### ② 防疫資材（消石灰、防護服等）の配付・貸与

野生いのししのウイルス感染が確認され、野外での汚染拡大が明らかになる中、各農場においては厳格に飼養衛生管理を強化する必要があることから、農場において飼養衛生管理基準が遵守されていない点を家畜防疫員が確認し、さらに消耗品資材の配置により速やかに改善できると判断した場合には、県で資材を一括手配し、各農場に配付した。

さらに農場へのウイルス侵入を防止するための、飼養衛生管理区域外（農場周囲）の定期的な消毒を推奨し、この消毒を実施する動力噴霧器を農場に無償貸与した。



<配付した資材>



<消石灰散布>



<貸与した動力噴霧器>

## (6) 飼養衛生管理基準の徹底、周知

令和元年8月に豚熱対策の先進地である欧州に視察に行った結果を参考に、飼養衛生管理基準を分かりやすく周知するため、ポスター等を作成し、配布した。



<飼養衛生管理基準周知のためのポスター>

## 2 早期出荷への取組み

平成31年4月、感染いのししが確認された場所から10km圏内に所在する農場を対象に早期出荷を実施することで、一時的に農場の空舎期間を確保し、衛生管理の向上を図る取組みについて、国から提案がなされた。

### (1) 早期出荷対策事業の概要

- ・事業名：CSF衛生管理再生緊急支援事業
- ・補助事業者：（独法）農畜産業振興機構（ALIC）、県
- ・実施主体：（一社）岐阜県畜産協会
- ・取組主体：岐阜県早期出荷等推進協議会

#### <早期出荷関連事業>

事業メニュー	ALIC	県	農家
① 早期出荷等クリアリング支援事業 養豚施設に空舎期間を確保するため、早期出荷又は淘汰を行った場合に早期出荷促進費を交付	1/2	1/2	—
② 飼養衛生管理強化支援事業 早期出荷等による空舎期間中に行う飼養衛生管理を強化するための施設整備を支援 ※豚熱発生農場も対象	1/2	1/4	1/4
③ 経営再開支援事業 メニュー①の事業により空舎期間を設けた養豚農家に空舎期間中の固定費に充てるための経営再開支援金を交付	1/2	—	1/2
④ ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業 対象地域において通常の衛生管理以上の取組みに必要となる消毒薬等衛生資材の掛増し分の導入・備蓄を支援 ※出荷先と畜場も対象	10/10	—	—
⑤ 繁殖雌豚再導入支援事業 メニュー①の事業により繁殖雌豚の出荷又は淘汰に取り組んだ養豚農家が経営再開のため必要な繁殖雌豚の導入を支援	1/2	—	1/2

## (2) 事業実績

### ① 早期出荷等クリアリング支援事業

#### <早期出荷・淘汰頭数等>

実施農場数	出荷・淘汰時期	出荷頭数	淘汰頭数	計
3	令和元年8～9月	705頭	584頭	1,289頭

### ② 飼養衛生管理強化支援事業

1 農場実施（シャワー室、豚舎間通路等を整備）

### ③ 経営再開支援事業

2 農場実施（肥育豚の導入1,180頭分を対象）

### ④ ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業

2 農場及び3と畜場（衛生資材の購入・備蓄）

### ⑤ 繁殖雌豚再導入支援事業

実施農場なし

## (3) その他

豚熱ワクチン接種推奨地域については、国によるワクチン接種プログラムの確認日（令和元年10月21日）以降、新たな農場の参加は認められないこととなり、本県においては、令和元年度事業限りの実施で終了した。

### 3 強い畜産構造改革支援事業（県単独補助事業）

各農場が飼養衛生管理を強化するための設備、資機材の導入及び施設の改築・改修を支援する補助制度を、令和元年4月に創設し、8月には拡充を行った。

#### （1）家畜伝染病対策支援型（ハード事業）

##### ① 事業内容

衛生防疫対策強化に必要な施設整備及び機械導入に対する支援（ハード事業）

##### ② 補助率

1／2以内

<令和元年度実績（強い畜産構造改革支援事業（家畜伝染病対策支援型））>

- ・農家戸数：20戸
- ・支援内容：車両消毒ゲート、シャワー室、防護柵、動力噴霧器他
- ・事業費342,985千円（うち補助金147,177千円）



## 第5章 国に対する要望・提案



## 1 発生後から関係 8 県緊急要望（令和元年 9 月実施）まで

本県で豚熱が発生してから、防疫措置や補償の内容、飼養豚へのワクチン接種等、機を捉えて国へ要望してきた。

### <平成 30 年度の実績>

平成 30 年			
11月	15日(木)	河合副知事と農林水産省消費・安全局長の面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>豚の出荷自粛等への補償として、共同堆肥センターやと畜場も自粛要請した際の補償対象とすること</li> <li>地方の獣医師確保のための人材育成施策の強化、発生時には、引き続き国や他県からの獣医師の派遣への配慮</li> <li>その他、疫学調査チームの検証の早期実施や野生いのししの調査手法等の明確化</li> </ul>
	21日(水)	知事、岐阜市長他と高鳥修一農林水産副大臣他の面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫対策の着実な実施、まん延防止のための、国、県、市の協力体制の確認</li> </ul>
12月	6日(木)	知事と吉川貴盛農林水産大臣の面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>豚熱対応への国の協力に対するお礼、最新の状況を説明</li> </ul>
	16日(日)	河合副知事と農林水産省審議官の面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の状況を説明</li> <li>※飼養衛生管理の強化等を指示、ワクチン接種は考えていない旨発言あり</li> </ul>
	16日(日)	知事、河合副知事等と小里泰弘農林水産副大臣の面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>副大臣から、「拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会の結果」及び「農林水産省豚コレラ等家畜伝染病防疫対策会議の結果」の報告</li> </ul>
	27日(木)	知事が内閣官房副長官、危機管理監、副長官補を表敬訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の状況を説明</li> </ul>
平成 31 年			
2月	6日(水)	知事、河合副知事等と小里泰弘農林水産副大臣の面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>副大臣から、「鳥インフルエンザ等家畜防疫対策本部」の結果報告</li> <li>農林水産省の派遣獣医師による県内農場の飼養衛生管理指導に対し協力要請</li> </ul>
3月	1日(金)	知事、河合副知事等と小里泰弘農林水産副大臣の面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>副大臣から、野生いのししへの経口ワクチン投与、飼養衛生管理基準の徹底、農場再開に対する支援策等について、情報共有及び協力依頼</li> </ul>

<平成31・令和元年度の実績>

平成31年			
4月	4日(木)	農政部長等と農林水産省動物衛生課長等の面談 ・現状及び対策、異常時の早期通報と飼養衛生管理基準の遵守徹底の他、再開に向けた豚へのワクチン接種を含めた総合的な対策について意見交換	
	8日(月)	知事と江藤拓総理大臣秘書官、農林水産省消費・安全局長の面談 ・野生いのししへの経口ワクチン散布及び豚へのワクチン接種等について意見交換	
	23日(火)	知事と小里泰弘農林水産副大臣の面談 ・野生いのししへの経口ワクチン散布及び豚へのワクチン接種等について意見交換	
	24日(水)	河合副知事等と農林水産省消費・安全局長等の面談 ・農林水産省から早期出荷事業について事業スキーム等について説明	
	27日(土)	農政部長等と農林水産省消費・安全局総務課総括等の面談 ・早期出荷事業について農林水産省から提案・説明	
	30日(火)	農政部長等と農林水産省消費・安全局総務課総括等の面談 ・早期出荷事業の詳細について意見交換	
5月	6日(月)	農政部長等と農林水産省消費・安全局動物衛生課長等の面談 ・早期出荷事業、野生いのしし対策、豚へのワクチン接種等について意見交換	
6月	11日(火)	河合副知事から農林水産省消費・安全局長に要望 ・早期出荷事業の実施方法について要望	
	26日(水)	河合副知事等と農林水産省消費・安全局長等の面談 ・農林水産省から早期出荷事業について事業スキーム等について説明	
7月	9日(火)	危機管理部長、農政部長等と陸上自衛隊第10師団司令部との面談 ・夏期の防疫措置における熱中症対策、県内最大規模の農場で発生した場合を想定した防疫措置計画について意見交換	
	25日(木)	湯崎広島県知事(全国知事会農林商工委員長)が小里泰弘農林水産副大臣に要請 ・感染経路等の早期解明、野生いのしし対策、農家等の経営支援、水際対策の強化等を要請	
9月	4日(水)	農政部次長から農林水産省大臣官房審議官に要請 ・豚熱検査にリアルタイムPCRを導入すること、野生いのししの個体数削減にも十分な予算を確保することを要請	
	17日(火)	知事と江藤農林水産大臣、末松事務次官の面談 ・豚へのワクチン接種も含めた豚熱対策について意見交換	

## 2 豚コレラ対策に関する緊急要望（関係8県）

令和元年9月20日、豚熱が発生している8県が合同で、江藤農林水産大臣に「豚コレラ対策に関する緊急要望」を行った。

（岐阜県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、三重県）

### 豚コレラ対策に関する緊急要望

昨年9月、国内で26年ぶりに発生した豚コレラは、関係者による懸命の努力にも関わらず、この1年間に約13万頭が殺処分されるなど甚大な被害をもたらし、養豚の主要産地を擁する関東でも新たに発生するなど、終息が見通せないどころか、更なる広域化の様相を呈している。

国においては、今回の事態を国家レベルの危機事案と受けとめ、次の事項について早急に措置を講じることを強く求める。

#### 1. 飼養豚への緊急ワクチン接種

国の責任において、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」第13の2に規定される豚への緊急ワクチン接種の実施を速やかに決定すること

また、ワクチン接種後の接種豚の円滑な流通について、取引価格の下落や風評被害の防止も含め、国の責任において対応すること

#### 2. アフリカ豚コレラを踏まえた水際対策の強化

韓国でも発生が確認されたアフリカ豚コレラの国内侵入を防止するため、罰則の強化を含め、一層の水際対策の強化、徹底を図ること

また、国内侵入に備え、発生国等とも協力し、ワクチンを含む治療法の研究開発を推進するとともに、対策の先進地である欧州のバイオセキュリティの知見も活かし、飼養衛生管理基準の見直し、更なる防疫対策の充実を図ること



<合同要望後の取材の様子>

この要望を行った20日の午後、農林水産省豚コレラ対策本部が開催され、その後の大臣臨時会見で、豚へのワクチン接種の方針が示された。

#### 江藤農林水産大臣 臨時会見 農林水産省 HP より

大臣に就任しまして、まだ1週間余りではありますが、この間豚コレラ発生県の多くの関係者の皆様方にお会いをして、皆様方からはワクチン接種を認めてほしいという要望をいただいております。また、本日は関係する8県を代表をして、富山県、福井県、長野県、三重県、岐阜県の知事さんとお会いをし、要望を改めていただきました。更に自民党、公明党、共産党の皆様方からも御要請文をいただきました。その要請の内容は同様にワクチン接種を進めるべきというものであります。このような声をいただいている中、先ほど、農林水産省豚コレラ疾病対策本部を開催し、省幹部と更に議論を重ねた上、次の2点を決定いたしましたので御報告いたします。

第1に現在の防疫指針では予防的ワクチンの接種はできないとされておりますので、これを可能となるように防疫指針の改定作業に着手します。

第2にメーカーに対してワクチンの増産依頼をいたします。この決定を受け、直ちに防疫指針の改定の議論を始めるために本日、食料・農業・農村政策審議会の牛豚等疾病小委員会を開催いたします。この小委員会は本日だけではなく、来週も精力的に開催し、改定案を早急にまとめていただく予定であります。ここでとりまとめられた改正案につきましては、家畜伝染病予防法に基づく都道府県への意見照会、それから行政手続法に基づくパブリックコメントにより、皆様から御意見をいただくこととなります。

これらの法的手法を経た後で、食料・農業・農村政策審議会の家畜衛生部会で改定について答申をいただき、新しい防疫指針を施行します。これにより、新しい防疫指針を踏まえて知事が予防的ワクチンの接種を養豚農家に命ずることができるようになります。また豚コレラの終息に向け、予防的ワクチンだけではなく、農場にウイルスを入れないための飼養衛生管理基準の遵守の更なる徹底、農場の囲い込み柵の設置、野生イノシシ対策の推進のための捕獲の強化、ワクチンベルトの構築、これらを徹底して取り組んでまいります。以上であります。

#### 一方針の表明を受けた知事コメント

本日、すでに豚コレラが発生している8県合同の要望を受けて、農林水産省の豚コレラ対策本部において、豚へのワクチン接種を実施する方針が示された。

これは、豚コレラ収束に向けての重要な決定として評価したい。

ただ、今後、速やかにワクチン接種の具体的な方法や、接種豚の円滑な流通の確保策をクリアにしていく必要がある。

このため、県としては、国や関係県と密接に連携して、農家の皆さんが一日も早く安心して経営できるよう、引き続き全力で取り組んでいく考えである。

### 3 全国知事会CSF対策プロジェクトチーム

豚熱発生以来、1年以上に亘る経験と反省を踏まえた地方の意見を、家畜伝染病予防法改正をはじめとする豚熱・アフリカ豚熱対策に反映させるため、全国知事会に、CSF対策プロジェクトチームを立ち上げ、国への提言等を行うこととなった。

関係法改正後も、適時、要望活動を行っている。

#### <令和元年度活動実績>

令和元年			
11月	15日(金)	全国知事会に「CSF対策プロジェクトチーム(PT)」を立ち上げ。 ・全国知事会農林商工常任委員会に「CSF対策プロジェクトチーム」を設置	
	22日(金)	CSF対策プロジェクトチーム会議開催 ・「総合的CSF対策の確立に向けた提言」について協議、取りまとめ	
	27日(水)	江藤農林水産大臣等に要請 ・「総合的CSF対策の確立に向けた提言」について江藤農林水産大臣、農林水産省における有識者会議、自由民主党の農林合同部会に申し入れ	
12月	26日(木)	農林水産事務次官への申し入れ ・「家畜伝染病予防法改正の主要論点」について、末松農林水産事務次官に申し入れ ※アフリカ豚熱発生時の予防的殺処分について、関係者間でも慎重論があるため、その導入に当たっては、全国知事会PTとしても、明確な発動要件や経営再開に向けた十分な補償、支援策と合わせて制度化すること等について意見。	
令和2年			
1月	9日(木)	アフリカ豚熱予防的措置(ASF予防的措置円滑化緊急支援事業)に係る説明会を開催(CSF対策PT主催)	
	15日(水)	アフリカ豚熱予防的措置について意見提出	



<PTリーダー挨拶(写真提供:全国知事会)>



<会議の様子(写真提供:全国知事会)>

<令和2年度～令和4年度活動実績>

令和2年			
6月	4日(木)	全国知事会議にて「CSF・ASF対策と感染拡大防止に向けた提言」を決議 ・飼養衛生管理の更なる強化や野生いのしし対策の行程の明確化、発生農家の再開支援の充実等	
7月	17日(金)	農林水産事務次官へ要請 ・「CSF・ASF対策と感染拡大防止に向けた提言」について、末松農林水産事務次官に要請 ※全国知事会事務総長が代理で手交	
9月	11日(金)	「CSF経口ワクチン散布事業の予算確保等に係る緊急申し入れ」を農林水産省へ実施 ・経口ワクチンの輸入遅延を背景とした緊急申し入れ	
10月	29日(木)	「豚熱・アフリカ豚熱対策に係る緊急申し入れ」を農林水産省へ実施 ・群馬県のワクチン接種済み農場での豚熱発生を受け実施	
令和3年			
6月	10日(木)	全国知事会議にて「豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止に向けた提言」を決議 ・ワクチン接種における適切な接種時期の提示当等を追加	
7月	29日(木)	農林水産省消費・安全局長へ要請 ・「CSF・ASF対策と感染拡大防止に向けた提言」について、小川農林水産省消費・安全局長に要請 ※全国知事会事務総長が代理で手交	
令和4年			
7月	29日(金)	全国知事会議にて「豚熱・アフリカ豚熱と感染拡大防止に向けた提言」を決議 ・豚熱ワクチンの回数も含めたより適切な接種方法の提示、浸潤状況や野生いのししの状況に応じた経口ワクチン散布方針の提示等を追加	
8月	19日(金)	農林水産省消費・安全局へ要請 ・「CSF・ASF対策と感染拡大防止に向けた提言」について、森農林水産省消費・安全局長に要請 ※全国知事会事務総長が代理で手交	

## 4 関係法令の改正

### (1) 家畜伝染病予防法の改正（予防的殺処分関係）経過

アフリカ豚熱がアジア各国で猛威を振るっており、国内での発生リスクが高まっていることに鑑み、議員立法で、令和2年の通常国会冒頭に予防的殺処分を可能とする法案が先行して提出された。この法案について、異例の速さで審議が進められ、令和2年1月30日に改正法案が成立し、2月5日に施行された。

#### <改正概要>

- ・「豚コレラ」を「豚熱」に、「アフリカ豚コレラ」を「アフリカ豚熱」に名称変更。
- ・アフリカ豚熱について、家畜の予防的殺処分の対象とする。
- ・予防的殺処分は、飼養豚でアフリカ豚熱が発見された場合だけでなく、野生いのしし等でアフリカ豚熱が発生した場合でも措置を講ずることが可能。
- ・野生いのしし等でアフリカ豚熱感染が発見された場合の指定地域及び指定家畜の指定は、農場周辺の生息状況や家畜の飼養衛生管理レベル等を考慮して必要最小限度の範囲で行うとともに、関係都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて行う。

#### <家畜伝染病予防法の改正（予防的殺処分関係）経過>

令和2年 第201回 衆法 2号			
1月	20日（月）	・通常国会の冒頭に、ASF発生時の予防的殺処分を可能とする法案を先行して提出	
	28日（火）	・衆議院議案受理。同日、可決。参議院へ	
	29日（水）	・ASF防疫指針について、県から農林水産省に意見提出	
	30日（木）	・参議院で可決し、成立	
2月	5日（水）	・公布、施行	

### (2) 家畜伝染病予防法の改正（飼養衛生管理・水際対策強化関係）経過

飼養衛生管理の強化、国と地方の役割分担の明確化、肉製品の持ち込みに対する罰則の強化といった水際対策の拡充等を盛り込んだ改正案が、令和2年3月27日に可決・成立し、7月1日に施行された。

## ＜改正概要＞

### ○飼養衛生管理

- ・家畜所有者の責任の明確化（飼養衛生管理責任者を選任する制度を創設）。
- ・農家が豚熱、アフリカ豚熱が発生した際の届け出義務に違反した場合の罰金引き上げ。
  - 個人：100万円以下→300万円以下
  - 法人：100万円以下→5,000万円以下
- ・飼養衛生管理基準の遵守違反の罰金を引き上げ。
  - 個人・法人：30万円以下→100万円以下

### ○国と地方の役割分担の明確化

- ・汚染された場所の消毒、通行の制限、飼養衛生管理指導等の計画・指導及び助言・勧告、家畜等の移動の制限を都道府県の役割と規定
  - ※知事が行わない場合、農林水産大臣が指示できる。

### ○水際対策

- ・違法な肉製品や畜産物の持ち込みに対する罰金引き上げ。
  - 個人：100万円以下→300万円以下
  - 法人：100万円以下→5,000万円以下
- ・入国者の携帯品中の畜産物（肉製品等）の有無を、家畜防疫官が質問、検査できるよう権限を強化。
- ・携帯品及び国際郵便検査の結果、発見された違反畜産物について、家畜防疫官が廃棄できるよう権限を強化。

## ＜家畜伝染病予防法の改正（飼養衛生管理・水際対策強化関係）経過＞

令和2年 第201回 閣法25号		
2月	5日（水）	・国から法案について、全国知事会PTに意見照会
	17日（月）	・全国知事会PTから法案について意見提出
	25日（火）	・改正法案が閣議決定、国会へ改正法案提出、受理
3月	18日（水）	・衆議院農林水産委員会で可決
	19日（木）	・衆議院可決、参議院へ
	27日（金）	・参議院で可決・成立
4月	3日（金）	・公布
7月	1日（水）	・施行

### （3）関係基準等の改正

家畜伝染病予防法の改正・施行に先立ち、豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理の適正化を図るため飼養衛生管理基準の見直しが行われた。

また、家畜伝染病予防法の改正に伴い、具体的な運用を規定するため、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」も改正された。



### <改正概要>

#### ○飼養衛生管理基準の改正

- ・令和2年3月9日付けで公布
- ・令和2年7月1日付けで施行
- ・以下、猶予期間を経て令和2年11月1日付けで施行
  - 衛生管理区域への野生動物の侵入防止  
野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ・以下は、令和3年4月1日に施行（最終）。
  - 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業員等への周知徹底
  - 放牧制限の準備（放牧停止等に備え、畜舎の確保等）
  - 処理済み飼料の利用（適正処理されたもののみを使用）

#### ○豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

- ・令和2年4月9日に家畜衛生部会へ諮問
- ・令和2年5月に、県への意見照会及びパブリックコメントの実施
- ・令和2年7月1日に改正・施行
  - 関連事業者の責務の明確化
  - 都道府県知事の家畜所有者に対する緊急的な勧告・命令
  - 野生動物で発見された際、当該場所の消毒、通行制限、周辺農場等に対する移動制限

### (4) 養豚農業振興法の改正

同法律は養豚農業の振興、国内由来飼料の利用増進、養豚農家への援助等、全9条からなる理念法であり、豚熱の影響の緩和等を盛り込んだ改正案が、令和2年3月27日に可決・成立し、4月3日に公布、施行された。

### <改正概要>

- ・CSFなどの伝染病の発生予防と農家経営への影響緩和を追加。
- ・国や都道府県は、伝染病発生後の農家の経営再建支援に努めること。
- ・飼養衛生管理の向上に必要な施設、設備などの整備促進等の施策を集中的に講じること。
- ・国内由来飼料の利用（エコフィード）を増進するための施策について、安全性の確保に配慮しつつ、施策を講ずるよう努めること。

### <養豚農業振興法の改正経過>

令和2年 第201回 閣法25号		
3月	18日(水)	・国会へ改正法案提出、受理
	19日(木)	・衆議院可決、参議院へ
	27日(金)	・参議院で可決・成立
4月	3日(金)	・公布、施行

## 第6章 ワクチン接種

# 1 豚熱発生（平成30年9月）からワクチン接種までの経過

令和元年9月20日、農林水産大臣の臨時会見で豚へのワクチン接種開始の方針が示されたため、ワクチン接種体制の構築を進め、令和元年10月25日、26日に初回一斉接種を実施した。

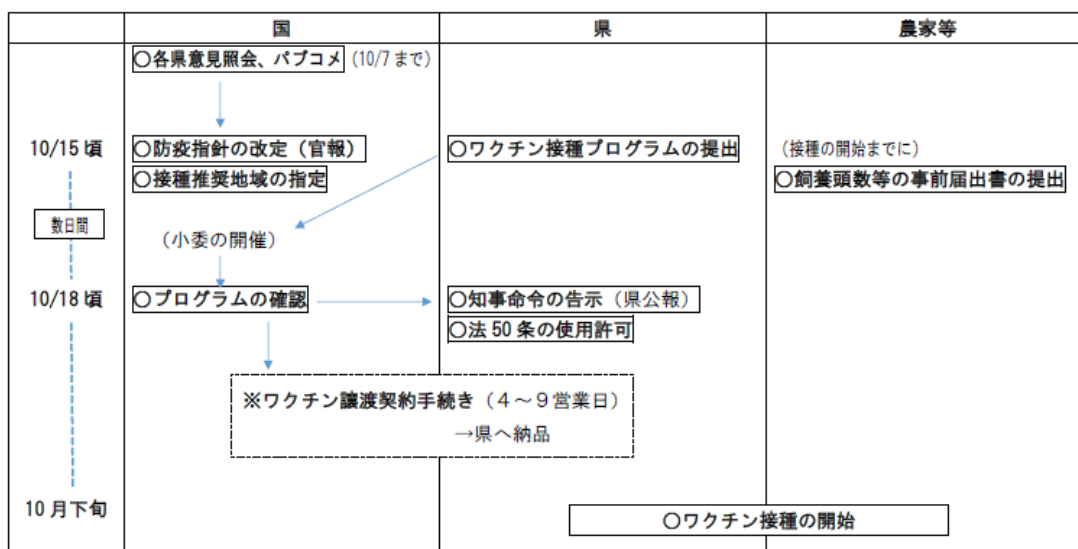
接種人員を確保するため、県職員獣医師及び非常勤の会計年度任用職員（民間獣医師）や、各農林事務所に職員派遣を要請し、1班5名体制を構築した。

一方、連続注射器や防護服等を調達するとともに、初回一斉接種においては、国から豚熱ワクチンを購入した。

また、令和元年10月15日、防疫指針が変更された当日、農家を対象に説明会を開催し、ワクチン接種の流れ等について説明した。

## <ワクチン接種までの経過>

令和元年		
9月	20日（金）	江藤農林水産大臣が予防的ワクチン接種に向けて防疫指針の見直しを表明
	28日（土）	「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の変更に係るパブリックコメント開始（締め切り10月7日）
10月	15日（火）	「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」変更、施行「予防的ワクチン接種プログラム」を国に提出
	18日（金）	予防的ワクチン接種実施に係る知事命令を告示
	21日（月）	国から接種プログラムが妥当である旨の確認の通知
	24日（木）	国から接種用ワクチンが到着
	25・26日	養豚農場等で初回一斉接種
	29日（火）	愛がん飼養豚へ初回接種
11月	29日（金）	飼養いのししへ初回接種



<ワクチン接種までの経過>

## 2 初回一斉接種とモニタリング

令和元年10月25日に開始した豚熱ワクチンの一斉接種は、農場や研究機関で飼養されている豚をはじめ、愛玩用（ペット）のミニブタや飼養されているいのししも対象であり、順次、接種を実施した。

### (1) 豚への初回一斉接種

一斉接種初日の朝、豚熱から農場を守る対策の大きな転換点となることを踏まえ、中濃家畜保健衛生所前にて、出発式を開催した。

その後、県内各地の農場で速やかに接種が行われた。

#### <豚への初回一斉接種概要>

- ① 接種対象 民間農場、県畜産研究所及び岐阜大学
- ② 接種期間 10月25日、26日
- ③ 接種頭数 39,888頭（民間17農場、畜産研究所、岐阜大学）
- ④ 従事者数 124名（実人員）  
内訳 獣医師56名（県46名、民間10名）  
補助員68名（県25名、市1名、農場42名）



<ワクチン及び接種準備>



<豚舎内でのワクチン接種>

## (2) 愛玩用ミニブタ、飼養いのしし等への初回一斉接種

豚への初回一斉接種の後、愛玩用（ペット）として飼われているミニブタや、飼養されているいのししのワクチン接種を実施した。

飼養いのししへのワクチン接種については、粗暴等のため注射が困難であったことから、国と協議の上、国から野生いのしし用経口ワクチンの譲与を受け、経口投与した。

### <その他概要>

#### 【愛玩用ミニブタ】

- ① 接種期間 10月29日（火）～11月1日（金）
- ② 接種頭数 15頭（12施設）
- ③ 従事者数 15名（実人員、県獣医師のみ）

#### 【飼養いのしし】

- ① 接種期間 11月29日（金）～1月9日（木）
- ② 接種頭数 33頭（8施設）  
内訳 豚熱ワクチン接種 3頭（3施設）  
経口ワクチン投与 30頭（5施設）

※粗暴等のため注射が困難であったいのししには、国から野生いのしし用経口ワクチンの譲与を受け投与

- ③ 従事者数 12名（実人員、県獣医師のみ）

## (3) 初回一斉接種に対応する免疫付与状況調査の結果

令和元年10月に実施した初回一斉接種から4週を経過後、免疫の付与状況を確認する抗体検査を実施した。

その結果、免疫の付与率が母豚で90%以上、肥育豚で99%であることを確認し、免疫付与が十分でない豚等が認められた場合は、当該豚に追加接種を実施した。また、肥育豚であれば同腹豚にも追加接種を行った。

区分	対象施設	検査頭数	陽性頭数	免疫付与率
繁殖豚等	16施設	233頭	209頭	90%
肥育豚	14施設	346頭	343頭	99%
計	実19施設	579頭	552頭	95%

※検体数：1農家30頭以上又は1豚舎5頭以上

### 3 継続的な豚へのワクチン接種とモニタリング

初回一斉接種が終了しても、定期的に豚は生まれ、それらにもワクチンを接種することが必要である。

こうした継続的なワクチンの接種を防疫指針に基づき、現在も実施している。

あわせて、免疫付与状況調査も行い、母豚が第2世代、第3世代へと更新されていく現在、母豚の抗体価をもとにして、適期の見極めを実施している。

#### (1) 継続的なワクチン接種

肥育豚については、生後30～60日に接種、繁殖豚など6か月以上飼養する豚については、初回接種から半年後に接種を実施し、その後、1年に1回接種を行っている。

令和2年度には延べ172,728頭、令和3年度には延べ213,696頭の接種を行った。

##### 【肥育豚】

- ① 接種時期 生後30～60日齢
- ② 接種頭数 毎月約18,000頭

##### 【繁殖豚等6か月以上飼養する豚】

- ① 接種時期 初回接種後6か月後 → 「補強接種」  
その後1年に1回。ただし同一個体には最大4回まで)

#### <これまでのワクチン接種実績（令和4年9月末）>

接種施設数	接種頭数	内 訳			
		繁殖雌豚	種雄豚	肥育豚	その他
延べ874施設	580,075頭	36,848頭	631頭	542,428頭	168頭

#### (2) モニタリング

免疫付与状況調査は6か月ごとに実施し、国の防疫指針では農場を抽出した検査であるが、本県では、子豚への適期接種のため、豚等を6頭以上飼養する全戸に対し検査を実施している。

なお、検査の結果、免疫付与率が80%に達しない個体群には、追加接種を実施している。

**【免疫付与状況調査】**

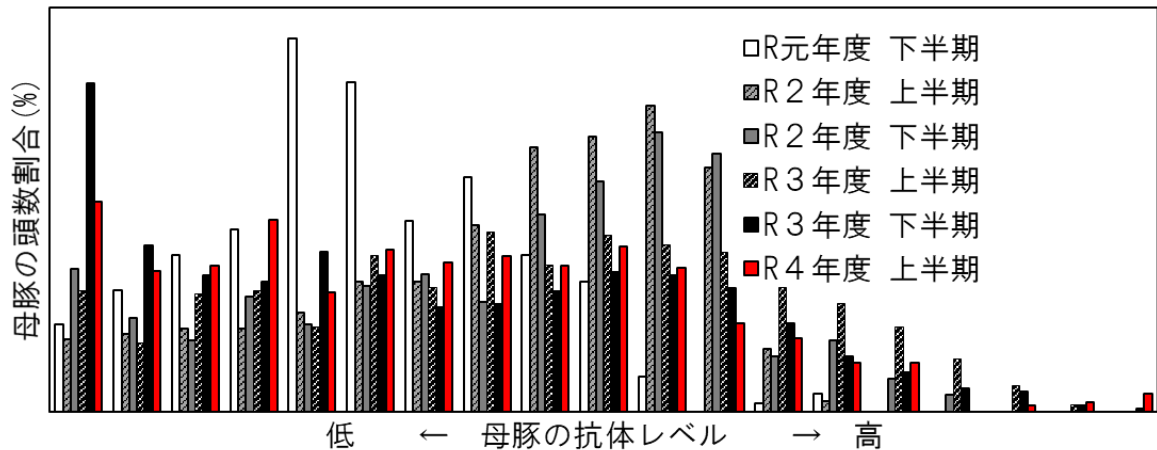
- ① 調査時期 初回接種から概ね40日以上経過後、6か月ごとに実施
- ② 検体数 1農場少なくとも30頭（原則として、1豚舎5頭以上）

※「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の令和3年3月31日に行われた一部改正で、免疫付与状況調査について規定された。

- ▶ 検査対象農場は、豚等を6頭以上飼養する農場かつ肥育豚の調査については一貫農場のみ。
- ▶ 検体数は、少なくとも30頭。繁殖豚と肥育豚を飼養する場合は、それぞれ少なくとも30頭。
- ▶ 検査農場数は、県内の農場数に応じて抽出。

**<免疫付与率の推移>**

検査時期	母豚	肥育豚	
R元年度 下半期	96% (223/233)	99% (387/390)	
R2年度 上半期	95% (377/395)	69% (394/574)	と畜場出荷時点
R2年度 下半期	93% (343/369)	49% (389/790)	83% (334/401)
R3年度 上半期	94% (583/620)	51% (410/810)	96% (333/347)
R3年度 下半期	84% (521/622)	54% (418/775)	93% (272/292)
R4年度 上半期	90% (595/663)	63% (496/788)	93% (290/312)



※抗体の検査方法はELISA検査による。

(と畜場出荷時点は中和試験による結果を含む。R2年度は、ELISA陽性及び中和抗体価2倍以上を陽性、R3年度からは、ELISA S/P値0.05以上及び中和抗体価1倍以上を陽性と判定)

**(3) きめ細かな豚へのワクチン接種**

肥育豚の免疫付与率は、一斉接種後の免疫付与率99%から80%未満に低下している。理由として、産まれた子豚が母豚からの移行抗体によりワクチン抗体が十分に付与されないことが考えられる。

国は、接種を推奨する日齢を以下のように変遷させている。

- 30～40日齢（当初）
- 50～60日齢（令和2年8月31日開催第60回牛豚等疾病小委員会）
- 母豚の抗体価の状況を考慮の上、接種日齢の前倒しについて柔軟に検討することが適当（令和3年6月25日開催第78回牛豚等疾病小委員会）

本県では、令和2年12月から全農場で母豚の抗体状況を調査したうえで、農場ごとに適切なワクチン接種時期を設定し、ワクチンを接種している。また、併せて、県内と畜場に出荷される県内農場の肥育豚について、年2回抗体検査を実施し、適切に免疫が付与されているか確認をしている。



## 4 ワクチン接種に関する手数料

豚へのワクチン接種については県職員である家畜防疫員が行うことから、県はこれに係る手数料を310円（当初）とし、農家から徴収する。

しかし、県内養豚業界は豚熱の発生の影響が大きかったことから、次のように減免の措置をとった。

- 令和元年10月25日に開始した初回一斉接種は、豚熱に対する感染防御を早期に図るための緊急的な措置として、手数料を全額免除
- 豚熱発生に係る支援として、令和元年11月に、豚熱発生農家の繁殖豚が豚熱発生前の水準に戻るまで、繁殖豚に接種する場合の手数を全額免除
- 県内養豚業再生への一時的な支援として、全農家の飼養豚への接種を対象に、令和2年度末まで、手数料を半額免除

（令和2年3月に、岐阜県県養豚協会から手数料を軽減してほしいと要望があり、県議会農林委員会からも発生前の水準に戻るまで支援すべきであるとの意見を踏まえた措置）

- 養豚業の再生をさらに促進させるため、半額免除を令和3年度末まで延長

令和3年度末、「再開すべき農場が概ね再開し、飼養頭数もその水準に達したことから、発生前の水準に戻るまでの一時的な支援という目的を達成したと考えられる」ため、措置を終了した。

なお、近年の実績を踏まえた資材費等の見直しにより、手数料を令和4年4月1日から310円を240円に減額している。ただし、国の防疫指針に基づき実施する、検査で免疫付与が十分でないことが確認された場合の追加接種については、引き続き手数料を全額免除している。

農場	減免種類	対象豚	R1	R2	R3
発生農場及び 早期出荷農場	全額減免	初回一斉接種豚	●→		
		免疫付与不十分豚		●→	●→
		初回一斉接種以降の繁殖豚		●→	●→
	半額減免	上記以外の豚		○→	○→
未発生農場	全額減免	初回一斉接種豚	●→		
		免疫付与不十分豚		●→	●→
	半額減免	上記以外の豚		○→	○→

＜ワクチン接種手数料の変遷＞

●→ 全額減免  
○→ 半額減免

※追加接種は引き続き減免

## 5 知事認定獣医師制度

令和2年9月、群馬県の農場で発生した豚熱（全国59事例目）は、ワクチン接種を行っていたにもかかわらず発生した初の事例であった。

このため、全国知事会CSF対策PTとして、緊急申し入れを行ったが、その時には、ワクチン接種の担い手不足も問題となった。これを受けて、国が防疫指針を変更し令和3年4月1日から開始されたのが知事認定獣医師制度である。

それまで、豚へのワクチン接種は、家畜防疫員しか行えず、本県では非常勤の会計年度任用職員として民間獣医師として雇い入れ、人手を賄っていた。

令和4年4月1日から、本県も知事認定獣医師制度の運用を開始し、4農場、1実験施設が活用している。（令和4年9月30日現在）

#### コラム4 「今日は晴れがましい日！」～ある次長級職員の手記より～

(ゴールデンウイーク中の高速キャッチボール)

岐阜県で豚熱ワクチンの接種が始まったのは令和元年10月のことであるが、これに至るまでには血の滲むような努力と、いまや伝説となりつつある数々の出来事がある。「ゴールデンウイーク中の高速キャッチボール」はその代表格の一つであるが、それを語る前にまずワクチン接種に至るまでの経緯を簡単にご説明しよう。

岐阜県で豚熱が発生したのが、平成30年9月のことである。県内での発生が拡大するのを受け、ほどなく養豚農家からはワクチン接種を求める声上がる。養豚団体からの要望を受け県もやがて国に求めることになるのだが、国のスタンスは一貫してワクチンNGであった。理由はこうである。

日本国は長年の努力により「豚熱」に対して清浄国の地位を確立している。これにより、豚肉の輸出に有利な状況にあるとともに非清浄国からの輸入を拒否することが可能となっている。しかるに、今ワクチン接種を再開すると、これまでの努力が水泡に帰し、日本の養豚産業に多大な悪影響を与えるということであった。

そして国は、豚熱の発生が中部圏に拡大する中においても、豚熱ワクチンだけはなかなか認めようとせず、令和元年2月には野生いのししへの経口ワクチン散布を開始、そして同年4月にはワクチン接種の代替案として早期出荷（クリアリング）制度を提案してきた。

一定の有利な補償のもと豚舎を一時的に空舎にするもの（クリアリング）で、一見、合理性があるようだが、健康な豚を殺処分することになり農家の反発は強かった。

この提案に対する国とのやりとりが「高速キャッチボール」だったのである。

この年は最大10連休。豚熱が発生しなければ1日や2日は休めるかな？と淡い期待を抱いていた。

ところが、国がゴールデンウイーク前にこの「早期出荷制度」を提案してきたため、県幹部とも相談の上、農家の意見も踏まえて国に対して制度の疑問点、矛盾点について「質問状」を送ることにした。最初は、質問状を出して休みに入ればゴールデンウイーク明けに返事が来るかな程度に考えていた。ところが相手もさるもの、すぐ翌日に回答が来たのである。もちろん休日中だ。

我々はすぐに参集し、回答に対する更なる質問状を作成した。そして休日中であるが幹部レクを行い回答のあった翌日には国に提出した。そしてまたショートノーティスで回答が来る。これをゴールデンウイーク中に複数回繰り返したのである。そしてゴールデンウイーク最終日は極め付きである。なんと、農水省に出張で乗り込み意見交換したのである。かくして10連休は夢と散ったわけであるが、後にこの「高速キャッチボール」のことを、農水省の担当局長をして「一自治体と連休中に文書のやり取りをするなんて新鮮な体験」と言わしめたが、こちらもいまだかつてない貴重な体験だったのである。

今や「逸話」となったこの出来事。ある意味、「意地の張り合い」、もしくは「真剣度の示し合い」というようなことではあったが、農水省の担当審議官は「岐阜県さんのおかげで理解が深まりました」とあきれ半分ながら感謝されていた。これにより、お互いの議論、理解が深まったこと、そして連休がなくなったことだけは紛れもない事実だ。

(そして風向きが変わる)

そうこうするうち、ワクチンについて風向きが変わっていった。ひとつは大臣が変わったこと、もうひとつは関東にまで豚熱が広がったことが主な要因である。

もはや、岐阜県の豚熱でもなく、中部の豚熱でもない。関東の豚熱になってようやく日本の豚熱になったのだ。そう思うと少し悔しかった。

大臣がワクチン接種を表明するいわゆるXデーには、知事も他の数県の知事と共に霞が関で要望し、その前後で養豚団体や国会議員の要望が行われるなど大臣室の周りが騒がしかった。私も知事に同行したが、豚熱の歴史が変わる一日を目撃している実感があった。

(固唾をのんで到着を待つワクチン)

そして10月下旬、いよいよ各県での豚熱ワクチン接種が開始されることになるが、このワクチン接種は県が要望、主張した国による「緊急ワクチン」ではなく、あくまで、地方主体の「予防的ワクチン」という整理であった。ここには国のわずかばかりの抵抗があったのではないかと思う。

そしてワクチン接種開始日は全国一斉に10月25日と決まり、その前日までに国がクール便でワクチンを各県に送ってくるようになった。ワクチンが到着したら今日中に(豚に)打っちゃおうか。と冗談を言いながら固唾をのんでワクチン到着を待った。

しかし、運送会社のホームページを関係職員が見守っていた時、岐阜県の営業所まで来ているのになかなかの家畜保健衛生所にも届かないという状況が続いた。本当に届くのか、とドキドキしながら待つこと数時間、各家畜保健衛生所に無事ワクチンが到着した。

(やっぱり今日は「晴れがましい日」)

そして当日。この日は適当な規模の中濃家畜保健衛生所のある庁舎(美濃加茂市)で出発式を行い、私が挨拶することになっていた。

出発式会場には前日に届いたワクチンの現物も展示してある。早々にマスコミのフラッシュを浴びていた。式の時間が迫るにつれ天気は崩れ、なんと土砂降りとなった。これまで殺処分された豚の涙雨であろうか。

そして出発式。カメラの砲列がすごい。私は何を言おうと考えた末こう切り出した。

「今日をご覧の通り生憎の天気です。でも、今日は農家の皆さんが待ちわびた

「晴れがましい日」です。このワクチンを無事届けようではないか。」

ところが報道では前も後ろもカットされ「今日は晴れがましい日です」というのが繰り返し報道され、県幹部からも「ちょっと違うんじゃない？」と言われてしまった。

頑張った県職員としてもワクチン接種がうれしくて「晴れがましい」と思わず正直な気持ちが出てしまった格好だが、少し反省している。

さて、一斉にスタートしたワクチン接種だが、翌日までの2日間だけで17農場、2施設で39,888頭という驚異的な接種数となった。養豚農家の方のご協力と獣医師の献身的な奮闘の賜物であり、これも「岐阜県の底力」といえるだろう。

因みに、ワクチン接種が始まって以降、養豚農場での豚熱の発生は小康状態を保っている。

(コラム4完)

## 第7章 野生いのしし対策

# 1 野生いのししの豚熱感染経過

## (1) 野生いのししにおける豚熱感染の初確認

岐阜市内の農場における豚熱発生4日後の9月13日、岐阜市打越地内にて死亡いのししが発見され、PCR検査を実施した結果、野生いのししにおける県内初の豚熱感染が確認された。



<死亡いのしし>

この確認を受け、それまで発生農場とたい肥センターを中心とした半径10km以内の区域としていた調査対象区域に、死亡野生いのししを確保した地点を中心とした半径10km以内の区域を新たに追加し、区域内において死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししについて、PCR検査及びELISA抗体検査を実施した。

死亡野生いのししを確保した地点を中心とした半径10キロメートル以内の区域の全ての豚及びいのししの飼養農場（9箇所）についても、死亡豚やひね豚の増加等の異常の有無を確認するとともに、必要に応じて、PCR検査及びELISA抗体検査を実施した。

さらに、1日2回、飼養豚等の死亡状況等の報告を求めた。



<調査対象区域の設定 (H30.9)>

## <参考：岐阜県豚コレラ検証作業チーム報告>

岐阜市内の養豚場における豚熱発生の約1年前から、発生農場近隣市町で野生いのししの死亡が確認され、焼却炉に搬入されていた状況があった。

このことから、野生いのししから農場の豚へ感染した可能性が考えられた。

### <発生農場近隣市町で焼却炉に搬入された野生いのししの死体数>

	平成 29 年	平成 30 年							
	9～12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
岐阜市	11 月 2 頭		1		1		4	11	7
本巣市	10 月 1 頭				1				1
山県市									
関市				2			1	1	1
坂祝町									
各務原市	9 月 1 頭						1	1	2

## (2) 野生いのししにおける豚熱感染の拡大

平成30年9月、岐阜市打越地内で確認された豚熱の感染は、岐阜市大洞地区、各務原市、関市へと感染が拡大していった。

同年10月30日には、木曾川を越えた可児市西帷子地区で感染した野生いのししが捕獲された。

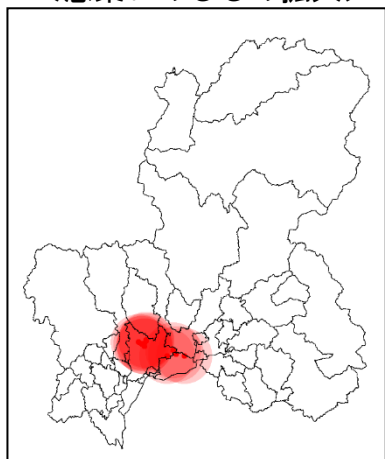
11月26日には、八百津町和知地区で発見された死亡いのししで感染を確認したが、これは、これまでに感染を確認していた地域から市街地や川に隔てられているうえ、10km以上離れた地点であった。その後、岐阜地域（岐阜市以東）、可茂地域を中心に感染いのししが確認された。

平成31年1月、可児市境に近い多治見市北小木町地内で東濃圏域初となる感染いのししを確認し、以降、瑞浪市、恵那市へと感染は拡大していった。

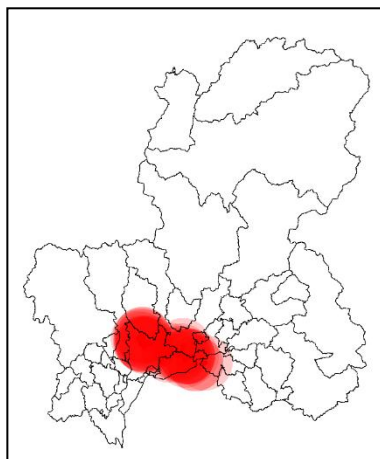
それまでは、岐阜市から主に南東方向へ拡大していた野生いのししの感染であったが、平成31年3月27日に郡上市和良町地内で発見された死亡いのししの感染を確認。同年5月には下呂市、養老町で、6月には高山市、揖斐川町での確認などを経て、同年9月にはいのししが生息する全34市町村での確認となった。



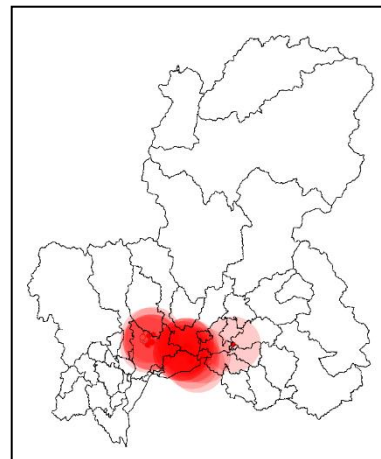
<感染いのししの拡大>



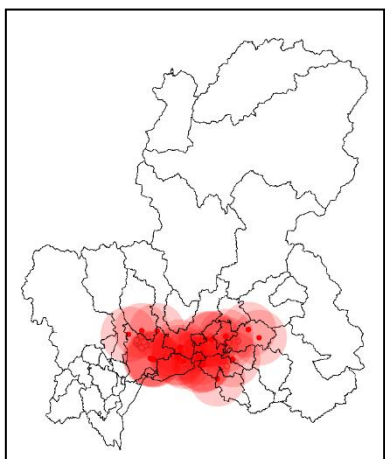
H30. 9  
岐阜市、各務原市を  
中心に感染を確認



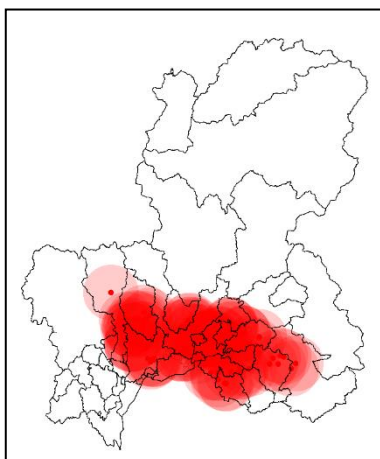
H30. 10  
可児市へ感染が拡大



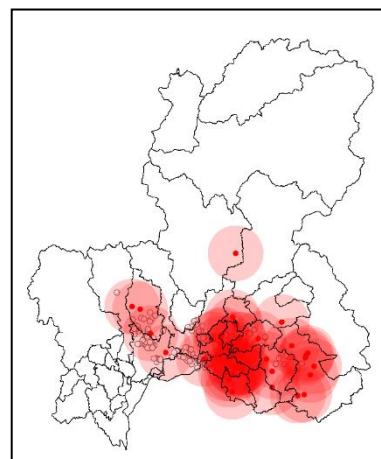
H30. 11  
八百津町へ感染が拡大



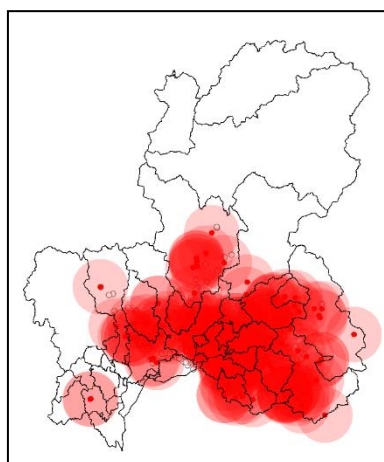
H31. 1  
多治見市へ感染が拡大



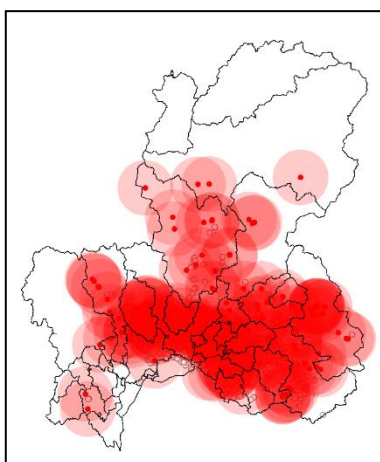
H31. 2  
瑞浪市、恵那市へと拡大



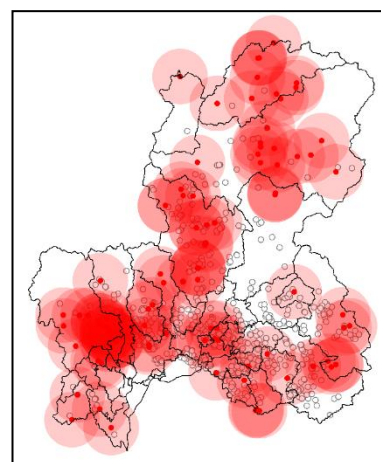
H31. 3  
郡上市へと拡大



R1. 5  
下呂市、養老町で感染を確認



R1. 6  
西濃圏域、高山市に拡大



R1. 9  
全34市町村で  
感染を確認

## 2 野生いのししの検査体制の強化

野生いのししにおける感染を平成30年9月に確認して以降、豚熱が浸潤している地域を見極めるため、野生いのししの調査及び検査を開始した。

また、経口ワクチン散布を開始してからは、この効果を確認するための免疫獲得状況調査も併せて実施した。

こうした検査に対応するため、野生いのししの検体確保や検査体制を、順次強化していった。

### (1) 調査捕獲の拡大

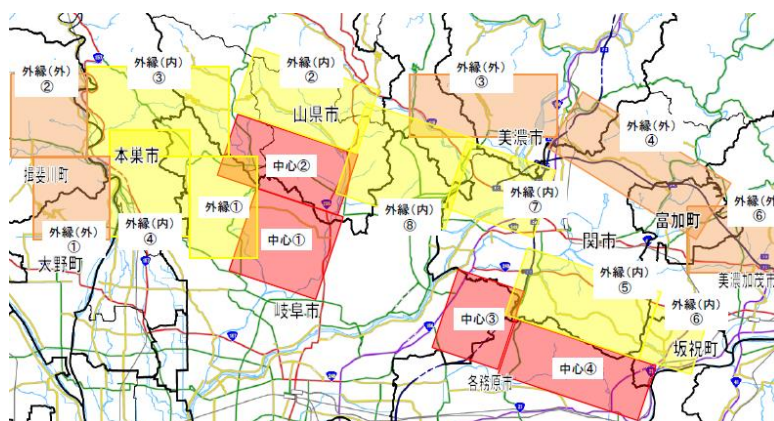
野生いのししを確認した地点を中心とする半径10km圏内を調査対象区域とし、死亡した野生いのししの確認や調査のための捕獲を実施した。

新たに感染が確認された場合には、その地点を中心とした10km圏を新たに調査対象区域に追加し、浸潤状況を確認するためにも、同地域の外縁部も含め、調査捕獲の対象区域を拡大していった。

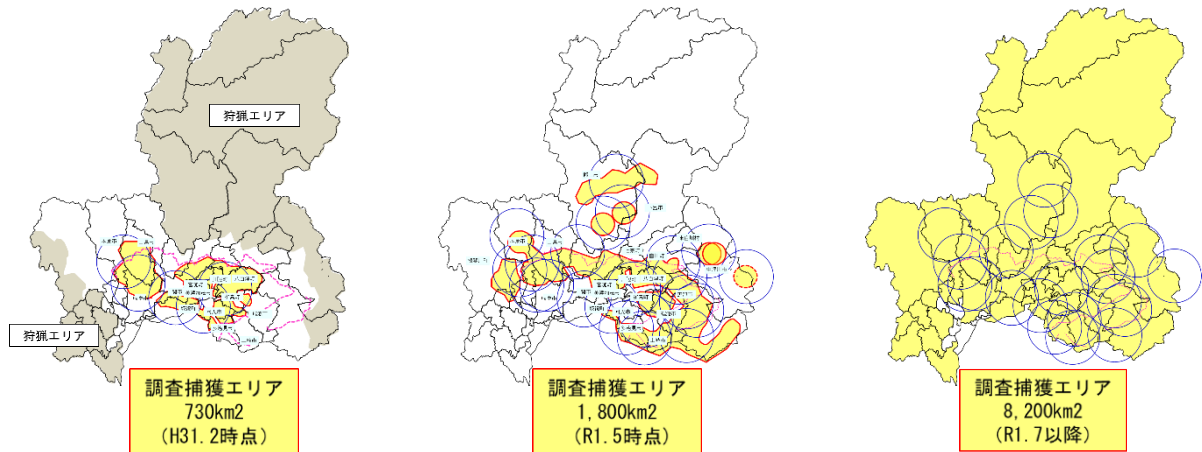
なお、令和元年7月以降は、県下全域（いのししの生息地域）を調査捕獲の対象地域とした。

#### <平成30年度の捕獲範囲の変遷>

期間	調査捕獲対象地域
9月25日～	岐阜市椿洞地区、大洞地区、山県市梅原地区
9月27日～	上記の外縁部にあたる 岐阜市、各務原市、本巣市、山県市、関市、美濃加茂市、大野町、揖斐川町、富加町、坂祝町で実施
11月2日～	可児市、多治見市、御嵩町を追加
12月1日～	川辺町、七宗町、八百津町、土岐市、瑞浪市を追加
2月1日～	白川町を追加



<平成30年11月1日時点の調査捕獲対象エリア>



<調査捕獲対象エリアの拡大>

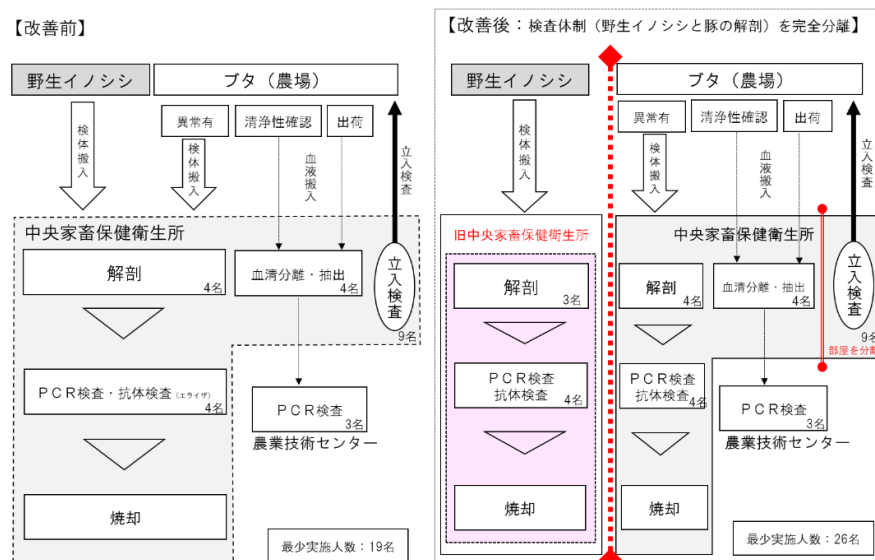
## (2) 中央家畜保健衛生所病性鑑定分室の設置

平成30年12月、それまでは中央家畜保健衛生所において、解剖の時間帯や検査室、検査に係る職員等を区分けして豚の検査と野生いのししの検査を同一建物内で実施していた。

しかしながら、豚及び野生いのししの検査対象数の増加に対応し、これまで以上に人の交差による汚染を防止し、農家の不安を払しょくするため、現在の中央家畜保健衛生所が開所した平成29年6月以降使用していなかった旧中央家畜保健衛生所高度病性鑑定センターを「中央家畜保健衛生所病性鑑定分室」として再稼働させ、野生いのししの搬入及び検査機能を完全分離することとした。

再稼働にあたり、約7,000万円の予算を確保し、修繕や検査機器の再整備を行った。

また、平成30年度中に、焼却炉の修理費用として、8,500万円を確保した。



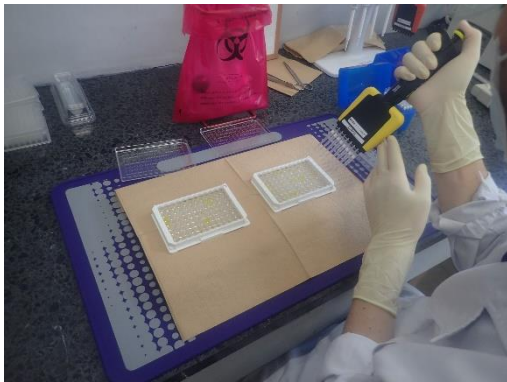
<野生いのししの検査の分離 (イメージ) >



<解体>



<血液検体の処理>



<ELISA検査>



<PCR検査>

### (3) リアルタイムPCRの導入

リアルタイムPCRは、遺伝子増幅の様子を蛍光強度でリアルタイムに測定する方法である。

令和元年のドイツ・リトアニア視察の報告において、欧州ではリアルタイムPCRが標準であり、従来のPCR検査より、検査時間を約2時間短縮できることから、効率的な検査の実施のため、早期に導入することが必要とされた。

しかしながら、リアルタイムPCRの導入には「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の変更が必要となることから、本県から国に要望を行った。その結果、6県での実証試験を経て、令和2年3月6日付けで変更され、導入が可能となった。

本県では、令和2年7月に機器を導入し、試運転等を行った後、同年11月から運用を開始した。

### (4) 野生いのししの検体確保方法の変遷

豚熱が発生した当時は、検体となる野生いのしし個体をそのまま中央家畜保健衛生所（後に、中央家畜保健衛生所病性鑑定分室）に搬入していた。

しかしながら、検査対象地域が拡大するとともに、有害捕獲からの検体提供も増加、遠方からの検体搬入負担軽減のため、血液による検体搬入も開始した。

令和元年9月、焼却炉の故障等により、有害捕獲の搬入を各市町村、月1頭に制限を行うとともに、血液での搬入を呼びかけた。

また、令和2年9月頃には、1日の検体搬入を県全体で10頭に制限して運用を行っていたが、令和3年1月頃から、全面的に血液検体への切り替えを行った。

※死亡いのししについては個体搬入を継続

### 3 野生いのしし豚熱感染拡大防止柵の整備等

#### (1) 岐阜市椿洞地区における拡散防止柵及び緩衝帯等の整備

平成30年9月、岐阜市で発見された死亡いのししで豚熱の感染が確認されたことを受けて、野生いのししの移動の制限と個体群間の接触を減らし、感染の拡大を防止するため、平成30年10月、岐阜市等にて約5kmの拡散防止柵及び緩衝帯等を整備した。

#### (2) 可児市における拡散防止柵及び緩衝帯等の整備

平成30年11月、県内の大規模河川である木曾川を越えた可児市の捕獲いのししで豚熱陽性が確認されたことから、可児市等にて約2kmの拡散防止柵や緩衝帯等を整備した。



<緩衝帯の整備>



<拡散防止柵の整備>

#### (3) 大規模な拡散防止柵の設置

県内での感染確認区域が拡大していることを受けて、平成30年12月から大規模な拡散防止柵等の設置を開始し、平成31年3月までに、総延長約144kmを設置した。



<防止柵の設置場所>



<防止柵の設置作業>

県全域への感染拡大が止まらないこと、平成31年3月から野生いのししへの経口ワクチン散布が開始されたこと、費用対効果などを総合的に検討し、防護柵による感染拡大防止対策は休止し現在に至る。

## 4 狩猟の制限

### (1) 指定猟法の禁止

本来、本県では、毎年11月15日から翌年の3月15日まで（わな猟についてのみ11月1日から）狩猟を解禁していたが、猟期が始まると感染した野生いのししが周辺に拡散する恐れがあったことから、鳥獣保護管理法第15条の規定に基づき、区域と期間を定め、指定猟法（銃猟、わな猟）を禁止した。その後、感染確認区域の拡大とともに、随時、指定猟法禁止区域も拡大した。

また、令和元年9月には、全市町村が感染確認区域となったことから、11月からの猟期においては、県下全域で指定猟法を禁止することとした。

#### <指定猟法禁止対象区域の変遷>

禁止期間	禁止対象区域
11月1日 から14日	岐阜市、各務原市、山県市、本巣市、瑞穂市、北方町、笠松町、岐南町、揖斐川町、大野町、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市（旧可児市の区域に限る）、坂祝町、富加町、多治見市（合計17市町）
11月7日～	可児市（旧兼山町）、川辺町、八百津町、御嵩町を追加（合計17市町→20市町）
12月7日～	瑞浪市の一部、土岐市の一部、七宗町などを追加（合計20市町→23市町）
12月20日	恵那市の一部、白川町の一部、下呂市の一部などを追加（合計23市町→26市町）

### (2) 狩猟の解禁

全県下で禁止していた指定猟法について、県内の野生いのししにおける豚熱感染率が低下したことを前提に、野生いのししの捕獲圧を高めることに加え、捕獲の担い手の確保・育成、シカによる食害など増加する鳥獣被害抑制の観点から、以下の対策を行ったうえで、県内狩猟者を対象として、令和2年度、2年ぶりに狩猟を解禁した。（県外狩猟者には自粛を要請）

- 防疫研修会の受講を条件とした狩猟者登録
- 防疫・解体マニュアル、チラシ配布等による啓発
- イノシシ肉の自家消費の徹底 等

令和3年度以降も上記と同様の措置で狩猟を解禁している。



<狩猟者向け広報例>

## 5 野生いのししの生息頭数（生息密度）の把握

野生いのししにおける豚熱対策は現在、生息密度を低下させる「捕獲の強化」と抗体を付与するための「経口ワクチン散布」を柱として行っているが、捕獲頭数の目標設定や経口ワクチン散布地域の選定等、これら対策を進めるためには、基礎データとして、県内の野生いのししの生息頭数が必要となった。

### （1）豚熱発生前における生息頭数の把握

豚熱が発生した平成30年以前の野生いのししの生息頭数については、それまで情報がなく、環境省が平成26年度に実施した「甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生育状況等緊急調査」をもとに、県内で16,000頭と推定した。

#### 【「平成26年度 甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生育状況等緊急調査」をもとにした生息頭数の推定】

環境省が実施した調査の結果、中部10県で野生いのししが約97,000頭生息と公表。これをもとに、中部10県の森林面積で按分して算出。

しかし、この推計値は県内全域での総頭数の推計であり、生息状況までは推計できなかった。このため、狩猟者の1人1日当たりの目撃頭数（SPUE（目撃効率））等を用いた階層ベイズモデルによる個体数推定を実施した。

この結果、平成29年度末では約15,000頭、平成30年度末の推定値は、16,388頭との結果を得た。（ハンターメッシュごとに推計）

#### 【階層ベイズモデルによる個体数推定（令和元年度委託）】

県が保存していた約10年分の捕獲頭数データと出猟カレンダーをもとにした、捕獲効率（出猟者1人1日あたりの捕獲数＝CPUE）と目撃効率（出猟者1人1日あたりの目撃数＝SPUE）から、ハーベストベースモデルを基本としたベイズ推定を実施。

ハンターメッシュ（5km四方）ごとに生息頭数を推定。

ただし、積雪の多い地域では、頭数が過大になる等の短所がある。

### （2）豚熱発生後の生息頭数の把握

豚熱発生に伴い、野生いのししの生息数は大きく変動していることが考えられたが、狩猟を制限したことにより、同一基準によるデータの連続性が失われ、出猟カレンダーのデータをもとにした推定が不可能となった。このため、野生動物



の生息数を推定する方法として、センサーカメラを活用したカメラトラップ調査と痕跡密度の調査から、生息密度を推定する手法をとった。

この結果、令和2年7月時点で15,559頭生息すると推定した。

また、この結果をもとに令和2年3月末の生息頭数を約7,800頭と推計した。これは、平成30年から約2年間で、野生いのししが半減したとする結果であった。

#### **【RESTモデルを利用した生息密度推定（令和2年度委託）】**

10メッシュのカメラトラップ調査（1メッシュあたり20地点）と60メッシュの痕跡密度調査（ライントランセクト法）の結果により、RESTモデルを基本として、階層ベイズモデルによって生息密度を推定した。

令和3年度以降は、令和2年度の結果をもとに痕跡調査のみ実施、推移を把握している。

## 6 捕獲の強化

豚熱感染拡大の一因として、野生いのししがウイルスを拡散していると考えられたため、いのしし個体間での感染を防ぐため、感染確認された地域や養豚場の周辺を中心に捕獲を強化し、生息密度の低下に努めた。

### (1) 様々な手法による捕獲の強化

県内では、県が実施する「調査捕獲」、市町村が実施する「有害捕獲」及び「狩猟」によって捕獲を行っている。

#### 【捕獲の種類】

##### ○調査捕獲（指定管理鳥獣捕獲等事業）

目的：豚熱浸潤状況調査及び経口ワクチン散布の効果確認、個体数調整

実施主体：県

捕獲実施者：認定鳥獣捕獲等事業者

活用財源等：環境省交付金

##### ○有害捕獲（被害防止捕獲）

目的：農林業被害等の防止

実施主体：市町村、協議会

捕獲実施者：許可された者（鳥獣被害対策実施隊、市町村猟友会、一部個人）

活用財源等：農林水産省交付金

##### ○狩猟

目的：趣味の捕獲

実施主体：個人（狩猟登録者）

捕獲実施者：個人（狩猟登録者）

##### ○広域捕獲

目的：個体数調整

実施主体：県

捕獲実施者：許可された者

活用財源等：農林水産省交付金

※指定猟法禁止に伴う捕獲圧を補うため令和元年度に限り実施

調査捕獲では令和元年度に認定従事者を168名から332名に倍増させるとともに、ICTを活用した捕獲通知システムの導入を支援し捕獲の効率化を図る等の対策を行った。

また、従来からの農林業への被害防止等を目的に実施されてきた有害捕獲についても、生息密度低下につながる取組みを進めるため、捕獲活動経費の上乗せ支援を行った。

<捕獲活動経費支援> 7,000円/頭 → 15,000円/頭

(検体提供した場合は21,000円/頭(検体))

## (2) 捕獲目標頭数の設定

捕獲を強化するにあたり、年間の捕獲目標頭数を設定した。令和元年5月には13,000頭としていたが、状況の変化等を踏まえ、見直しを行った。

### ① 捕獲目標（令和元～2年度）

年間13,000頭（後に15,000頭）を目標として設定した。

豚熱の感染区域の拡大を抑えるために、豚熱発生前の推定生息頭数をもとに、理論上、3年でいのししをゼロにできる目標頭数。

15,000頭への変更は、狩猟を全面禁止し、全県下で個体数調整を実施することとなったため、狩猟分を上方修正。

環境省の生息頭数推定（平成26年度）、階層ベイズモデルによる個体推定（環境企画課（当時））の結果を生息数のもととしている。

### ② 捕獲目標（令和3～4年度）

年間10,000頭を目標として設定した。

感染個体から感受性個体への感染を抑制するため「生息密度1頭/1km<sup>2</sup>」の閾値以下とすることを目安とし、感受性個体数が最大となる10月時点で閾値以下となる捕獲頭数を算出し目標を設定。

令和2年度に実施されたセンサーカメラ調査や痕跡調査から生息密度を推定するRESTモデルを採用し、岐阜大学野生動物管理学研究センターの協力を得て生息頭数調査を実施。令和3年度はこの結果や捕獲実績を踏まえ目標を設定している。

令和3年度の生息動向推定調査（環境企画課（当時））をもとに生息数を推定した。

令和4年度はこの結果や捕獲実績を踏まえ目標を設定している。

## (3) その他

### ① 捕獲いのししの適正処理

捕獲いのししを現場から適正に運び出すための運搬用そりの導入や、捕獲いのししの埋設、焼却費用を支援した。

また、市町村における一般廃棄物処理施設等の活用を促進した。

### ② ICTを活用した効果的な捕獲促進

野生いのししを群れで確実に捕獲するためのICT通知センサーを設置した囲い罟の実証展示を西濃、飛騨の2地域で実施した。

調査捕獲における見回り労力を軽減するため、捕獲通知センサーを随時導入した。

## 7 経口ワクチン散布

### (1) 経口ワクチン散布までの経緯

野生いのししへの経口ワクチン散布は、豚熱の抗体を付与することで、野生いのししにおける豚熱の感染拡大を防止する対策である。

ドイツやフランスでは、経口ワクチン散布を豚熱対策として実施した実績があったが、日本では、そもそも野生いのししにおける感染の拡大が初めての事例であり、経口ワクチン散布も手探りで進めざるを得なかった。

平成31年2月22日、国から日本国内における経口ワクチン散布実施の方針が示され、「経口ワクチン対策チーム」を設置し、国と協議しながら、3月中の散布開始に向けて散布手法の確認や散布人員の確保、散布地点の選定等の準備を進めた。

#### <経口ワクチン散布開始に係る経過>

平成31年			
2月	22日(金)	国が経口ワクチン散布実施の方針を公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>豚熱に感染した野生いのししの確認地域が拡大し続けていることを受け、先行していた欧州での事例から野生いのししに豚熱の抗体を付与し、環境中のウイルス濃度を低減できるとの知見が得られていたことによる</li> </ul>	
	25日(月)	「経口ワクチン対策チーム」の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>日本で初めてとなる野生いのししを対象とした経口ワクチン散布の準備を開始</li> </ul>	
3月	7日(木)	経口ワクチンワクチン散布計画等の方針を決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>第25回岐阜県家畜伝染病対策本部員会議にて、散布方針を決定</li> </ul>	
	8日(金)	「岐阜県経口ワクチン対策協議会」を設立 <ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町村、(一社)岐阜県猟友会、(一社)岐阜県畜産協会、岐阜県養豚協会を構成員として協議会を設立</li> </ul>	
	13(水)	経口ワクチン散布研修会を開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県森林文化アカデミーを会場として、散布業者等を対象に、餌付けや埋設方法といった散布方法を説明</li> </ul>	
	24日(日)	経口ワクチン散布開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>国内初となる経口ワクチン散布を開始</li> </ul>	

<経口ワクチン散布研修会（平成31年3月13日）>

【講師】

エイドリアン・フォス（Dr Vos, Adriaan）  
ドイツIDT社（IDT Biologika GmbH社）  
科学専門家（Expert Science）

【内容】

- ・経口ワクチンの特徴、使用方法等の座学と  
実地演習の2部構成で研修を実施  
（ドイツ語通訳を介して実施）



<経口ワクチン埋設実演>

(2) 経口ワクチン散布方法

① 経口ワクチンの入手、保管

国に必要数量を報告し、散布直前に提供されたワクチンを冷凍車の庫内で、 $-20^{\circ}\text{C}$ 前後で保管し、散布箇所ごとに仕分けを行った。

散布箇所へは、保冷ボックスで $4^{\circ}\text{C}$ 以下を維持し、運搬した。



<輸入された経口ワクチン>

<経口ワクチン>

サイズ：4 cm×4 cm×1.5 cm  
内 部：1.6 ml の液状ワクチンを含んだ  
アルミニウム包  
ドイツIDT社（IDT Biologika  
GmbH社製品）



② 経口ワクチン散布地域

経口ワクチンの散布地域は、豚熱の感染拡大に伴い、拡大していった。

【令和元年度第1期】

- 感染いのししが確認された18市町村（2回目21市町）で散布
- 散布密度：0.5箇所/km<sup>2</sup>

【令和元年度第2期】

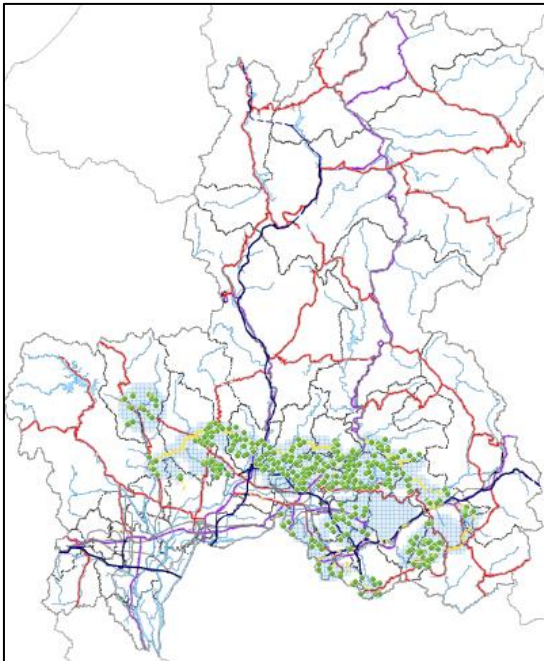
- 豚熱ウイルス拡散を防ぐため、重点散布地域を設定（感染確認区域の外縁部及び養豚場周辺）
- 31市町村で散布。
- 散布密度：0.7箇所/㎢

【令和元年度第3期以降】

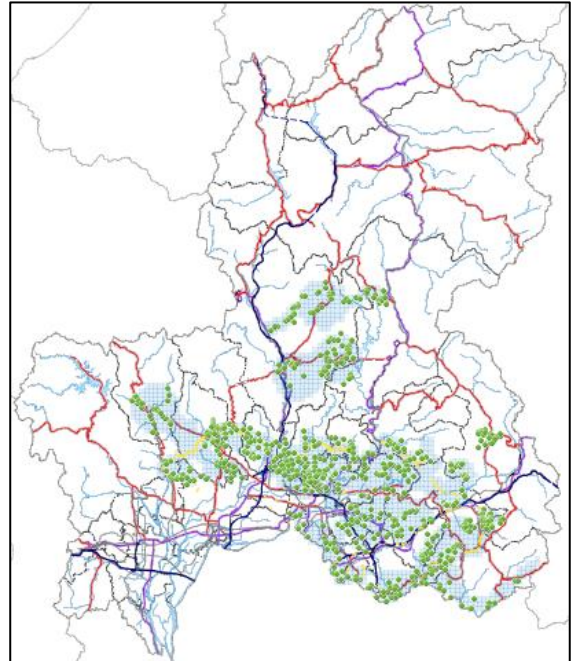
- 県内全域で豚熱感染いのししが確認されたため34市町村で散布
- 散布密度：県内全体0.5箇所/㎢(養豚場周辺は0.7箇所/㎢)

＜経口ワクチン散布地域の拡大（令和元年度第1期）＞

第1期1回目 18市町 600箇所



第1期2回目 21市町 937箇所

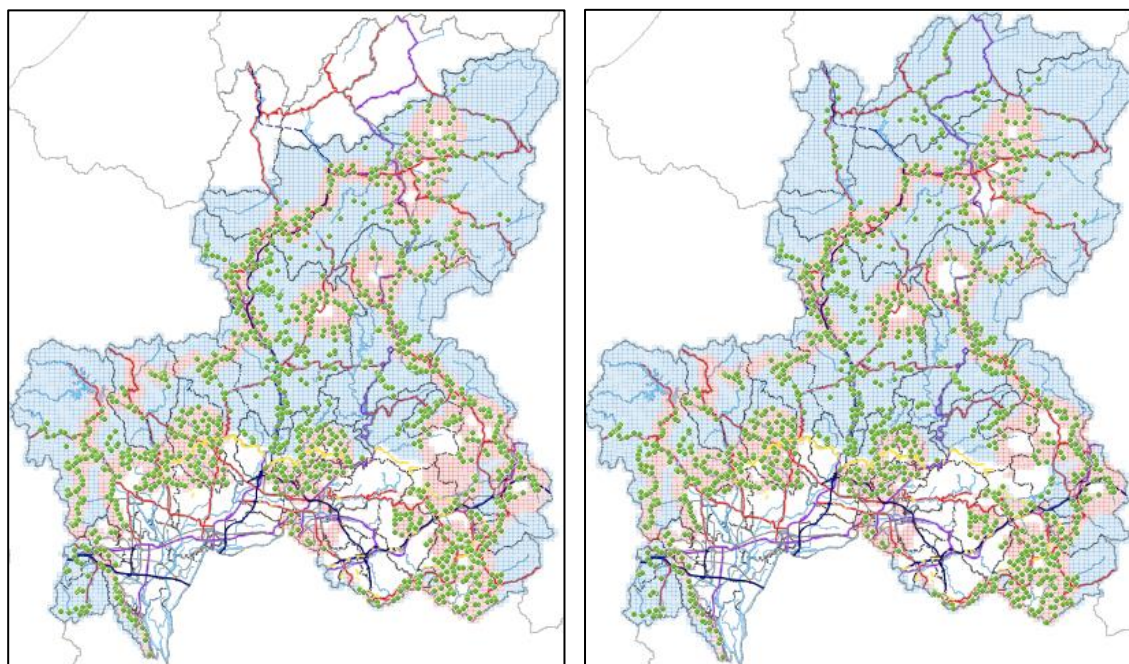


- ・青色が散布対象地域
- ・緑色が散布地点

## <経口ワクチン散布地域の拡大（令和元年度第2期）>

第2期1回目 29市町 1,796箇所

第2期2回目 31市町 1,810箇所



- ・青色が散布対象地域
- ・赤色が重点地域
- ・緑色が散布地点

### ③ 散布地点情報等の管理

現場での作業時にタブレット端末で、位置情報、散布・回収時のデータを記録し、集計管理を実施。



<作業従事者向け講習会>

### ④ 散布作業委託先

散布作業は業者等に委託して行った。

#### <経口ワクチン散布作業委託先>

##### 【令和3年度前期まで】

- (一社) 岐阜県猟友会 (地点選定、餌付け)
- (株) 野生動物保護管理事務所 (散布・回収)
- (一社) 岐阜県測量設計業協会 (散布・回収)
- 岐阜県森林組合 (散布・回収)

##### 【令和3年度後期以降】

- (一社) 岐阜県猟友会  
(地点選定、餌付け、散布・回収)

## ⑤ 散布手順

現場は野生いのしし誘引のための「餌付け」から始まり、「散布」、「回収」となる。

### <経口ワクチン散布手順>

#### ① 餌付け

- 野生いのししの経口ワクチン摂食率を高めるため、散布地点に散布7日程度前から餌付けを実施。（重点散布地域：養豚場周辺を除く）



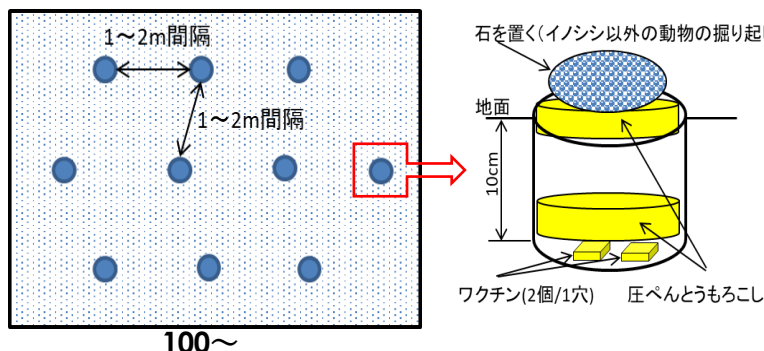
<埋設前の餌付け作業>

#### ② 散布・回収

- 委託業者2名による作業班が、行政職員や地区猟友会の同行で実施。  
※令和3年度以降は原則、県猟友会員
- 1地点に10個の穴を掘り、1穴当たり2個のワクチンと餌を埋設。
- 地表面にも餌を撒き、小動物による掘り起こしを防ぐため、石を配置。
- 散布5日後に、散布した作業班がワクチン殻を回収。



<埋設作業>



### <回収した経口ワクチン>

外縁部及びアルミニウム包内部のワクチン液を摂食し、包材のアルミニウム部分のみが残った。



#### ③ 注意点

- ウイルス拡散防止のため、各地点における餌付け、散布・回収作業はゴム手袋、長靴等を着用し、作業終了時にゴム手袋の廃棄及び長靴、車両の消毒を実施。
- 作業者の安全確保のため、大雨警報や土砂災害警戒情報、大雪等の天候不良、クマの目撃情報等で作業中止。



### (3) 令和2年度夏期1回目の中止

令和2年7月29日、令和2年度夏期1回目の準備を進めていたところ、国からドイツからの経ロワクチンの輸入が遅延している旨の連絡があった。

この遅延の理由は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴うドイツ側の事情とのものであり、輸入及び県への配付時期が不明であったため、夏期1回目散布の見送りも含め、散布時期の見直しが迫られた。

結局、9月下旬にしか経ロワクチンが輸入されず、有識者会議委員の意見も踏まえ、夏期1回目散布を中止せざるを得なかった。

### (4) 散布回数、散布時期の見直し

令和2年12月、国の令和3年度予算の状況を考慮して、効率的かつ効果的に免疫を付与することを目的に、散布回数と散布時期の検討に着手した。

それまでは、3期6回実施していたところ、幼獣が摂食できない時期（夏期）を取りやめ、感受性個体である幼獣が摂食できるタイミングである秋から春にかけて散布を行うこととする方針を、第9回岐阜県CSF有識者会議で提示し、決定した。

なお、予算配分状況及び国が提示している経ロワクチン散布指針により、令和3年度は2期4回となり、本県では独自に降積雪を考慮し、県域を北部と南部に分け、それぞれ2期4回散布する変則的な運用を行うこととした。

### (5) 経ロワクチンの空中散布検討

国は、人手では散布できない森林地帯、山岳地帯での経ロワクチン散布方法として、令和2年7月9日に「CSF野生イノシシ経ロワクチン散布 空中散布の準備と実施の手引き」を公表した。

こうした動きを受け、本県では県内の国有林を対象に、12月の実施に向けて、地元や関係機関及び航空会社との調整を進めていた。

しかしながら、本県での空中散布の実施に関し国と協議を重ねた結果、以下の国の考え方が示されたため、空中散布の実施を見送っている。

- 空中散布については、ウイルスの拡散防止のため、その場所で実施する緊急性があるか、真に効果があるかの視点で判断。
- 現在（令和2年12月当時）、岐阜県は豚熱陽性いのししの発生がほとんどなく、今すぐに空中散布を行わなければならない状況ではない。

## (6) 経口ワクチンの散布実績

野生いのししへの経口ワクチン散布は、平成31年3月に開始してから令和3年度末までに、8期15回で、約52万個の経口ワクチンを散布している。

なお、令和3年度以降は、同一地域で豚熱に感染した野生いのししが連続して確認された場合に、緊急的に追加散布も実施している。

### <令和元年度の経口ワクチン散布実績>

区 分		散布対象 面積(km <sup>2</sup> )	散布		想定摂食 率(%)
			箇所	個数	
春期 (第1期)	1回目(H31.3/24~29)	1,200	600	24,001	74
	2回目(H31.4/21,22) (R1.5/7~11)	1,760	937	28,110	66
計			1,537	52,111	70
夏期 (第2期)	1回目(R1.7/10~16)	3,600	1,796	35,920	44
	2回目(R1.8/20~24) (R1.9/25~27)	3,700	1,810	35,640	49
計			3,606	71,560	47
冬期 (第3期)	1回目(R1.12/16~20)	2,200	1,199	23,980	44
	2回目(R2.2/12~16)	1,966	1,201	24,020	51
計			2,400	48,000	48
令和元年度 計			7,543	171,671	54

### <令和2年度の経口ワクチン散布実績>

区 分		散布対象 面積(km <sup>2</sup> )	散布		想定摂食 率(%)
			箇所	個数	
春期 (第1期)	1回目(R2.4/8~12)	4,400	2,197	43,940	64
	2回目(R2.6/2~6)	4,400	2,194	43,880	67
計			4,391	87,820	66
夏期 (第2期)	1回(R2.10/28~11/1)	4,400	2,148	42,960	68
計			2,148	42,960	68
冬期 (第3期)	1回目(R2.12/15~19)	2,176	1,138	22,760	68
	2回目(R3.2/10~14)	2,218	1,141	22,820	72
計			2,279	45,580	70
令和2年度 計			8,818	176,360	68

<令和3年度の経口ワクチン散布実績>

区 分		散布対象 面積km <sup>2</sup>	散布	
			箇所	個数
前期	1回目 (5/11~15)	4,400	2,120	42,400
	2回目 (6/22~26)	4,400	2,121	42,420
後期	1回目北部 (9/15~19)	2,363	1,097	21,940
	〃 南部 (10/27~31)	2,037	1,068	21,360
	2回目北部 (10/27~31)	2,363	1,097	21,940
	〃 南部 (1/19~23)	2,037	1,063	21,260
定期散布 計			8,566	171,320
追加①	7月 (7/5~14)	—	50	1,000
追加②	9月 (9/3~14)	—	36	720
追加③	10月 (10/18)	—	22	440
追加④	12月 (12/15~16)	—	15	300
追加⑤	R4. 1月 (1/6~11)	—	40	800
追加⑥	3月 (3/9~10)	—	33	660
追加⑦	3月 (3/14~15)	—	22	440
追加⑧	3月 (3/18)	—	10	200
追加散布 計			228	4,560
令和3年度 合計			8,794	175,880

<令和4年度の経口ワクチン散布実績 (令和4年9月末時点)>

区 分		散布対象 面積km <sup>2</sup>	散布	
			箇所	個数
前期	1回目 (5/11~15)	3,314	1,696	33,920
	2回目 (6/22~26)	3,314	1,697	33,940
後期	1回目北部 (9/14~18)	1,620	768	15,360
定期散布 計			8,566	171,320
追加①	6月 (6/29~7/8)	—	12	240
追加②	8月 (8/5)	—	14	280
追加③	8月 (8/22~9/7)	—	90	1,800
追加④	8月 (8/26)	—	14	280
追加⑤	9月 (9/7)	—	12	240
追加散布 計			228	4,560
令和4年度 合計			8,794	175,880

## 8 登山者等への注意喚起

### (1) 遊歩道・登山道への消毒・石灰帯の設置

遊歩道や登山道等の利用者を介した豚熱ウイルスの拡散も懸念されたことから、豚熱が発生した平成30年の12月には、遊歩道の入口に消毒剤を設置し、翌年2月には、遊歩道の入口に石灰帯を設置し、入山者の靴裏の消毒徹底を図った。

#### 【設置実績】

登山道、自然歩道入口等、約40箇所を設置。



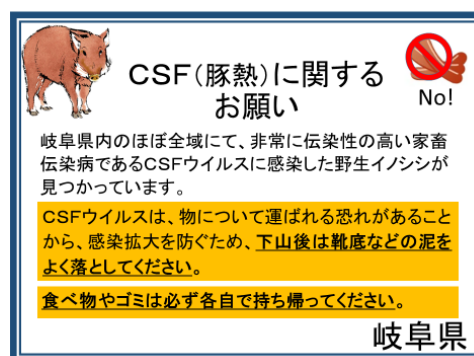
<登山道に設置した石灰帯>

### (2) 肉製品等の食べ残し残さの適正処理の普及啓発

豚熱感染いのしし生息エリアに立ち入る県民等に対し、ウイルスの持ち出しに十分注意することや、肉製品等の食べ残し残さのポイ捨て禁止について告知する看板等を設置した。

#### 【設置実績（令和元年度）】

登山道、自然歩道入口及び都市公園等の158箇所に設置。



<注意喚起看板>

## 9 野生いのししの検査結果の推移

### (1) 豚熱陽性率

#### ①平成30年度

岐阜市内で感染が確認されて以降、感染確認区域の拡大とあわせ、徐々に感染率も上昇し、平成31年2月には60%を超える状況となった。

#### ②令和元年度

4月には、同月の検査頭数に占める陽性個体の割合が、77%を超え、ピークに達した。

その後、陽性個体の割合は減少基調で推移したが、6月には高山市でも感染いのししが確認され、9月には県内で野生いのししが生息する34市町村すべてで陽性個体が確認される事態に至った。

#### ③令和2年度

5月以降、陽性個体の割合は10%以下で減少傾向を示し、7月以降は、0～1%程度で推移しており、スポット的に感染個体が確認される状況となった。

#### ④令和3年度

陽性個体の割合は5%以下で推移し、特定地域においてスポット的に感染個体が確認される傾向が認められた。

### (2) 免疫獲得率

#### ①平成30年度

10月末には岐阜市内で抗体（PCR－、ELISA＋）を持ったいのししが確認され、年度末までに5頭が確認された。

#### ②令和元年度

抗体を付与するための経口ワクチン散布を平成31年3月に開始し、順次、抗体保有率が上昇。10月には豚熱の拡散を抑える目安となる40%を超え、3月に70%に達した。

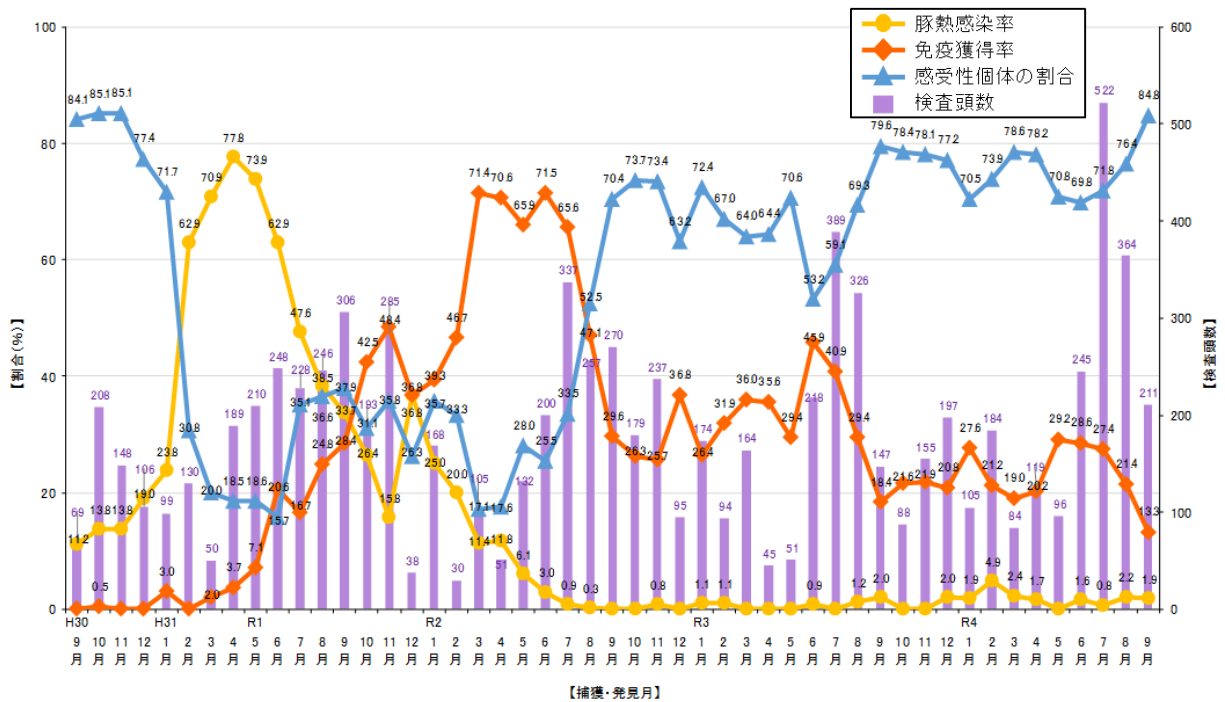
#### ③令和2年度

3月～6月までは70%の抗体保有率を維持していたが、当年生まれの幼獣の移行抗体が消失し、感受性個体となる7月頃から漸次低下。10月末には経口ワクチンを散布し抗体保有率の増加の兆しがみられた。

④令和3年度

前年度後半に20%台に低下したものの、1月～5月までは30%前後で推移していた。

6月と7月は40%台に上昇したものの、幼獣の移行抗体が消失した8月以降は20%前後で推移した。



<豚熱感染率及び免疫獲得率の推移>



## 第8章 農場を守る対策（再開支援と産地再生）



# 1 殺処分に伴う補償及び利子補給

## (1) 補償金

豚熱の発生により、移動制限区域や搬出制限区域内の農場が豚の搬出等を制限されたことによる経済的な被害を補償するために、対象となる農場に補償金を支払った。

厳密に言えば「補償金」という表現は家畜伝染病予防法第60条の2に基づく口蹄疫発生における予防的殺処分が行われた家畜について使用される場所であるが、今回の豚熱の発生においては、法第60条第2項に基づく損害額を補償するもの、又は同法に準じて出荷を自粛した場合の損害額の補償するものを示す。

22事例の発生で、算定の対象となった農場は延べ79農場に上った。各農場で豚の搬出ができなかった期間、頭数、各農場の出荷価格、飼料や平常時の出荷状況の情報を収集し、「家畜伝染病予防法第60条第2項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準」（平成23年7月1日付け23消安第1925号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき算出した。

算定基準における助成措置の対象は、売り上げの減少額や飼料費の増加額に相当する額となっている。しかし、豚の飼養頭数が少ない本県においては、相次ぐ発生で県全体のと畜場出荷頭数が減少したため、平均出荷価格が上昇した。この結果、算定上は出荷遅延により利益が生じ、補償金が発生しないばかりか、利益分が飼料に係る経費を削減させることになり、発生事例の後半に至ってはほとんどの農場に補償金が発生しなかった。

出荷が停止されている期間は収入がなく、それでも農場は人件費をはじめ多くの支払いを行わなければならない。しかしながら、制度上は、算定の対象が豚の価格と飼料代に限られているため、出荷遅延により発生する損失を補填できなかった。

すべての事例で支払いが完了したのは、令和2年3月17日であった。

豚熱発生で制限を受けた延べ79農場が対象。  
支払済み54農場、補償額なし22農場、辞退3農場

## (2) 家畜防疫互助基金

家畜防疫互助基金は、豚熱や口蹄疫等が発生した場合、畜産経営への影響を緩和するため、生産者自らが積み立てを行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みである。これに、国（独立行政法人農畜産業振興機構）が補助をしている。

発生農場のうち経営を再開した11経営体（13農場）（令和4年6月末現在）は、県畜産協会をはじめ関係機関の協力のもと互助金算定を行い、互助金交付申請を行った。申請後は、県畜産協会が開催する互助認定委員会、公益社団法人中央畜産会が開催する互助認定委員会を経て、独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金を加えて、申請者へ互助金（補助金及び生産者積立金）が交付されている。

## (3) 資金支援事業

県では、平成31年3月25日から、豚熱の発生により経済的に深刻な影響を受けた養豚業者に対する支援策として、金融機関等から資金を借り入れる場合に、農家が負担する利子や保証料の補給を行うとともに、経営再開時に国の融資制度を活用する場合にも、県が利子補給を行い、農家の負担軽減を行った。

### ① CSF緊急対策資金（つなぎ資金）

発生農家等の資金繰りを支援するため、家畜伝染病予防法に基づく手当金等を受給するまでのつなぎ資金であるCSF緊急対策資金を創設の上、利子及び保証料を補給した（平成31年3月25日創設）。

※融資実績 2件

### ② 家畜疾病経営維持資金（国制度）

発生農家等が経営の継続、再開、維持に必要な資金を借り入れた場合に、県が利子を補給する制度を創設した（平成31年3月25日創設）

- ・貸付けに必要な手当金等見込額の算定に時間を要し、畜産農家への融資までに時間を要した。

## 2 豚熱発生農家の経営再開ルール

豚熱発生農場が経営を再開しようとする際のルールを令和元年6月に策定し、バイオセキュリティの強化等を要件とした。

### <経営再開ルール>

#### ○令和元年6月策定

国が定めた防疫指針における導入前立入検査及び指導に加え、再発防止に向けた県独自の取組みを実施。

- ① 家畜防疫専門家による現地確認・助言
- ② 衛生管理区域内外での防疫対策（農場周囲環境検査、消石灰散布）
- ③ 再導入前後の検査の強化（導入時及び導入2週間後のPCR検査）
- ④ 再導入方法、再導入ペースに対する指導
- ⑤ 地元住民への周知・説明

#### ○令和元年11月変更

防疫指針の変更に伴い、発生農場における再導入の要件が示されたため、これを加味したルールに変更。

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| ① 家畜防疫専門家による現地確認・助言  | → 継続         |
| ② 衛生管理区域内外での防疫対策     | → 防疫指針に基づき実施 |
| ③ ワクチンの免疫付与状況確認      | → 防疫指針に基づき実施 |
| ④ 再導入方法、再導入ペースに対する指導 | → 継続         |
| ⑤ 地元住民への周知・説明        | → 継続         |

### 3 養豚業再生支援策（令和元年11月）

令和元年10月にワクチン接種が開始されたことで、発生農家等の経営再開支援を本格化させた。

#### （1）養豚業再生支援ワンストップ窓口の設置（令和元年11月13日）

県庁内に支援窓口を設置し、経営再開に係る相談等に対応した。

＜相談項目＞

- 農場のバイオセキュリティ強化
- 制度資金、利子補給制度の利用
- と畜場や食肉事業者向け支援
- 豚肉の消費拡大 等

#### （2）発生農場への再開支援

##### ① 補助メニューの新設

専ら施設整備（ハード事業）を補助対象としてきた強い畜産構造改革支援事業について、令和元年12月補正予算により、発生農家の再開に向けた取り組みやかかり増し経費に対する補助メニュー「養豚業再生支援型」を新設した。

（発生農家向け補助対象経費）

- ・ 専門家による再開指導経費（JASV等コンサルティング経費）
- ・ 設備再稼働点検・メンテナンス（浄化槽、飼料パイプライン等）
- ・ 豚舎内有害生物調査・駆除（ネズミ等）

（全農家向け補助対象経費）

- ・ 農場周辺の消毒資材の購入（消毒液、消石灰等）
- ・ 小動物侵入防止対策資材の購入（殺鼠剤等）
- ・ 繁殖豚導入時の積替えや車両消毒等の掛増し経費
- ・ 飼料購入時の運賃等掛増し経費

＜令和元年度実績＞

- ・ 実施主体：（一社）岐阜県畜産協会、農家補助率：1／2以内
- ・ 実施農場：10農場
- ・ 事業費：14,089千円（県補助金6,400千円）

※令和2年度実績については、「6 養豚業再生支援センターの設置と支援」を参照。

##### ② 県産豚肉の消費拡大（風評被害対策）

県主導で、県内の販売所、小売店等における県産豚肉を全面に出した販売促進フェアを開催した。

### (3) と畜場・食肉流通事業者への経営支援

独立行政法人農畜産業振興機構事業を活用し、取扱量が減少する等、経営が圧迫されている食肉流通事業者を支援した。

- ① と畜場の稼働率の維持確保  
豚熱発生県以外から豚や枝肉を集荷する場合に必要な衛生管理等のかかり増し経費等を支援  
実績：3事業者合計4,356,000円
- ② と畜場の施設維持管理費への支援  
長期に亘り稼働が停止する場合の施設の維持管理費を支援  
実績：2事業者
- ③ 融資・利子補給等  
食肉流通事業者等の資金融通の円滑化を図るため、運転資金を借り入れる場合の利子を補給  
※事業者が負担する金利を機構と県が1/2ずつ負担し、事業者は実質無利子  
実績：1事業者
- ④ 消費拡大PR  
豚熱発生農場の生産規模が回復し、流通が再開すると見込まれた際、生産者団体等が自ら実施する豚肉の販売促進イベントの経費を支援  
実績：1事業、合計60,000円補助

## 4 県産豚肉のPR

養豚業再生に向けた支援策の一環として、消費者を対象に県産豚肉の魅力PRや販売促進のため、豚肉の試食・販売イベント等を開催した。

### <岐阜県産豚肉フェア in 地産地消Week>

概要：県民に安全・安心で新鮮な県産農産物の魅力を知っていただき、消費拡大に繋げるため、県内の直売所、飲食店、小売店等の協力を得て、「地産地消Weekぎふ」として年4回、県産農産物の販売フェアや地産地消メニューの提供等を集中的に実施し、それぞれの季節のオープニングイベント会場において、県産豚肉の試食販売、豚肉料理の紹介等を行い、来店者に広くPRした。

イベント名	期間	会場	内容
岐阜県産豚肉フェア in 地産地消Week 春の陣	令和元年 5月29日	四季七彩こゝろ (中津川市)	豚肉料理の紹介
	令和元年 6月 1日～2日	イオン柳津店	豚肉の試食・販売
岐阜県産豚肉フェア in 地産地消Week 夏の陣	令和元年 7月27日	コープ芥見店	豚肉の試食・販売
	令和元年 8月 8日	コープ恵那店	豚肉の試食・販売
岐阜県産豚肉フェア in 地産地消Week 秋の陣	令和元年10月19日	コープ可児店	豚肉の販売、ノベルティ配布
岐阜県産豚肉フェア in 地産地消Week 冬の陣	令和2年 1月18日～19日	県内イオン5店舗 県内コープ前6店舗 きなあつ瑞浪	豚肉の試食・販売



<令和2年1月18日イオン各務原店>

<岐阜県農業フェスティバル>

概要：岐阜県の農業の現状と将来を広くPRするとともに、県産農産物の展示販売を行う県下最大級の農業イベントにおいて、1,600人分の大試食会、県産豚肉取扱い出展者マップの作成・配布、養豚農家応援フラッグの作成、県産豚肉紹介パネルの展示を行った。

2日間で18万3千人の来場者があり、広くPRすることができた。

イベント名	期間	会場	内容
岐阜県農業フェスティバル	令和元年10月26～27日	県庁前広場	豚肉の試食・販売



<豚肉PRブースと応援フラッグ>

<岐阜県産豚肉フェア in GIFTS PREMIUM>

概要：名古屋市栄に設置している県の「観光・食・モノ」情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」において、精肉・豚肉加工品の他、県産食材のみで期間限定で作成した豚肉応援弁当のPR販売や、豚肉料理のワークショップを実施した。

5日間開催し、名古屋圏の消費者に対し効果的に岐阜県産豚肉のPRすることができた。

イベント名	期間	会場	内容
岐阜県産豚肉フェア in GIFTS PREMIUM	令和元年12月18～22日	GIFTS PREMIUM	豚肉の試食・販売、豚肉応援弁当販売、料理ワークショップ

<GIFTS PREMIUMにおける豚肉PR>

期間	内容
令和3年 1月23日～31日	特設コーナー設置 豚肉料理レシピの配布 購入者へノベルティ配布
令和4年 1月10日～23日	特設コーナー設置 購入者へノベルティ配布



<アンテナショップでの販売>

＜岐阜県産豚肉PRキャラバン＞

概要：養豚業界を応援する機運を醸成するため、スーパー、農産物直売所等、計9店舗に「岐阜県産豚肉PRキャラバン隊」を派遣し、試食販売や県産豚肉紹介パネルの展示、PR資料の配布を通じて、県産豚肉の販売促進を行った。  
当初は、県内5圏域すべてに派遣する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3圏域のみの派遣となった。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、対面でのPRを中止した。

イベント名	期間	会場	内容
岐阜県産豚肉PRキャラバン			
東濃地域	令和2年2月9日	きなあた瑞浪 コープ恵那店 コープ多治見店	豚肉の試食・販売
中濃地域	令和2年2月22日	とれった広場可児店 とれった広場関店 コープ可児店	豚肉の試食・販売
岐阜地域	令和2年2月23日	おんさい広場真正 コープ長良店 コープ芥見店	豚肉の試食・販売



＜令和2年2月9日PRキャラバン隊 きなあた瑞浪＞

＜オンラインを活用した「清流の国ぎふ岐阜県産ポーク」PR事業＞（令和2年度）

概要：オンラインを活用した県産豚肉を使用した料理教室の開催やSNS等を活用した消費者参加型のキャンペーンの実施、県産豚肉をPRする動画等の作成を行った。



＜オンラインでの県産豚肉PRチラシ＞



## 5 ブランド豚「ポーノブラウン」の再造成

平成30年12月に畜産研究所で豚熱が発生し、飼育していたポーノブラウン全てを消失した。

さらに、種豚ポーノブラウンを飼養している県内養豚場でも豚熱が次々に発生し、県育成の種豚「ポーノブラウン」系統維持が困難になることが想定されたため、以下により遺伝資源保存と再造成を進めている。

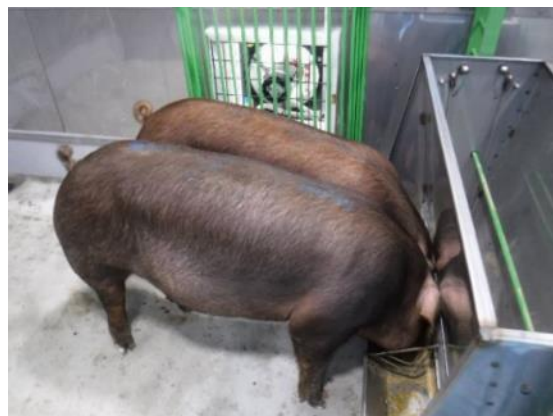
### (1) 緊急避難豚舎の設置（令和元年7月）

令和元年7月に、海津市にある県就農支援センター内に緊急避難豚舎を設置し、県内養豚場で飼養されていたポーノブラウン5頭（雄3頭、雌2頭）を避難させた。

緊急避難豚舎では、精液を採取し凍結保存を実施したほか、交配・分娩により新しい世代に更新し生体としての遺伝資源保存を図った。



<緊急避難豚舎>



<避難したポーノブラウン>

### (2) 民間種豚場を活用したポーノブラウン精液の供給（令和2年7月～）

種豚の再造成には最低でも5年にかかるため、それまでの間、県内農家に精液の供給が出来ないことが懸念された。

このため、過去にポーノブラウンの普及拡大のために精液の緊急供給を委託していた県外民間種豚場の飼養豚の遺伝領域を探查し、計画的な交配・種豚育成を行うことで、県内農家への精液供給を継続するよう努めた。

なお、民間種豚場と県の精液価格との差額を補助することで、農家負担の軽減を図った。

### (3) 小規模一貫豚舎及び隔離豚舎の設置（令和3年5月）

畜産研究所の養豚研究施設の再編整備計画を一部見直し、種豚再造成のための小規模一貫豚舎と隔離豚舎を関市に前倒し整備した。

小規模一貫豚舎とは、分娩室、離乳室、育成室、肥育室、種雌豚室、種雄豚室という一貫飼育を営むうえで必要な部屋一式を有する豚舎。農場への病原体の持込みを防ぐために、SPF (Specific Pathogen Free) 養豚を目標としているため、外部からの豚導入はSPF豚もしくは帝王切開により得た子豚だけに限定する運用とした。



<小規模一貫豚舎>



<隔離豚舎>

#### (4) ボーノブラウンの移動 (令和3年7月)

海津市で飼育しているボーノブラウンを畜産研究所養豚・養鶏研究部 (関市) に移動し、経過観察のため敷地内の隔離豚舎で飼育した (雌5頭)。

隔離豚舎内で種付けを行い、後継豚の生産を進めた。

#### (5) 小規模一貫豚舎への移動 (令和4年3月～)

令和4年3月、隔離豚舎のボーノブラウンのうち1頭について帝王切開を実施し、5頭の種豚候補豚を生産した。これらの子豚は衛生的に小規模一貫豚舎に移動し、飼育を開始した。

その後、5月に1頭、6月に1頭の帝王切開を行い、それぞれ5頭、9頭の種豚候補豚を生産した。(種豚候補豚 約20頭、(令和4年7月現在))

今後も、隔離豚舎の残りのボーノブラウンから種豚候補豚の造成を続け、種豚候補豚から種豚を選抜し、精液や種豚生体の供給を早期に再開できるよう取組みを継続する。



<帝王切開で生まれた子豚>



<小規模一貫豚舎内にて育った子豚 (約1カ月齢) >



令和2年度の実績

＜強い畜産構造改革支援事業（家畜伝染病対策支援型）＞

- ・ 8農場（うち発生農場等5）で実施。
- ・ 事業費178,843千円（うち補助金78,161千円）

＜農場等バイオセキュリティ向上総合対策事業（消費・安全対策交付金）＞

- ・ 12農場（うち発生農場等6）で実施。
- ・ 事業費53,638千円（うち補助金26,470千円）

#### （4）施設の再稼働、消毒等かかり増し経費への支援（ソフト事業）

豚熱発生農場の設備再稼働に必要な点検やメンテナンス費用、豚熱対策のため追加で必要となった消毒等の経費（掛増し経費）に対して支援を行った。

＜強い畜産構造改革支援事業（養豚業再生支援型）＞

- ・ 16農場（発生農場6）で実施
- ・ 事業費41,245千円（うち補助金18,739千円）

#### （5）農場の現状把握

県内農場の飼養衛生管理状況について、令和2年10月から家畜保健衛生所と連携し、現状把握を行った。特に、9月補正予算で施設整備を行う9農場については、先行して実施した。



＜先進農場調査（飼料タンク）＞



＜施設整備支援（消毒ゲート）＞

#### （6）施設整備に係る推奨基準の策定

##### ①経緯

農家から「施設整備の具体的な目安を示してほしい」といった声があったことから、アフリカ豚熱を含め家畜伝染病に強い養豚産地づくりに向け、農場のバイオセキュリティを強化するため、外部有識者の意見や国内外の事例を踏まえて、望ましい施設整備の目安として令和2年度に策定した。

## ②概要

農場の施設整備について、飼養衛生管理基準を具体化した項目と、飼養衛生管理基準に上乘せした項目から構成した。

### <項目例>

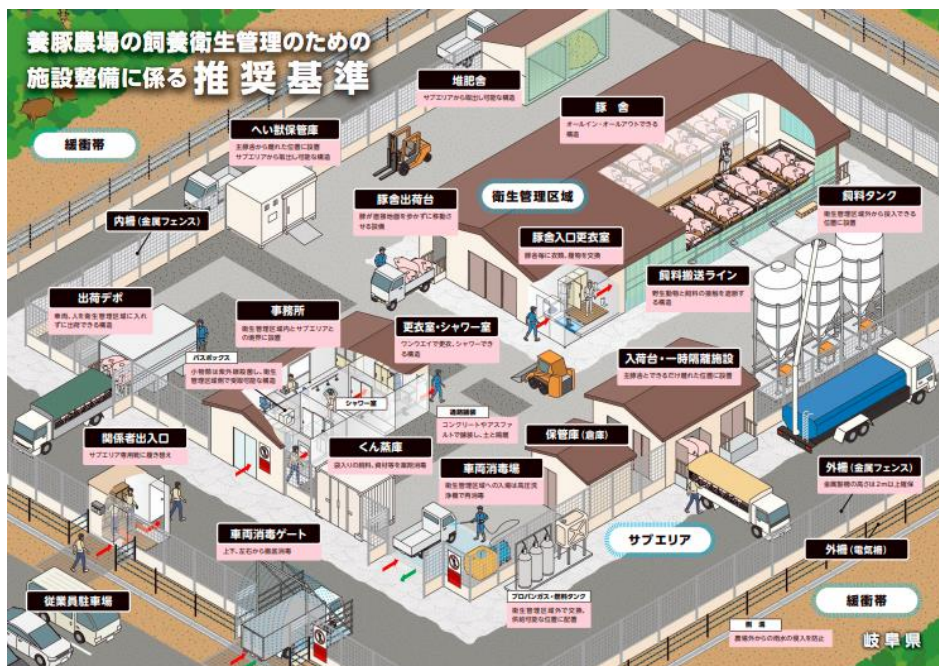
国基準を具体化した項目	国基準に上乘せした項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵（外柵）の高さを2m以上と規定</li> <li>衛生管理区域に立ち入る者の手指の洗浄・消毒、着替え設備（更衣室、シャワー室）を規定</li> <li>衛生管理区域に持ち込む物品等の消毒設備（燻蒸庫、パスボックス等）を規定</li> <li>導入豚の経過観察用の一時隔離施設を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵の二重化（電気柵含めると三重化）を規定し、サブエリアを規定</li> <li>農場外周に側溝・壁の設置を規定</li> <li>農場内通路部分の舗装を規定</li> <li>管理棟の設置を規定</li> <li>豚舎のオールイン・オールアウト構造を規定</li> </ul>

## ③農家への普及

望ましい施設整備を目安として示したもので、飼養衛生管理基準より一段高い農場のバイオセキュリティ強化を図る際の参考として位置付け、立地条件や経営的な面等、農場ごとに条件が異なるため、ハード整備で対応できない部分は、ソフト面（オペレーション）で対応できるよう農場管理マニュアルを整備するといった対応を行った。

また、国の飼養衛生管理基準のチェックリストに県の推奨基準の項目を盛り込み、農家に自己点検してもらうとともに、家畜保健衛生所と養豚業再生支援センターが連携して内容の確認を行った。

策定に際し、令和2年7月に改正飼養衛生管理基準の施行内容とあわせ、これら基準に則った施設整備を促進するため、令和2年度9月補正予算により追加の支援措置を講じ、重点的に対応した。



<農場向け推奨基準ポスター>

<施設整備に係る推奨基準の策定経過>

① 飼養衛生管理強化の手引き等検討委員会の設置

施設整備の推奨基準や、農場管理マニュアルのガイドライン等の作成に当たり、意見を聴くため有識者の検討委員会を開催した。

【検討委員会メンバー】

委員 呉 克昌 (一社)日本養豚開業獣医師協会 (J A S V) 代表理事  
委員 山本 実 農林水産省総務課CSF対策チーム長  
委員 石黒 利治 (公社)県獣医師会会長  
委員 吉野 毅 県養豚協会会長  
アドバイザー 浅井 鉄夫 岐阜大学大学院教授、県有識者会議委員長

② 推奨基準の策定経過 (令和2年度)

第1回検討委員会	5月28日	書面開催
第2回検討委員会	7月1日	書面開催
第7回県CSF有識者会議	7月27日	基準案について説明
第8回県CSF有識者会議	8月24日	修正案について説明、策定
関係機関へ通知	9月17日	



<検討委員会の様子>

## (7) 施設整備に係る事例集の策定

飼養衛生管理基準や県独自の推奨基準にも適合した農場の施設整備ポイントについて、イラストや写真でわかりやすく解説した事例集を作成した。

(関係機関へは、令和3年1月20日に通知)

### 管理棟・更衣室等

推奨基準

- ・農場の管理棟は、衛生管理区域に配置する。
- ・衛生管理区域の入口にシャワー室及び更衣室（脱衣室及び着衣室）を設置する。なお、着衣室は、衛生管理区域として管理する。
- ・管理棟にシャワー室と更衣室を併設する場合は、衛生管理区域として管理するエリア（管理棟及び着衣室）と衛生管理区域外として扱うエリア（脱衣室及びシャワー室）を明確に区別する。



<ポイント>

- 建物出入口に消毒マットまたは消毒槽を設置
- 小物はバスボックスで消毒後に衛生管理区域側で取出す構造
- 衛生管理区域で使用するタオルを区域外に持ち出さないよう、着衣室に回収ボックスを設置
- 衛生管理区域専用トイレとサブエリア（衛生管理区域外）専用トイレを設置
- シャワー室から土間に出ることなく管理棟へ入れる構造等により、管理棟内外の交差汚染を防止

### < 整備例 >

バスボックス



- 衛生管理区域外から預け入れ、消毒完了後に、衛生管理区域内で取り出せるような構造
- 小物類は可能な限りアルコール消毒を併せて実施
- UVランプが照射された部分しか殺菌されないことに注意

一方通行の表示



【注意】衛生管理のためのシャワー後に脱衣室に戻ることはできません。万が一、脱衣室に変わった場合は、必ず再度シャワーを浴びてください。

- 目につく場所に一方通行であることを明示
- シャワー後に脱衣室に戻った場合は必ず再度シャワーを浴びることを明示

<その他付帯設備等>

衛生管理区域専用洗濯機

- 衛生管理区域内専用着は、区域内で洗濯して使用できるように、専用洗濯機を設置
- 洗濯機は、作業専用とそれ以外（下着、バスタオル等）用を分けて設置

使用済みタオル回収ボックス

- シャワー後に使用したタオルが区域外に持ち出されないように、着衣室に回収ボックスを設置



管理に係る事務スペース

- 衛生管理区域外に出る必要がないよう、必要な帳簿等を整備
- 応接や宅配物の受取り等を行う事務所は農場外に設置
- 農場で応接や宅配物の受取りが必要な場合は衛生管理区域外で行い、飼養衛生管理マニュアルでウイルスを持ち込まない対策を規定

## (8) 飼養衛生管理マニュアル作成のためのひな形の作成

法改正により、飼養衛生管理マニュアルの策定が求められたことから、国のマニュアル例を参考に、県独自の養豚農家向けマニュアルのひな形を作成した。

(関係機関へは、令和3年1月20日に通知)

### 1 基本的事項

#### 1-1 豚所有者【豚所有者氏名】の責務

- ・【豚所有者名】の連絡先及び優先順位は以下の通りとし、常時、【飼養衛生管理者名】及び従業員からの緊急連絡を受けることができる体制を維持する。
- 【豚所有者名】①携帯電話番号、②事務所番号、③メールアドレス、④FAX番号

#### 1-2 飼養衛生管理者【飼養衛生管理者名】の責務

- ・【頻度】、家畜保健衛生所から提供される情報を【手段】で確認する。
- ・【頻度】、【講習会・ウェブサイト等】で家畜防疫に関する情報を収集する。
- ・【頻度】、家畜保健衛生所や担当獣医師の指導を踏まえて、農場の飼養衛生管理状況の点検を行い、不備がある場合には改善を実施する。
- ・家畜保健衛生所の検査、担当獣医師による点検等を受けた指摘事項等については、原則【期間】に改善する。また、必要に応じて作業手順を見直し、全従業員に周知するとともに、一連の対応を記録する。
- ・担当獣医師に各種検査の実施、ワクチンプログラムの管理、飼料設計、家畜伝染性疾病等に関する情報の提供を求める。
- ・担当獣医師や家畜保健衛生所からの指摘、施設や設備の整備、作業手順の変更などにより、飼養衛生管理マニュアルの記載事項に変更があった場合は速やかにマニュアルの修正を行う。
- ・飼養衛生管理マニュアルの内容、家畜伝染性疾病の発生及びまん延防止に関する情報について、【頻度】、【周知手段】により従業員や外部訪問者に周知する。
- ・担当獣医師や従業員との連絡を密にし、常時連絡を受けられる体制を取る。

#### 1-3 記録の作成及び保管

- ・以下の農場の飼養衛生管理に関する記録様式を整備し、【保存期間（少なくとも1年間）】保管する。
  - ① 衛生管理区域に立ち入った者  
氏名、住所、所属、立入年月日、目的、消毒実施の有無、当日の他の畜産関係施設・（県外）大臣指定地域への立入りの有無、海外や他の畜産関係施設で使用した物品の持ち込みの有無
  - ② 過去一週間以内に海外から入国、帰国した者  
全ての滞在国または地域の名称、現地における畜産関係施設への出入りの有無
  - ③ 農場従業員で海外渡航した者  
滞在期間及び国名または地域名、海外で使用した衣類の農場への持込み
  - ④ 導入豚  
豚種類、頭数、健康状態、導入元農場名、導入年月日
  - ⑤ 出荷・移動豚  
豚種類、頭数、健康状態、出荷・移動先、出荷・移動の年月日
  - ⑥ 飼養豚  
頭数、月齢、異状の有無、獣医師等の診療結果、投薬等処置状況
  - ⑦ 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導  
指導内容、指導年月日
- ※上記以外に整備が必要な記録簿
  - 備品台帳（2-3関連）
  - 作業日報（4-1・4・5・7・8関連）

#### 1-4 豚の健康観察

- ・【頻度】、担当獣医師から豚の健康管理について指導を受ける。
- ・毎日、豚の健康観察を実施する。

### <飼養衛生管理マニュアル作成のためのひな形>

また、令和3年度には、外国籍従業員への飼養衛生管理への理解を促進するため、飼養衛生管理マニュアルの多言語化（英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語）を実施した。

**1 基本事項**

**1-1 养猪户主【养猪户主姓名】职责**

【养猪户主姓名】的联系方式及遵循如下优先顺序，并维持【饲养卫生管理人姓名】及工作人员紧急联系时能随时取得联系的机制。

【养猪户主姓名】①手机号码、②办公室电话、③电子邮件、④传真号码】

**1-2 饲养卫生管理人【饲养卫生管理人姓名】职责**

【频度】 家畜保健卫生所提供信息通过【方式】加以确认。

【频度】 通过【演讲会、网站等】收集家畜防疫的相关信息。

【频度】 根据家畜保健卫生所或负责兽医的指导，检查猪场的饲养卫生管理情况，如有欠妥事宜，需加以改善。

家畜保健卫生所的检查、负责兽医的检查等时所指出的注意事项，原则上要在【期间】内加以改善，并且必要时需修改操作程序，通知所有工作人员，同时做好一系列的应对记录。

请求负责兽医提供各种检查的实施、疫苗程序管理、饲料设计，以及家畜传染病等相关信息。

鉴于负责兽医或家畜保健卫生所的指正、设施或设备的整備、操作程序的变更等事宜，饲养卫生管理手册上的记载事项如有变更，请立即修改手册内容。

饲养卫生管理手册的内容，防止家畜传染病发生及蔓延相关信息。【频度】 通过【通知方式】向工作人员或外部来访者通知。

与负责兽医或工作人员紧急联系，建立能随时取得联系的机制。

家畜保健卫生所  
指都道府县设置的机构，旨在振兴畜牧业，从事预防家畜传染病相关事务，进行家畜疾病的诊断和饲养卫生管理指导等。

<中国語版>

**1 Assuntos básicos**

**1-1 Responsabilidades do proprietário dos suínos [nome do proprietário dos suínos]**

As informações de contato e prioridade do [nome do proprietário dos suínos] devem ser a seguinte, e um sistema será mantido para que o contato de emergência do [nome do gerente de higiene na criação] e os funcionários possam ser recebidos em todos os momentos.

[Nome do proprietário dos suínos] [(1) Número de celular, (2) número do escritório (3) e-mail, (4) número de fax]

**1-2 Responsabilidades do Gerente de Higiene na Criação [Nome do Gerente de Higiene na Criação]**

Verificar [com frequência] as informações fornecidas pelo Centro de Serviços de Higiene Pecuária<sup>1</sup> por [meios].

Coletar informações sobre prevenção epidêmica de gado [com frequência] por [Seminários, Websites, etc.].

[Com frequência], com base na orientação do Centro de Serviços de Higiene Pecuária e do veterinário responsável, verificar o status de gerenciamento de higiene na criação da fazenda e implementar melhorias se houver alguma deficiência.

Em princípio, as melhorias deverão ser feitas dentro do [tempo] para os itens indicados durante as inspeções feitas pelo Centro de Serviços de Higiene Pecuária e pelo veterinário responsável. Além disso, revisar o procedimento de trabalhos [conforme necessário, compartilhar as informações com todos os funcionários e registrar uma série de ações].

Ao veterinário responsável, solicitar que forneça informações sobre doenças infecciosas do gado, etc., a implementação de vários testes, o gerenciamento de programas de vacina, o projeto de alimentação, etc.

Se houver uma mudança nos itens descritos no Manual de Gestão de Higiene na Criação devido a indicações do veterinário responsável ou do Centro de Serviços de Higiene Pecuária, manutenção de instalações e equipamentos, mudanças nos procedimentos de trabalho, etc., o manual será corrigido prontamente.

Divulgar informações sobre o conteúdo do Manual de Gestão de Higiene na Criação e a prevenção de surtos e disseminação de doenças infecciosas do gado para os funcionários e visitantes externos [com frequência] por [meios de divulgação].

Manter contato próximo com os veterinários responsáveis e funcionários, e estabelecer um sistema que permita que eles estejam em contato constante.

<sup>1</sup> Centro de Serviços de Higiene Pecuária  
Está instalado em prefeituras prestando serviços administrativos relacionados com a prevenção de doenças infecciosas, diagnóstico de doenças infecciosas na pecuária e orientação na gestão de higiene na criação para a promoção da pecuária.

<ポルトガル語版>

**(9) 養豚専門獣医師による農場飼養衛生管理への助言**

養豚を専門とする日本養豚開業獣医師協会（JASV）の獣医師を県内農場に派遣し、ハード・ソフト両面で農場の飼養衛生管理強化に対する助言を実施した。



<農場視察風景>



<作業手順の確認>

**(10) 飼養衛生管理の啓発活動**

飼養衛生管理の啓発物品を作成し、県内農家等へ配布した。



<飼養衛生管理徹底啓発用ポスター等>



<参考 豚熱発生農家等の再開状況（令和4年9月1日現在）>

令和4年7月8日に、1農場が出荷を再開したことにより、防疫措置を行った民間の20農場及び早期出荷を行った2農場の計22農場のうち、16農場が再開した。

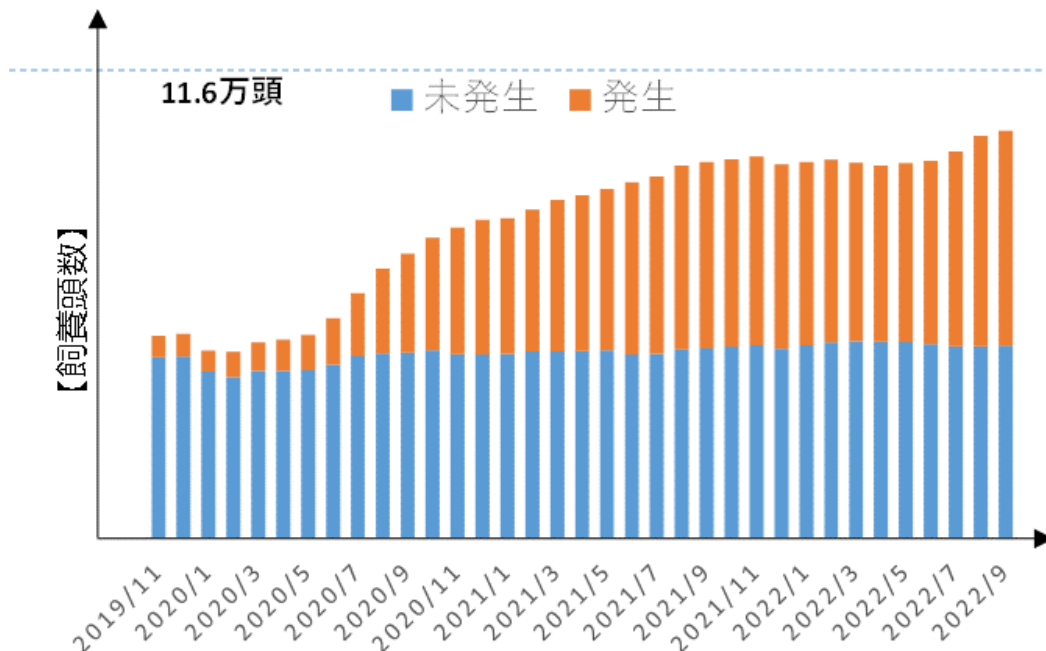
<豚熱発生農家等の再開状況（令和4年9月30日現在）>

豚熱発生 農場等	再開状況			再開率
	出荷再開	再開未定	廃業	
22農場	16農場	3農場	3農場	72.7%

また、未発生農場や新設農場を含む県全体の飼養頭数も105,359頭となり、発生当時の91.0%まで回復している。

<飼養頭数の状況（令和4年10月1日現在）>

豚熱発生前	現在の飼養頭数	回復率
115,806頭	105,359頭	91.0%



<飼養頭数の推移>

## 第9章 家畜防疫体制の強化

# 1 飛騨家畜保健衛生所の移転整備

## (1) 経緯

平成30年9月からおよそ一年に亘り発生した豚熱への対応を踏まえ、県全体の家畜防疫体制を強化することを目的に、中央家畜保健衛生所（岐阜市）のみで実施してきた緊急を要する病性鑑定を、飛騨地域においても実施できる体制を整えることとした。

当時、稼働していた飛騨家畜保健衛生所が設置されている飛騨総合庁舎分室西側に新たに整備することとし、令和元年9月から整備に着手し、令和3年度末に工事が完了。移転作業後、令和4年6月3日に開所した。

### <主な経過>

令和元年 9月～令和2年7月

- ・基本設計、詳細設計

令和2年12月～令和4年3月

- ・建築等工事

令和4年 6月

- ・開所、業務開始



<飛騨家畜保健衛生所外観>

## (2) 施設概要

① 敷地面積	1,849 m <sup>2</sup>
② 構造	本館棟 鉄筋コンクリート造 2階建 解剖・焼却棟 鉄筋コンクリート造 1階建 車両消毒棟 鉄骨造 1階建
③ 延べ床面積	本館棟 1,211 m <sup>2</sup> 解剖・焼却棟 270 m <sup>2</sup> 車両消毒棟 32 m <sup>2</sup>
④ 主な施設	本館棟1階 事務室、一般検査室等 本館棟2階 ウイルス検査室、遺伝子検査室、 高度病原体検査室 等
⑤ 総事業費	約1億3千円

(内訳)

建築工事	1,057,735千円
特殊整備工事	147,741千円
工事監理費	20,447千円
総合庁舎車庫移転工事	30,197千円
用地取得費	60,300千円
その他(調査・測量・設計、事務費、備品購入費等)	112,985千円

⑥ 工期 令和元年9月～令和4年3月

### (3) 施設の特徴等

敷地内での交差汚染や敷地外への病原体の拡散防止を徹底するため、人、車両の動線などに配慮するとともに、本館棟2階には、「検査室からウイルス・細菌が外に出ない」バイオセーフティレベルの高い検査室を設置した。

これまで中央家畜保健衛生所でしか対応できなかった牛や馬といった大きな家畜の解剖検査も可能とした。

従前の飛騨家畜保健衛生所(飛騨総合庁舎分館1階)は、今後、野生いのしし検査のバックアップ施設として機能を維持する。

今後、防疫資材の備蓄拠点を飛騨家畜保健衛生所の西側に整備予定である。



<ウイルス検査室>



<高度病原体検査室>



<解剖棟・炉室>

#### (4) 開所式の開催

業務開始に先立ち、東海農政局、県議会議員、畜産関係団体の代表に出席いただき、式典及び内覧会を開催した。

<開所式概要>

日 時：令和4年6月3日（金） 13時30分～14時30分

内 容：主催者挨拶 河合副知事

来賓祝辞 岐阜県議会議長（代理：農林委員会委員長）

東海農政局長（代理：東京農政局次長）

高山市長

テープカット、内覧会



<開所式（テープカット）>

## 2 獣医師の人材育成

### (1) 目的等

アフリカ豚熱発生時の防疫対応の検討、家畜伝染病に対する適切な検査・予防及び専門的知見を持った農場指導を行うため、家畜保健衛生所職員（獣医師）にはスキル及び有事に対するマネジメント能力の向上が求められている。

そうした情勢を踏まえ、家畜伝染病に関する高度な知識・技術を習得するため、家畜保健衛生所職員（獣医師）を大学等へ一定期間派遣することとした。

### (2) 実績・計画

#### <令和2年度派遣実績>

北海道大学 8月 1日～10月31日 飛騨家畜保健衛生所職員

#### <令和3年度派遣実績>

北海道大学 8月 1日～10月31日 飛騨家畜保健衛生所職員

宇都宮大学 8月17日～ 9月16日 中央家畜保健衛生所職員

あかばね動物クリニック 10月11日～11月 9日 東濃家畜保健衛生所職員

#### <令和4年度派遣実績>

北海道大学 8月22日～11月18日 中央家畜保健衛生所職員

宇都宮大学 8月22日～ 9月21日 東濃家畜保健衛生所職員

あかばね動物クリニック 8月 1日～ 8月31日 中央家畜保健衛生所職員

### (3) 研修内容

#### ① 北海道大学

ウイルス検査技術の習得と、その検査結果をもとにした調査・分析手法を習得

#### ② 宇都宮大学

野生いのししの被害対策や調査、捕獲、解剖を通じて、家畜伝染病対策を講じるための知見・技術を習得

#### ③ あかばね動物クリニック

豚の管理獣医師の元へ派遣し、飼養衛生管理指導技術について、専門的な知識を習得



## 参考URL

---

### 1章関連

- ・平成30年岐阜県豚コレラ対策検証報告～初期対応を中心として～  
「第9回本部員会議資料」に掲載

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/147019.html>

### 2章関連

- ・岐阜県家畜伝染病防疫対策要領

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3731.html>

- ・岐阜県CSF有識者会議 資料

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/153501.html>

- ・ドイツ・リトアニア豚コレラ対策調査 報告書  
「第5回岐阜県CSF有識者会議資料」に掲載

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/153501.html>

- ・本部員会議資料

「県内の豚熱（CSF）発生にかかる対応経過について」のページに掲載

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/21051.html>

### 3章関連

- ・県内の豚熱（CSF）発生にかかる対応経過について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/153501.html>

### 4章関連

- ・飼養衛生管理基準ポスター

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/image/29394.jpg>



## 6章関連

- ・飼養豚の免疫付与状況（グラフ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/227831.html>

## 7章関連

- ・野生いのししの検査結果

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/106039.html>

- ・野生いのししの検査結果（グラフ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/227831.html>

## 8章関連

- ・施設整備に係る推奨基準ポスター

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/22174.html>

- ・養豚農場の飼養衛生管理のための施設整備に係る推奨基準

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/22174.html>

- ・養豚場の飼養衛生管理のための施設整備に係る事例集

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/22174.html>